

少子化対策特別部会（第5回）

平成20年3月21日（金）

17:00～19:00

厚生労働省 省議室（9階）

議 事 次 第

○ 議 事

1. 次世代育成支援に関するサービス・給付の現状と課題①（現物給付）

2. サービス利用者・提供者からのヒアリング

— ヒアリング出席者

○ 保育所を考える親の会 普光院 亜紀

○ （青森県）野木保育園理事長 坂崎 隆浩

[配付資料]

資料1 次世代育成支援に関するサービス・給付の現状（1）（現物給付）

資料2 次世代育成支援に関するサービス・給付の現状（1）（現物給付）

（参考資料）

資料3 次世代育成支援施策の在り方に関する研究会報告書（平成15年8月7日）のポイント

資料4 普光院参考人提出資料

資料5 坂崎参考人提出資料

資料6 杉山委員提出資料

次世代育成支援に関する サービス・給付の現状(1) (現物給付)

目 次

■ I 仕事と子育ての両立を支えるサービス・給付

- 1 保育所(認可保育所)【P2】
- 2 延長保育事業 【P5】
- 3 休日・夜間保育事業 【P7】
- 4 特定保育事業 【P9】
- 5 家庭的保育事業 【P11】
- 6 病児・病後児保育事業 【P13】
- 7 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ) 【P15】

■ II すべての子どもの健やかな育成を支える給付・社会基盤

- 1 妊婦健診 【P17】
- 2 乳幼児健診等 【P18】
- 3 生後4ヶ月までの全戸訪問事業(乳児家庭全戸訪問事業) 【P19】
- 4 育児支援家庭訪問事業(養育支援訪問事業) 【P21】
- 5 一時保育(一時預かり)事業 【P23】
- 6 子育て短期支援事業(ショートステイ事業・トワイライトステイ事業) 【P25】
- 7 地域子育て支援拠点事業 【P27】
- 8 ファミリー・サポート・センター事業 【P29】
- 9 児童館事業 【P31】
- 10 社会的養護 【P33】

I 仕事と子育ての両立を支えるサービス・給付

1 保育所(認可保育所)

(1) 概要

① サービス・給付内容

日中就労等している保護者に代わって、保育に欠ける乳幼児を保育する施設。
(原則として、開所時間11時間、保育時間8時間、開所日数約300日)

② 実施状況

・実施箇所数: 22, 848箇所(H19.4現在)
・利用児童数: 約202万人(H19.4現在)【参考資料P6・7】 (※待機児童等の状況 → 【参考資料P8・9】)

(2) サービス提供・給付責任

- 市町村に対して、「保育に欠ける」乳幼児について、保育所における保育を義務付け。
(※ただし、付近に保育所がない等やむを得ない事由があるときは、自治体単独保育室等における保育等の「その他の適切な保護」をしなければならない。)
- 入所希望者が当該保育所の定員数を上回る場合は、公正な方法で選考。

(3) 基盤整備

① 基盤整備に関する枠組み

市町村が次世代育成支援対策推進法に基づく地域行動計画において、計画期間(5年間)の取組を記載(※今回の児童福祉法等改正において、整備目標量を定めるに際しての参酌標準を規定)。

また、特定市町村(待機児童数50人以上)には、供給体制確保のため「市町村保育計画」の策定を義務付け。

② 施設整備補助

私立保育所については、施設整備補助有り。(※次世代育成支援施設整備交付金(いわゆる「ハード交付金」))

《国庫補助対象》社会福祉法人・学校法人(幼保連携型認定こども園の保育所)・日本赤十字社・公益法人

(※株式会社・NPO法人は補助対象外)

《国庫補助単価》定員90名の保育所を整備する場合 1施設当たり6000万円(事業費ベース1億2000万円)

《費用負担》定額国1/2相当、市町村1/4相当、設置者1/4相当

(※公立保育所については、三位一体改革により、平成18年度に一般財源化。)

(4) 事業開始規制等

- ① 市町村が実施する場合
…都道府県知事に対する届出
- ② 民間主体が実施する場合(※主体制限はなし)
…都道府県知事の認可

(5) サービス利用の仕組み

- ① サービスの必要性の判断
 - ・ 市町村が「保育に欠ける」乳幼児か否かを判断。
 - ・ 具体的な判断基準は、政令で定める大枠の基準に従い、各市町村が条例で設定。【参考資料P10・11】
- ② サービス利用の流れ【参考資料P12】
 - ・ 保護者が市町村に対して希望の保育所の申込みを行い、市町村と保護者の間で利用契約を締結。
(市町村と保育所の間は委託関係)
- ③ 利用料
各市町村が保育料を設定。(国は、国と市町村の間の精算基準として徴収金基準額を設定。)【参考資料P13】

(6) サービスの質の確保に関する仕組み

- ① 人員配置(「児童福祉施設最低基準」による主な基準)
0歳児3人:保育士1人 / 1・2歳児6人:保育士1人 / 3歳児20人:保育士1人 / 4歳以上児30人:保育士1人
【参考資料P14～18】
- ② 施設設備(「児童福祉施設最低基準」による主な基準)
《0・1歳児》 乳児室(1.65平方m以上/人)・ほふく室(3.3平方m以上/人)・医務室・調理室・便所
《2歳以上児》 保育室又は遊戯室(1.98平方m以上/人)・屋外遊戯場(3.3平方m以上/人)・調理室・便所
- ③ その他
 - ・ 「保育所保育指針」に基づいて、児童の発達に応じた保育を提供。
 - ・ 保育所版の第三者評価基準を作成

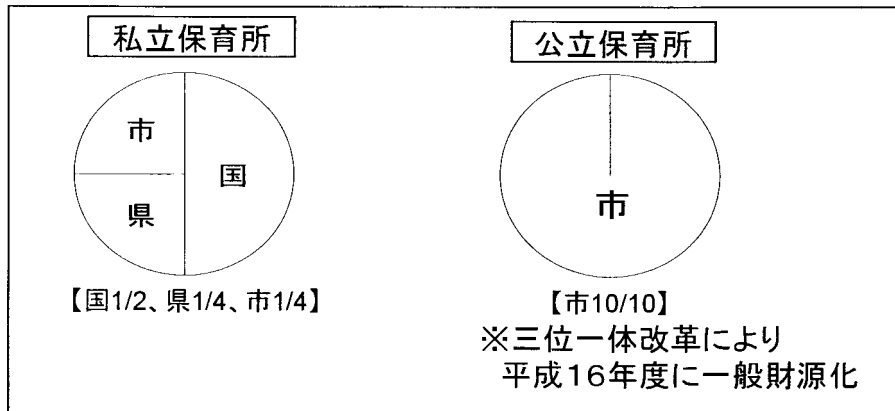
(7) 費用負担

① 運営主体に対する支払い

「保育所運営費」として、定員規模・入所児童の年齢に応じた費用を市町村より支払い。
(※利用量(日数・時間)には関連しない単価設定。)

② 費用負担

「保育所運営費」に要する費用について、以下の割合で公費負担。(※予算に応じて負担するいわゆる「裁量的経費」ではなく、かかった費用を必ず負担する「義務的経費」となっている。)



③ 費用額

費用額(全体): 約1兆7800億円

公費負担総額: 約1兆200億円 (H20予算案ベース(公立分は推計による)) ※残余(7600億円)は利用者負担

(8) その他

- 平成18年10月より、幼稚園、保育所等のうち、①教育及び保育を一体的に提供し、②地域における子育て支援を実施する施設を都道府県が認定する「認定こども園」制度が開始。
- 認定こども園に対する財政措置は、保育所及び幼稚園に係る補助制度を組み合わせ。

2 延長保育事業

(1) 概要

① サービス・給付内容

11時間の開所時間を超えて保育サービスを提供する事業

② 実施状況

・実施箇所数:9,540箇所(H19年度交付決定ベース、民間分のみ)【参考資料P19】

(2) サービス提供・給付責任

サービス提供・給付の義務付けはない。(※設置主体(保育所)及び市町村の判断)

(3) 基盤整備

① 基盤整備に関する枠組み

市町村が次世代育成支援対策推進法に基づく地域行動計画において、計画期間(5年間)の取組を記載

② 施設整備補助

(※通常保育の時間延長部分であるため、独自の施設整備補助の仕組みはない。)

(4) 事業開始規制等

通常保育の時間延長部分であるため、独自の事業開始規制等はない。

(7)による補助の対象となるか否かは市町村の裁量による。

(5) サービス利用の仕組み

①サービスの必要性の判断 / ②サービス利用の流れ

利用申込みは、市町村又は直接保育所に対して行う。

(※通常保育の時間延長部分であるため、サービスの必要性に係る独自の判断はない。)

③ 利用料

特に定められていない。(※各市町村又は各保育所において設定。)

(6) サービスの質の確保に関する仕組み

○ 人員配置

延長時間帯を通じて、常時2人以上の保育士を配置。

(7) 費用負担

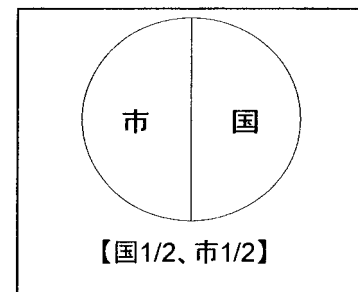
① 運営主体に対する支払い

各市町村が補助額等を決定。(※次世代育成支援対策交付金(いわゆる「ソフト交付金」)として、国が予算の範囲内において、各市町村に対し、他の事業分と併せて包括的に国庫補助相当額を交付し、市町村が、交付金と自らの負担分を併せて、それぞれの補助対象事業の実施主体に対する補助を実施。)

② 費用負担

左記の割合で公費負担。

(※予算に応じて負担するいわゆる「裁量的経費」)



③ 費用額

公費負担総額:次世代育成支援対策交付金(約750億円(H20予算案ベース))の内数

3 休日・夜間保育事業

(1) 概要

① サービス・給付内容

休日保育：日曜・祝日等の保育を行う事業（※年間を通じて開所する保育所が実施）

夜間保育：22時頃までの夜間保育を行う事業（※開所時間は概ね11時間）

② 実施状況

《実施箇所数》 休日保育：875箇所、 夜間保育：72箇所（H19年度交付決定ベース）【参考資料P20】

(2) サービス提供・給付責任

サービス提供・給付の義務付けはない。（※設置主体（保育所）及び市町村の判断）

(3) 基盤整備

① 基盤整備に関する枠組み

市町村が次世代育成支援対策推進法に基づく地域行動計画において、計画期間（5年間）の取組を記載

② 施設整備補助

（※保育所等での提供が前提のため独自の施設整備補助の仕組みはない。）

(4) 事業開始規制等

保育所による提供又は市町村による公共施設での提供が前提のため、独自の事業開始規制等はない。

(7)による補助の対象となるか否かは市町村の裁量による。

(5) サービス利用の仕組み

①サービスの必要性の判断 / ②サービス利用の流れ

休日・夜間において保護者が労働することを常態としている等の「保育に欠ける」児童

③ 利用料

《休日保育》 特に定められていない。(※各市町村又は各保育所において設定。)

《夜間保育》 通常保育と同様。(=各市町村が保育料を設定、国は国と市町村の間の精算基準として徴収金基準額を設定。)

(6) サービスの質の確保に関する仕組み

○ 人員配置

休日保育事業：対象児童数の多さ等に応じた保育士の配置とすること。(最低2人以上)

夜間保育事業：保育所と同様。

(7) 費用負担

① 運営主体に対する支払い

《国庫補助単価》

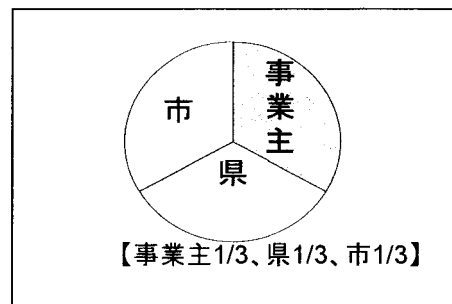
休日保育：63～220.5万円(利用児童数に応じた実績払い)

夜間保育：150万円 (注)保育所としての運営費とは別途、夜間保育に必要な光熱水費、設備費等に対する上乗せ補助
(※児童育成事業(児童手当法に基づく事業主拠出金による事業))

② 費用負担

左記の割合で公費負担。

(※予算の範囲内で補助する経費)



③ 費用額

《費用額(全体)》 休日保育：約29.2億円／夜間保育：約1億2千万円 (H19年度予算ベース)

《公費負担総額》 休日保育：約14.6億円／夜間保育：約1億2千万円 (H19年度予算ベース)※残余は利用者負担

4 特定保育事業

(1) 概要

① サービス・給付内容

週2～3日程度又は午前か午後のみ、必要に応じて柔軟に保育サービスを提供する事業

② 実施状況

《実施箇所数》 927箇所（H19年度交付決定ベース）【参考資料P21】

(2) サービス提供・給付責任

サービス提供・給付の義務付けはない。（※市町村の判断（児童福祉法に事業の着実な実施に向けた努力義務有り。））

(3) 基盤整備

① 基盤整備に関する枠組み

市町村が次世代育成支援対策推進法に基づく地域行動計画において、計画期間(5年間)の取組を記載

② 施設整備補助

保育所の施設整備の際に、併せて特定保育事業のための保育室等を整備する場合には、施設整備補助あり。

(4) 事業開始規制等

保育所による提供又は市町村による提供が前提のため、独自の事業開始規制等はない。
(7)による補助の対象となるか否かは市町村の裁量による。

(5) サービス利用の仕組み

①サービスの必要性の判断 / ②サービス利用の流れ

市町村が定めた事由により、一定程度(概ね月64時間以上)の日時について、保護者・同居親族等が保育できないと認められる就学前児童について、保護者からの市町村又は保育所に対する申込みによりサービス提供。

③ 利用料

特に定められていない。(※各市町村又は各保育所において設定。)

(6) サービスの質の確保に関する仕組み

○ 人員配置

保育所に準じる。(保育所以外の公共的施設で実施する場合は、保育士を最低2人以上配置。)

(7) 費用負担

① 運営主体に対する支払い

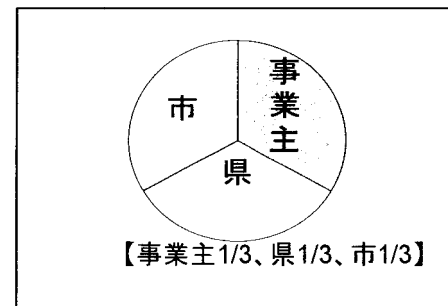
《国庫補助単価》 27～513万円(利用児童数に応じた実績払い)

(※児童育成事業(児童手当法に基づく事業主拠出金による事業))

② 費用負担

左記の割合で公費負担。

(※予算の範囲内で補助する経費)



③ 費用額

《費用額(全体)》 約58億円 (H19年度予算ベース)

《公費負担総額》 約29億円 ※残余は利用者負担

5 家庭的保育事業

(1) 概要

① サービス・給付内容

保育に欠ける乳幼児について、保育士又は看護師の資格を有する家庭的保育者の居宅等において、保育所と連携しながら、少数の主に3歳未満児を保育するもの(※今回の児童福祉法等改正により、市町村を実施主体とするとともに、保育士又は看護師以外の者も担い手となり得るようにする方向で検討中)。

② 実施状況

《実施箇所数》 家庭的保育者数:105人 (H18年度交付決定ベース)

《利用者数》 利用児童数319人 (H18年度交付決定ベース) ※H20年度予算案で利用児童数を2500人へ拡大

(2) サービス提供・給付責任

サービス提供・給付の義務付けはない。(※市町村の判断)
(※今回の児童福祉法等改正により、保育所の補完的役割として位置付け。)

(3) 基盤整備

① 基盤整備に関する枠組み

今回の児童福祉法等改正により、市町村が地域行動計画において、計画期間(5年間)の取組を記載し、また、国において、市町村が認可保育所と併せた保育サービスの整備目標量を定めるに際しての参酌標準を提示する旨規定。

② 施設整備補助

特になし

(4) 事業開始規制等

(7)による補助を受けるためには、市町村より家庭的保育事業の委託を受けることが必要。
(※今回の児童福祉法等改正により、実施主体が市町村とされ、市町村による都道府県知事への届出を規定)

(5) サービス利用の仕組み

① サービスの必要性の判断

「保育に欠ける」児童

② サービス利用の流れ／③ 利用料

特に定められていない。(※各市町村において設定。)

(6) サービスの質の確保に関する仕組み

○ 人員配置

保育士又は看護師の資格を有する者1人に対し、就学前児童3人以下(別途補助者を雇用する場合は5人以下)
(※今回の児童福祉法等改正により、保育士又は看護師以外の者も担い手となり得るようにする方向で検討中)

※ なお、連携保育所の下に、家庭的保育者に対する巡回指導や相談等を行う専任職員を配置

(7) 費用負担

① 運営主体に対する支払い

《国庫補助単価》家庭的保育者:54,300円(児童1人当たり月額)

家庭的保育支援者:約470万円(年額)

連携保育所又は実施保育所:約180万円(家庭的保育者10人を支援する場合)

(※児童育成事業(児童手当法に基づく事業主拠出金による事業))

② 費用負担

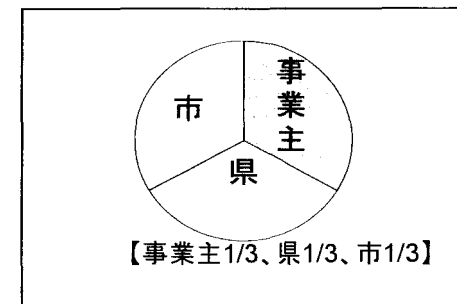
左記の割合で公費負担。

(※予算の範囲内で補助する経費)

③ 費用額

《費用額(全体)》 約38億円 (H20年度予算案ベース)

《公費負担総額》 約22億円 (H20年度予算案ベース) ※残余は利用者負担



6 病児・病後児保育事業

(1) 概要

① サービス・給付内容

- 《病児対応型》 病院・保育所等の付設の専用スペースで、看護師等が地域の病児を一時的に預かる事業
- 《病後児対応型》 病院・保育所等の付設の専用スペースで、地域の病後児を一時的に預かる事業
- 《体調不良児型》 保育所において、体調不良となった児童を一時的に預かる事業

② 実施状況

《実施箇所数》 988箇所 (H19年度交付決定ベース)

(2) サービス提供・給付責任

サービス提供・給付の義務付けはない。(※市町村の判断(児童福祉法に事業の着実な実施に向けた努力義務有り))

(3) 基盤整備

① 基盤整備に関する枠組み

市町村が次世代育成支援対策推進法に基づく地域行動計画において、計画期間(5年間)の取組を記載

② 施設整備補助

- 次世代育成支援対策施設整備交付金(保育所付設の場合)
- 医療提供体制施設整備交付金(病院付設の場合)

(4) 事業開始規制等

(7)による補助を受けるためには、市町村より病児・病後児保育事業の指定を受けることが必要。

(5) サービス利用の仕組み

① サービスの必要性の判断

《病児対応型》《病後児対応型》 保育サービス(認可外保育施設も含む)を利用中の児童等
《体調不良児型》 当該保育所の児童

② サービス利用の流れ

医療機関以外の実施施設の場合は、保護者が病児の症状、処方内容等を記載した連絡票(診察した医師が入院不要である旨を署名したもの)により、病児の状態を確認した上で、受入れを決定。

③ 利用料

特に定められていない。(※各市町村において設定。)

(6) サービスの質の確保に関する仕組み

○ 人員配置

《病児対応型》《病後児対応型》 看護師等1名以上、保育士2名以上(定員4人以上の場合)
《体調不良児型》 看護師等1名以上

○ 医療機関との連携体制

緊急時に児童の受入れを依頼する協力医療機関、日常の医療面での指導・助言を行う指導医をあらかじめ選定。

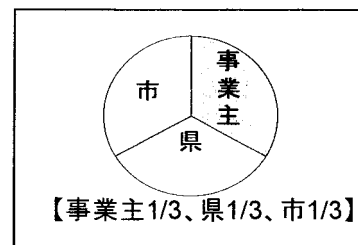
(7) 費用負担

① 運営主体に対する支払い

《国庫補助単価》 病児対応型848万円(定員4人以上の場合)／病後児対応型679万円(定員4人以上の場合)
体調不良児型441万円 (※児童育成事業(児童手当法に基づく事業主拠出金による事業))

② 費用負担

左記の割合で公費負担。
(※予算の範囲内で補助する経費)



③ 費用額

《費用額(全体)》 約139億円 (H20年度予算案ベース)
《公費負担総額》 約81億円 (H20年度予算案ベース) ※残余は利用者負担

7 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

(1) 概要

① サービス・給付内容

共働き家庭など留守家庭のおおむね10歳未満の児童に対して、放課後に適切な遊びや生活の場を与え、健全育成を図るもの。(原則として、1日平均3時間(長期休暇は8時間)以上、年間250日以上)の開設)

② 実施状況

- ・実施箇所数:16,685箇所(H19.5現在)
- ・利用者数:約75万人(H19.5現在)

【参考資料P22～25】

(2) サービス提供・給付責任

サービス提供・給付の義務付けはない。(※市町村の判断(児童福祉法に事業の着実な実施に向けた努力義務有り))

(3) 基盤整備

① 基盤整備に関する枠組み

市町村が次世代育成支援対策推進法に基づく地域行動計画において、計画期間(5年間)の取組を記載(※今回の児童福祉法等改正において、整備目標量を定めるに際しての参酌標準を規定)。

② 施設整備補助

施設整備費補助有り。(※児童厚生施設等整備費)

《国庫補助対象》 創設(新築)の場合、市町村・社会福祉法人・公益法人(※株式会社・NPO法人は対象外)
改修の場合、補助対象制限は撤廃(H20年度より)

《国庫補助単価》 創設(新築)1,250万円、改修700万円(H20予算案ベース)

《費用負担割合》 事業主1/3、都道府県1/3、市町村1/3

(4) 事業開始規制等

都道府県知事に対する届出(※主体制限はなし)

(5) サービス利用の仕組み

①サービスの必要性の判断・②サービス利用の流れ

入所申込みは、市町村又は直接クラブに対して行い、市町村又は実施主体が利用の可否を決定。

③利用料

特に定められていない。(※市町村又は実施主体において判断)

(6) サービスの質の確保に関する仕組み

① 人員配置

放課後児童指導員1人以上を配置

② 施設設備

衛生・安全が確保された設備を備えること。(活動に要する遊具、ロッカー、必要なカーペット、畳等を備えること。)

同一敷地内で放課後子ども教室等を併せて行う場合は、専用スペース又は専用部屋を設け、生活の場としての機能を十分確保すること。

③ その他

「放課後児童クラブガイドライン」(平成19年10月)において、望ましい運営内容を提示。(1クラブの規模は最大70人まで、児童1人当たり概ね1.65㎡以上 など) 【参考資料P26】

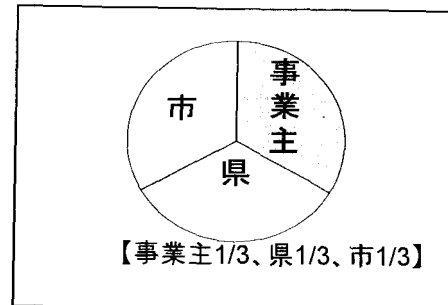
(7) 費用負担

① 運営主体に対する支払い

児童数規模に応じた費用を市町村より支払い。(※児童育成事業(児童手当法に基づく事業主拠出金による事業))
《国庫補助単価》児童数36~70人の場合 約240万円[公費分] (H20予算案ベース)

② 費用負担割合

左記の割合で公費負担。
(※予算の範囲内において補助する経費)



③ 費用額

費用額(全体):約1,000億円

公費負担総額:約560億円 (H20予算案ベース) ※残余は利用者負担

Ⅱ すべての子どもの健やかな育成を支える給付・社会基盤

1 妊婦健診

(1) 概要

① 事業内容

医療機関において妊婦健診を受診(※医療保険適用外)するために必要な費用について、5回程度(※健康な妊娠・出産を迎える上で最低限必要な回数)を基準として、妊婦に対する助成を行うよう、各市町村に対して促しているもの。(※なお、望ましい健診回数についてはおおむね14回程度とされている。)

② 実施状況

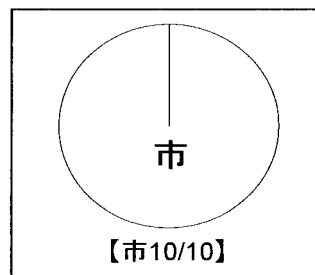
全国平均の公費助成回数:2.8回(H19.8現在)【参考資料P27】

(2) サービス提供・給付責任

市町村に対し、必要に応じ、妊産婦に対する健診を行い、又は、受診勧奨を行うことを義務付け。(※妊婦に対し、何回程度の助成を行うかは、各市町村において独自に決定する。)

(3) 費用負担

助成に必要な費用については、すべて市町村負担。(平成10年度より一般財源化。なお、平成19年度より、妊婦健診の充実のための地方財政措置(地方交付税)を拡充。)



2 乳幼児健診 等

(1) 概要

① 事業内容

《母子健康手帳の交付》

市町村が、妊娠の届出を行った者に、妊娠、出産及び育児に関する記録等のための手帳を交付

《乳幼児健診》市町村が、1歳6ヶ月(～2歳)、3歳(～4歳)の幼児に対し、身体発育状況等の健診を行うもの
(※医療機関における委託実施も可能。(医療機関における実施率はおおむね1割程度))

《保健指導》市町村が、妊産婦や乳幼児の保護者に対し、妊娠・出産・育児に関する必要な指導を行うもの

② 実施状況

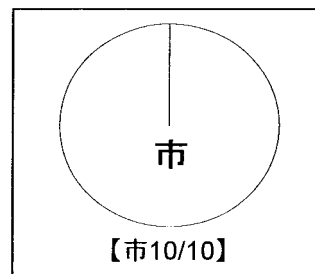
○ いずれについても、全市町村において実施

(2) サービス提供・給付責任

○ 市町村に対し、母子健康手帳の交付・乳幼児健診の実施・必要な保健指導を義務付け

(3) 費用負担

助成に必要な費用については、すべて市町村負担。(平成8年度より、随時一般財源化。)



3 生後4か月までの全戸訪問事業(乳児家庭全戸訪問事業)

(1) 概要

① 事業内容

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業(市町村が実施主体、民間への委託が可能。)

② 実施状況

・実施箇所数:1,063市町村(全市町村の約6割) (平成19年度内示ベース)

(2) サービス提供・給付責任

サービス提供・給付の義務付けはない。(※市町村の判断(児童福祉法に事業の着実な実施に向けた努力義務規定有り。また、今回の児童福祉法等改正において、市町村に対し、事業実施の努力義務を規定))

(3) 事業開始規制等

今回の児童福祉法等改正により、都道府県知事に対する届出を規定

(4) サービスの質の確保に関する仕組み

保健師、助産師、看護師、保育士、愛育班員、母子保健推進員、児童委員、子育て経験者等について、必要な研修(講習)を実施した上で訪問を行う。

(5) 費用負担

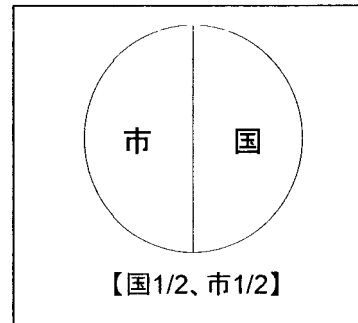
① 各市町村に対する補助

次世代育成支援対策交付金(いわゆる「ソフト交付金」として、国が予算の範囲内において、各市町村に対し、他の事業分と併せて包括的に国庫補助相当額を交付。

② 費用負担

左記の割合で公費負担。

(※予算に応じて負担するいわゆる「裁量的経費」)



③ 費用額

公費負担総額:次世代育成支援対策交付金(総事業費ベース約750億円(H20予算ベース))の内数

4 育児支援家庭訪問事業(養育支援訪問事業)

(1) 概要

① 事業内容

養育支援が必要な家庭に対して、訪問による育児・家事の援助や技術指導等を行う事業
(市町村が実施主体、民間主体への委託が可能。なお、今回の児童福祉法等改正により、妊婦も対象に追加。)

② 実施状況

・実施箇所数:784市町村(全市町村の約4割) (H19年度内示ベース)

(2) サービス提供・給付責任

サービス提供・給付の義務付けはない。(※市町村の判断(児童福祉法に事業の着実な実施に向けた努力義務有り。また、今回の児童福祉法等改正において、市町村に対し、事業実施の努力義務を規定))

(3) 事業開始規制等

今回の児童福祉法等改正において、都道府県知事に対する届出を規定

(4) サービスの質の確保に関する仕組み

育児、家事の援助は子育て経験者、ヘルパー等が、専門的な援助及び技術指導は保健師、助産師、保育士、児童指導員等の専門性を有する者が訪問を行う。

(5) 費用負担

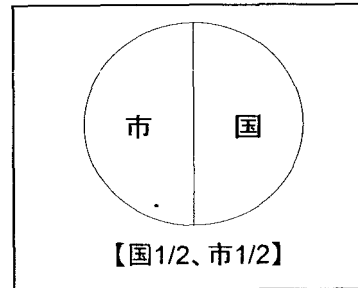
① 各市町村に対する補助

次世代育成支援対策交付金(いわゆる「ソフト交付金」)として、国が予算の範囲内において、各市町村に対し、他の事業分と併せて包括的に国庫補助相当額を交付。

② 費用負担

左記の割合で公費負担。

(※予算に応じて負担するいわゆる「裁量的経費」)



③ 費用額

公費負担総額:次世代育成支援対策交付金(総事業費ベース約750億円(H20予算ベース))の内数

5 一時保育(一時預かり)事業

(1) 概要

① サービス・給付内容

保護者の疾病、育児等に伴う心理的・肉体的負担の解消等のための緊急・一時的な保育サービスを提供するもの

② 実施状況

《実施箇所数》 7,213箇所 (H19年度交付決定ベース) 【参考資料P28】

(2) サービス提供・給付責任

サービス提供・給付の義務付けはない。(※市町村の判断(児童福祉法に事業の着実な実施に向けた努力義務有り))

(3) 基盤整備

① 基盤整備に関する枠組み

市町村が次世代育成支援対策推進法に基づく地域行動計画において、計画期間(5年間)の取組を記載

② 施設整備補助

保育所の施設整備に併せて一時保育事業のための保育室等を整備する場合には、施設整備補助あり。

(4) 事業開始規制等

都道府県知事への届出(今回の児童福祉法等改正による。主体制限はなし。)

(7)による補助の対象となるか否かは、市町村の裁量による。(市町村又は認可保育所による提供が前提)

(5) サービス利用の仕組み

①サービスの必要性の判断 / ②サービス利用の流れ / ③利用料
特に定められていない。(※各市町村又は各保育所において判断・設定。)

(6) サービスの質の確保に関する仕組み

○ 人員配置

対象児童の多さ等に応じた必要な保育士の配置とすること。(最低2人以上)

(7) 費用負担

① 運営主体に対する支払い

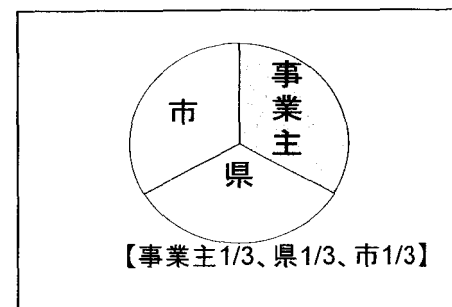
《国庫補助単価》27～513万円(利用児童数に応じた実績払い)
(※児童育成事業(児童手当法に基づく事業主拠出金による事業))

② 費用負担

左記の割合で公費負担。
(※予算の範囲内で補助する経費)

③ 費用額

《費用額(全体)》約150億円 (H19年度予算ベース)
《公費負担総額》約75億円 ※残余は利用者負担



6 子育て短期支援事業(短期入所生活援助(ショートステイ)事業/夜間養護等(トワイライトステイ)事業)

(1) 概要

① サービス・給付内容

《短期入所生活援助(ショートステイ)事業》

保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において養育・保護を行う(原則として7日以内)。

《夜間養護等(トワイライトステイ)事業》

保護者が、仕事その他の理由により、平日の夜間又は休日に不在となり児童の養育が困難となった場合等の緊急の場合に、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において児童を預かるもの。宿泊可。

② 実施状況

《短期入所生活援助(ショートステイ)事業》511箇所

《夜間養護等(トワイライト)事業》236箇所 (H18年度実績ベース)

(2) サービス提供・給付責任

サービス提供・給付の義務付けはない。(※市町村の判断(児童福祉法に事業の着実な実施に向けた努力義務有り))

(3) 基盤整備

① 基盤整備に関する枠組み

市町村が次世代育成支援法に基づく地域行動計画において、計画期間(5年間)の取組を記載

② 施設整備補助

児童養護施設等の本体整備に伴い、子育て短期支援事業のための居室を整備する場合に加算として補助を実施。

《国庫補助対象》都道府県等・社会福祉法人・日本赤十字社・公益法人

《国庫補助単価》児童養護施設に専用居室を整備する場合 1人当たり 約90万円を施設整備費に加算

《費用負担》定額国1/2相当、都道府県等1/2相当(都道府県等が設置する場合)

定額国1/2相当、都道府県等1/4相当、設置者1/4相当(上記以外)

(4) 事業開始規制等

都道府県知事への届出。(児童養護施設等が提供することが前提)
(7)による補助を受けるためには、市町村より事業の委託を受けることが必要。

(5) サービス利用の仕組み

①サービスの必要性の判断 / ②サービス利用の流れ / ③利用料
特に定められていない。(※各市町村又は各施設において判断・設定。)

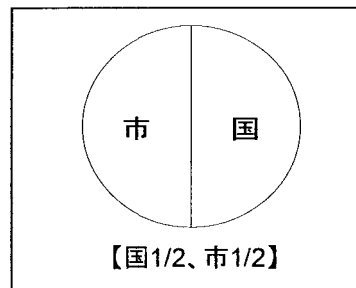
(6) サービスの質の確保に関する仕組み

- ① 実施場所
児童養護施設、母子生活支援施設、乳児院、保育所等住民に身近であって、適切に保護することができる施設で実施すること。
- ② その他
夜間養護等(トワイライトステイ)事業について、児童等の安全性の確保等のため、保育所や学校、居宅等への児童の送迎に努めること。

(7) 費用負担

① 各市町村に対する補助
次世代育成支援対策交付金(いわゆる「ソフト交付金」)として、国が予算の範囲内において、各市町村に対し、他の事業分と併せて包括的に国庫補助相当額を交付。

② 費用負担
左記の割合で公費負担。
(※予算に応じて負担するいわゆる「裁量的経費」)



③ 費用額
公費負担総額:次世代育成支援対策交付金(約750億円(H20予算ベース))の内数

7 地域子育て支援拠点事業

(1) 概要

① サービス・給付内容

地域において、子育て親子の交流の促進、子育て等に関する相談・援助等を行うもの。

(ひろば型;週3日以上・1日5時間以上、センター型;週5日以上・1日5時間以上、児童館型;週3日以上・1日3時間以上の開設)

② 実施状況

《実施箇所数》 4,409箇所 (H19年度交付決定ベース)

(ひろば型 903箇所、センター型 3,478箇所、児童館型 28箇所) 【参考資料P29～31】

(2) サービス提供・給付責任

サービス提供・給付の義務付けはない。(※市町村の判断(児童福祉法に事業の着実な実施に向けた努力義務有り))

(3) 基盤整備

① 基盤整備に関する枠組み

市町村が次世代育成支援対策推進法に基づく地域行動計画において、計画期間(5年間)の取組を記載

② 施設整備補助

次世代育成支援対策施設整備交付金による補助有り

《国庫補助対象》 市町村(市町村自ら設置主体となる場合に限る)

《国庫補助単価》 約600万円(事業費ベース約1200万円)

《費用負担》 国1/2相当、市町村1/2相当

(4) 事業開始規制等

今回の児童福祉法等改正において、都道府県知事に対する届出を規定 (主体制限はなし)

(5) サービス利用の仕組み

①サービスの必要性の判断 / ②サービス利用の流れ / ③利用料

すべての乳幼児の親子等を対象とした事業であり、サービス利用に際しての申込み等は原則不要。事業を実施するために必要な経費の一部を保護者から徴収することができる。

(6) サービスの質の確保に関する仕組み

○ 人員配置

- ・子育ての知識と経験を有する専任の者を2名以上配置(ひろば型の場合)
- ・育児、保育に関する相談指導等について相当の知識及び経験を有する専任の者を2名以上配置(センター型の場合)
- ・子育ての知識と経験を有する専任の者を1名以上配置(児童館型の場合)

(7) 費用負担

① 運営主体に対する支払い

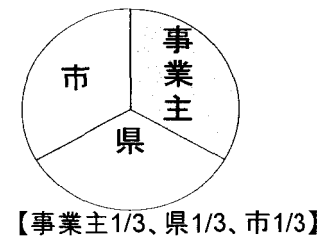
《国庫補助単価》 約356万円～800万円(ひろば型、センター型の場合)、169万円(児童館型の場合)、

※ 他に取組毎による加算分あり

(※児童育成事業(児童手当法に基づく事業主拠出金による事業))

② 費用負担

左記の割合で公費負担。



③ 費用額

《費用額(全体)》 約900億円

《公費負担総額》 約300億円 (H20年度予算案ベース)

8 ファミリー・サポート・センター事業

(1) 概要

① サービス・給付内容

児童の預かり等の援助を受けることを希望する者(利用会員)と、援助を行うことを希望する者(提供会員)との相互援助活動に関する連絡・調整を実施するもの。(相互援助活動の例:子どもの預かり、送迎など)

② 実施状況

《実施箇所数》 540箇所 (H19年度交付決定ベース) 【参考資料P32】
《利用者数》 利用会員数223, 638人/提供会員数83, 836人/両会員29, 948人 (平成18年度末現在)

(2) サービス提供・給付責任

サービス提供・給付の義務付けはない。(※市町村の判断(児童福祉法に事業の着実な実施に向けた努力義務有り))

(3) 基盤整備

① 基盤整備に関する枠組み

市町村が次世代育成支援法に基づく地域行動計画において、計画期間(5年間)の取組を記載

② 施設整備補助

特になし

(4) 事業開始規制等

特になし。(※(7)による補助を受けるためには、市町村より事業の委託を受けることが必要。主体制限はなし)

(5) サービス利用の仕組み

① サービスの必要性の判断

すべての子育て家庭を対象とした事業。

② サービス利用の流れ

利用又は提供を希望する者が、ファミリー・サポート・センターに対し登録を行い、随時、連絡調整を受けるもの。(サービス提供自体は、利用会員と提供会員の間の請負又は準委任契約として行われる。)

③ 利用料

援助活動に対する報酬は、原則として会員相互間で決定。報酬の目安についてはファミリー・サポート・センターが会則等で定めることが可能。

(6) サービスの質の確保に関する仕組み

○ 人員配置

アドバイザー(調整等の事務担当者)を1名以上を配置。(資格等は特に不要)

(7) 費用負担

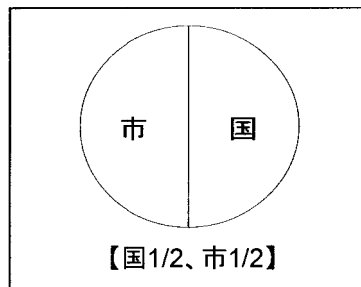
① 各市町村に対する補助

次世代育成支援対策交付金(いわゆる「ソフト交付金」)として、国が予算の範囲内において、各市町村に対し、他の事業分と併せて包括的に国庫補助相当額を交付。

② 費用負担

左記の割合で公費負担。

(※予算に応じて負担するいわゆる「裁量的経費」)



③ 費用額

公費負担総額: 次世代育成支援対策交付金(約750億円(H20予算ベース))の内数

9 児童館事業

(1) 概要

① サービス・給付内容

児童に対する遊びを通じた集団的・個別的指導、放課後児童の育成・指導、母親クラブ等の地域組織活動の育成、年長児童の育成・指導、子育て家庭への相談等

② 実施状況

《実施箇所数》 4,716箇所（公営3,200箇所、民営1516箇所）（平成17年10月現在）

(2) サービス提供・給付責任

サービス提供・給付の義務付けはない。

(3) 基盤整備

① 基盤整備に関する枠組み

特になし

② 施設整備補助

児童厚生施設等整備費(児童育成事業)による施設整備補助有り

《国庫補助対象》 市町村・社会福祉法人・公益法人（※株式会社、NPO法人は対象外）

《国庫補助単価》 創設の場合：小型児童館3,509万円、児童センター5,084万円(H20年度予算案ベース)

《費用負担割合》 事業主1/3、都道府県1/3、市町村1/3

(4) 事業開始規制等

都道府県知事に対する届出。

(7)による補助を受けるためには、市町村より事業の委託等を受けることが必要。

(5) サービス利用の仕組み

①サービスの必要性の判断・②サービス利用の流れ・③利用料

すべての子どもを対象とした事業であり、サービス利用に際しての申込み手続・利用料は原則としてなし

(6) サービスの質の確保に関する仕組み

○ 人員配置

児童の遊びを指導する者(児童厚生員)を配置

○ 施設設備

集会室、遊戯室、図書室及び事務室の設置(※必要に応じ、相談室、創作活動室、静養室及び放課後児童クラブ室等を設置)

(7) 費用負担

① 運営主体に対する支払い

《民営児童館》 国庫補助単価: 小型児童館183万円、児童センター302万円(H20年度予算案ベース)
(※児童育成事業(児童手当法に基づく事業主拠出金による事業))

《公営児童館》 平成9年度に一般財源化

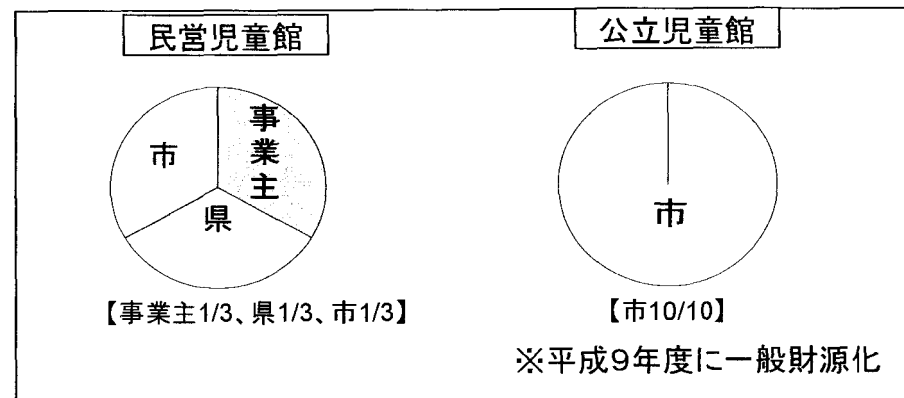
② 費用負担

左記の割合で公費負担。

(※予算の範囲内で補助する経費)

③ 費用額

《費用額(全体)》 民営分 約30億円
(H20年度予算案ベース)



10 社会的養護

(1) 概要

① 措置内容

虐待等により家庭で生活することができない要保護児童について、乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設若しくは児童自立支援施設へ入所又は里親へ委託して養育するもの。

※ 今回の児童福祉法等改正において、上記に加え、小規模住居型児童養育事業を委託先に追加

② 実施状況

・実施箇所数：乳児院120カ所、児童養護施設559カ所、情緒障害児短期治療施設31カ所、児童自立支援施設58カ所
委託里親数 2,453人（施設数は平成18年10月1日現在、委託里親数は平成18年度末現在）

・措置・委託児童数：乳児院3,143人、児童養護施設30,764人、情緒障害児短期治療施設1,131人、児童自立支援施設1,836人
里親委託児童数 3,424人（施設は平成18年10月1日現在、里親委託児童数は平成18年度末現在）

(2) サービス提供・実施責任

○ 要保護児童について、都道府県の採るべき措置を義務づけ。

※ 施設入所や里親委託のほか、在宅において児童福祉司等が保護者や児童に指導をする等の措置がある。

(3) 基盤整備

① 基盤整備に関する枠組み

現行は明確な規定はない。なお、都道府県によっては次世代育成支援推進法に基づく都道府県地域行動計画に社会的養護に関する整備について定めている場合もある。

※ 今回の児童福祉法等改正において、次世代育成支援推進法に都道府県地域行動計画の記載事項として社会的養護を明確化。

② 施設整備補助

施設整備補助有り。（※次世代育成支援施設整備交付金（いわゆる「ハード交付金」））

《国庫補助対象》都道府県等・社会福祉法人・日本赤十字社・公益法人

《国庫補助単価》定員60名の児童養護施設を整備する場合 1施設当たり 約1億5000万円（国負担分）

《費用負担》定額国1/2相当、都道府県等1/2相当（都道府県等が設置する場合）

定額国1/2相当、都道府県等1/4相当、設置者1/4相当（上記以外）

(4) 事業開始規制等

社会福祉法人等が実施する場合・・・都道府県知事の認可

(5) 措置の仕組み

① 措置・委託の必要性の判断

- ・ 都道府県において入所措置、里親委託の必要性を判断。

② 措置・委託の流れ

- ・ 都道府県が要保護児童の状態に応じ、入所する施設又は委託する里親を決定。

③ 利用料

- ・ 国が示す費用徴収基準の範囲内において、各都道府県が徴収

(6) 質の確保に関する仕組み

① 人員配置(「児童福祉施設最低基準」による主な基準)

(児童養護施設の場合)

児童指導員、嘱託医、保育士、栄養士、調理員を配置

【3歳児未満 2人:保育士又は児童指導員1人 / 3歳児以上の幼児(小学校就学前) 4人:保育士又は児童指導員1人 / 少年(小学校就学以降)6人:保育士又は児童指導員1人】

② 施設設備(「児童福祉施設最低基準」による主な基準)

(児童養護施設の場合)

居室(3.3平方m以上/人)・調理室・浴室・便所

医務室、静養室(30人以上定員施設のみ)

※ 今回の児童福祉法等改正において施設内虐待(被措置児童等虐待)の防止のための措置を規定。

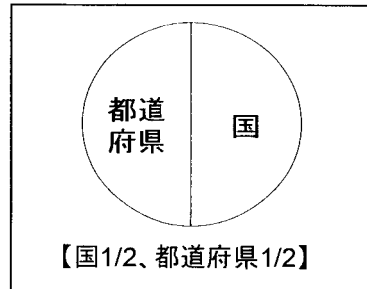
(7) 費用負担

① 運営主体に対する支払い

児童養護施設等については、措置費として、定員規模・入所児童の年齢に応じた費用を都道府県より支払い。
里親については、委託費(里親手当を含む。)として費用を都道府県より支払い。

② 費用負担

措置又は委託に要する費用について、以下の割合で公費負担。(※予算に応じて負担するいわゆる「裁量的経費」ではなく、かかった費用を必ず負担する「義務的経費」となっている。)



③ 費用額

公費負担総額: 約1550億円 (H20予算ベース)

| | |
|-------------------------|-----|
| 第5回社会保障審議会 少子化対策特別部会 | 資料2 |
| 平成20年3月21日 | |

次世代育成支援に関する サービス・給付の現状(1)(現物給付)

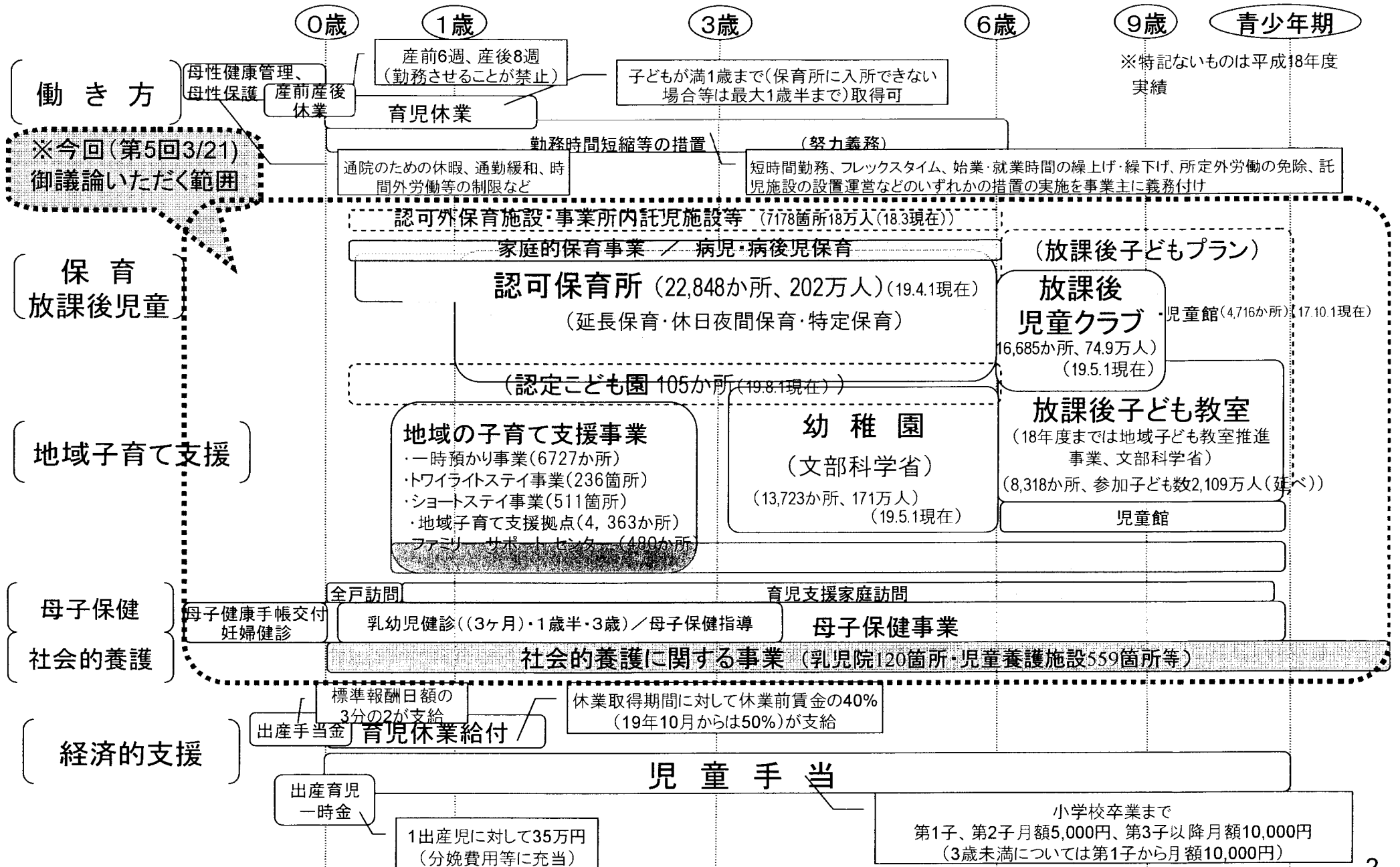
参考資料

目 次

- 次世代育成支援に関する制度の現状(鳥瞰図)【P2】
- 保育サービスの全体像(鳥瞰図)【P3】
- 保育・放課後サービスの現状と潜在的ニーズとの差【P4】
- 子育て支援関係事業の実施状況(現状と目標値)【P5】

- 個別サービス関係資料
 - 《I 仕事と子育ての両立を支えるサービス・給付関係》
 - 保育所(認可保育所)関係資料
 - ・ 保育所の施設数(公私別)と利用児童数【P6】
 - ・ 待機児童に関する資料【P8・9】
 - ・ 保育所利用の仕組み【P12】
 - ・ 保育の質・保育士の処遇等に関する資料【P14～18】
 - その他の保育に関する資料
 - ・ 延長保育実施状況(都道府県別)【P19】
 - ・ 特定保育実施状況(都道府県別)【P21】
 - ・ 3歳未満児における保育サービス利用率(都道府県別)【P7】
 - ・ 「保育に欠ける」の判断基準に関する資料【P10・11】
 - ・ 費用徴収基準額【P13】
 - ・ 休日保育実施状況(都道府県別)【P20】
 - 放課後児童クラブに関する資料
 - ・ 待機児童に関する資料【P22】
 - ・ 放課後児童クラブの現状(規模・設置場所等)【P25】
 - ・ サービス利用率・実施割合(都道府県別)【P23・24】
 - ・ 放課後児童クラブガイドライン【P26】
- 《II すべての子どもの健やかな育成を支える給付・社会基盤》
 - 妊婦健診(公費助成実施状況(都道府県別)【P27】)
 - 一時保育(一時預かり)(実施状況(都道府県別)【P28】)
 - 地域子育て支援拠点(都道府県別実施状況・運営事例等)【P29～31】
 - ファミリー・サポート・センター事業(実施状況(都道府県別))【P32】

次世代育成支援に関する制度の現状



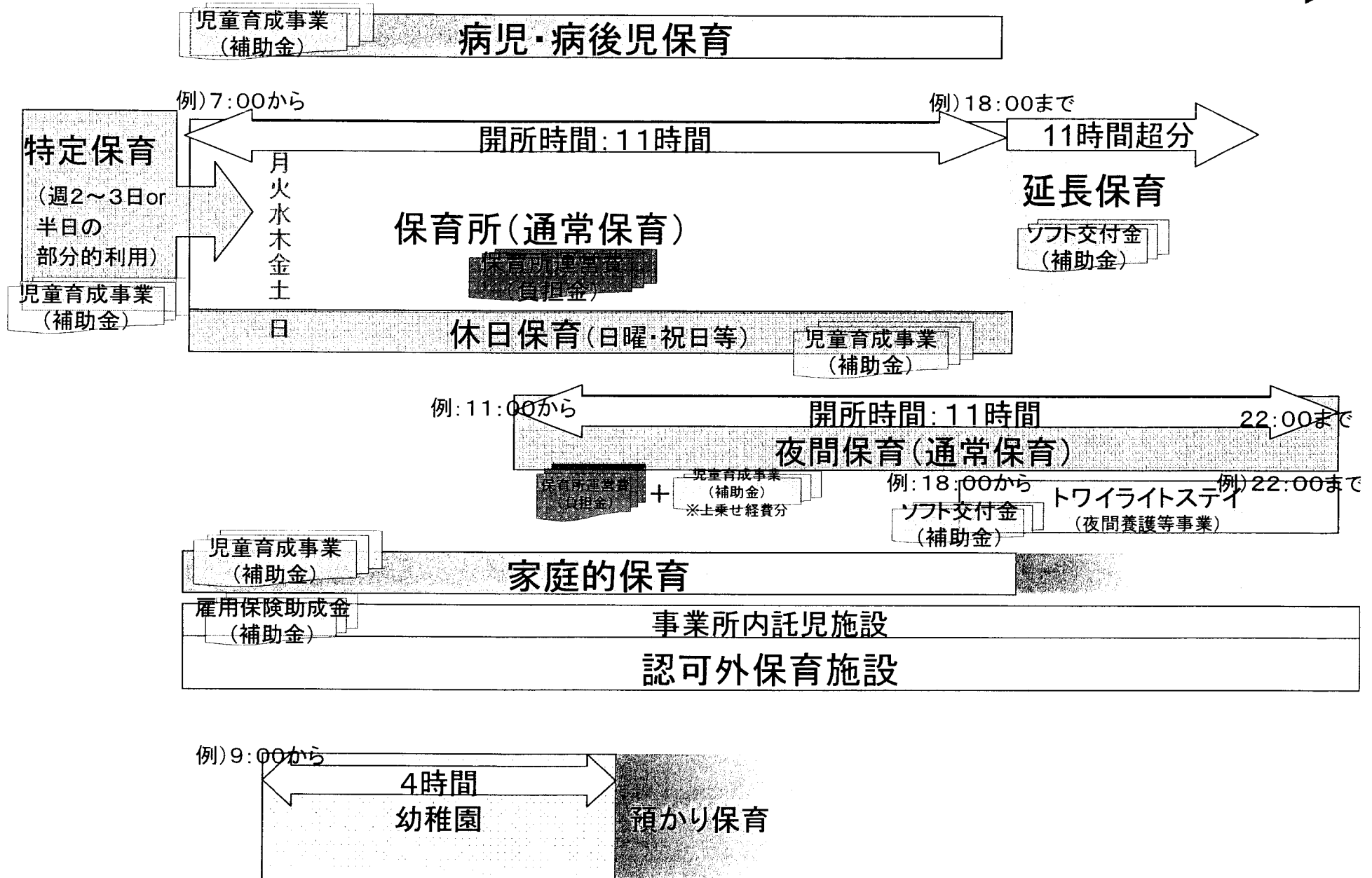
※特記ないものは平成18年度実績

※今回(第5回3/21)御議論いただく範囲

保育サービスの全体像

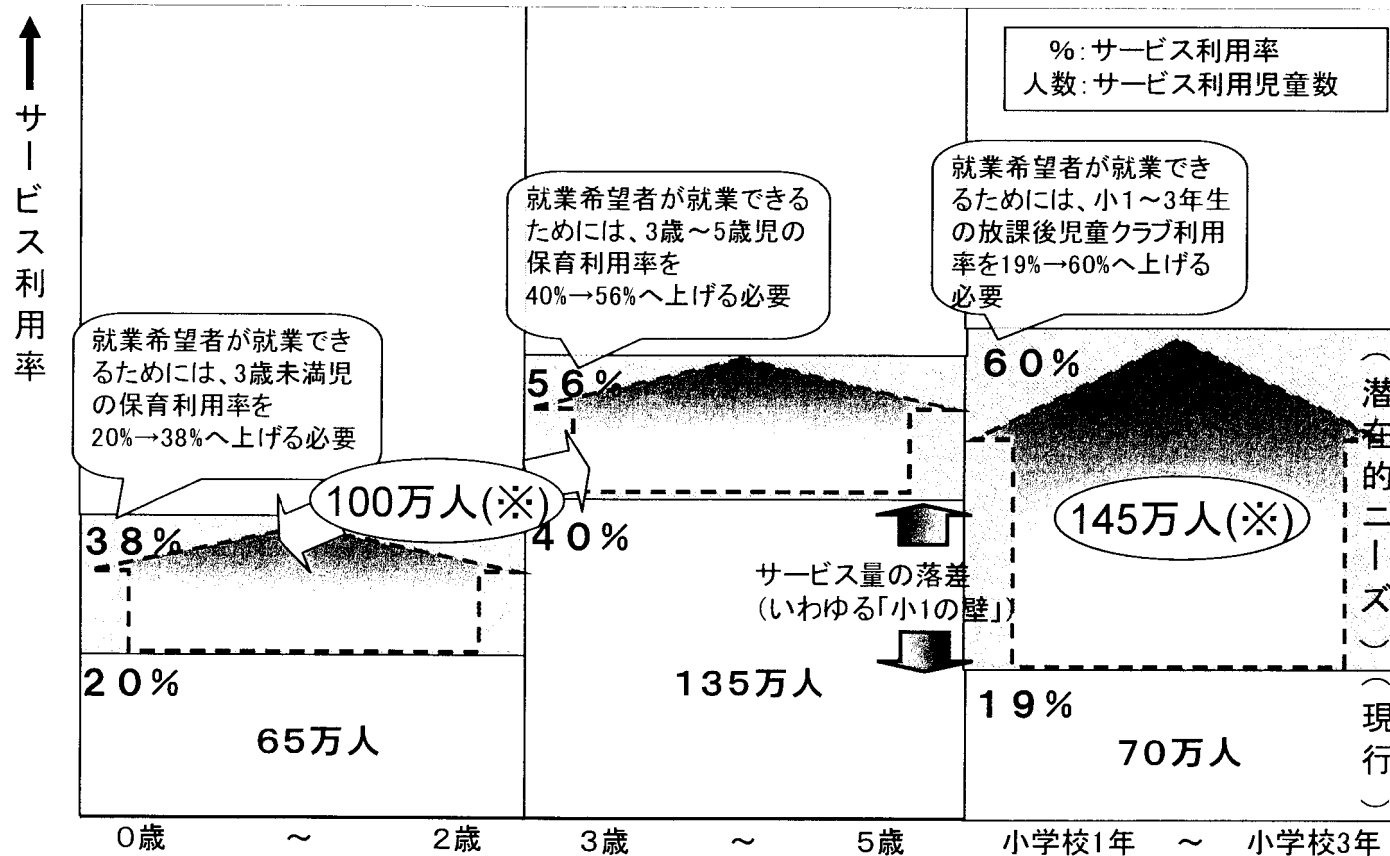
時間軸: (早朝)

(深夜)



保育・放課後サービスの現状と潜在的ニーズとの差

- 我が国では、多くの女性が出産退職し、幼い末子を有する母の就業率は低く留まっているが、就業希望者は多い。
(0~3歳:就業率31%+就業希望者25%、 4~6歳:就業率51%+就業希望者20%、 7~9歳:就業率62%+就業希望者13%)
- 「新待機児童ゼロ作戦」では、これらの就業希望を実現するための抜本的なサービス基盤の拡充の必要性を提示。



※潜在的ニーズの量は、現在の児童人口にサービス利用率を乗じたものであり、将来の児童数により変動があり得る。

(参考)

児童数
(2006年)

| 0歳 | 1歳 | 2歳 | 3歳 | 4歳 | 5歳 | 小1 | 小2 | 小3 |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 108万人 | 105万人 | 109万人 | 112万人 | 115万人 | 117万人 | 118万人 | 118万人 | 119万人 |

【保育所、放課後児童クラブ単価(円)】

| 単価(事業費ベース・月額) | 0歳 | 1歳 | 2歳 | 3歳 | 4歳 | 5歳 | 小1 | 小2 | 小3 |
|----------------|----------|----------|----------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 単価(事業費ベース・月額) | 171.250円 | 101.417円 | 101.417円 | 49.417円 | 42.417円 | 42.417円 | 10.000円 | 10.000円 | 10.000円 |
| 単価(公費負担ベース・月額) | 136.833円 | 67.000円 | 67.000円 | 22.000円 | 17.250円 | 17.250円 | 5.000円 | 5.000円 | 5.000円 |

子育て支援関係事業の実施状況(現状と目標値)

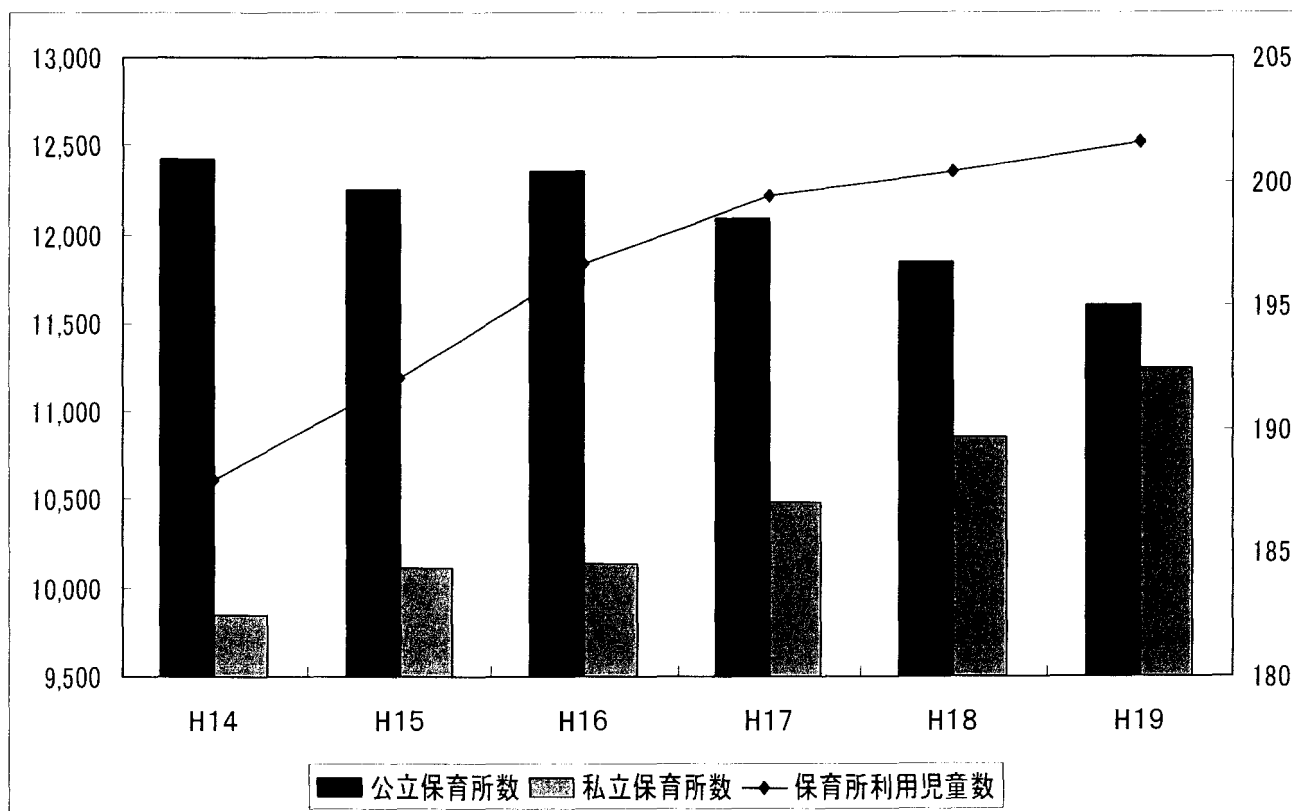
| 事業名 | 2004年度末時点 | 現状 (2007年度交付決定ベース) | 2009年度目標値 (「子ども・子育て応援プラン」) |
|---------------------------------|---------------------------|---------------------------|-------------------------------|
| 通常保育事業(保育所定員数) | 205万人 (平成17年4月1日現在) | 211万人 (平成19年4月1日現在) | 215万人 |
| 延長保育事業 | 13,086か所 (うち民間分8664箇所) | 9540か所(民間分のみ) | 16,200か所 |
| 夜間保育事業 | 64か所 (平成17年4月1日現在) | 72か所 | 140か所 |
| 休日保育事業 | 607か所 | 875か所 | 2,200か所 |
| 特定保育事業 | 24か所 | 927か所 | 9,500か所 (一時預かり事業と合わせて) |
| 病児・病後時保育事業 | 496か所 | 735か所 | 1,500か所 |
| 放課後児童クラブ | 15,184か所 (平成17年5月1日現在) | 16,685か所 (平成19年5月1日現在) | 17,500か所 |
| 生後4ヶ月までの全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業) | — | 1063市町村 | 全市町村 (現在1795市町村) |
| 育児支援家庭訪問事業 | 96市町村 | 784市町村 | 全市町村 (現在1795市町村) |
| 一時保育(一時預かり)事業 | 5,651か所 | 7213か所 | 9,500か所 (一時預かり事業と合わせて) |
| トワイライトステイ事業 | 134か所 | 236か所 (平成18年度実績) | 560か所 |
| ショートステイ事業 | 364か所 | 511か所 (平成18年度実績) | 870か所 |
| 地域子育て拠点事業 | 2,936か所 | 4,409か所 | 6,000か所 |
| ファミリーサポートセンター | 344か所 | 540か所 | 710か所 |

保育所の施設数(公私別)と利用児童数

認可保育所数(H19.4.1現在)

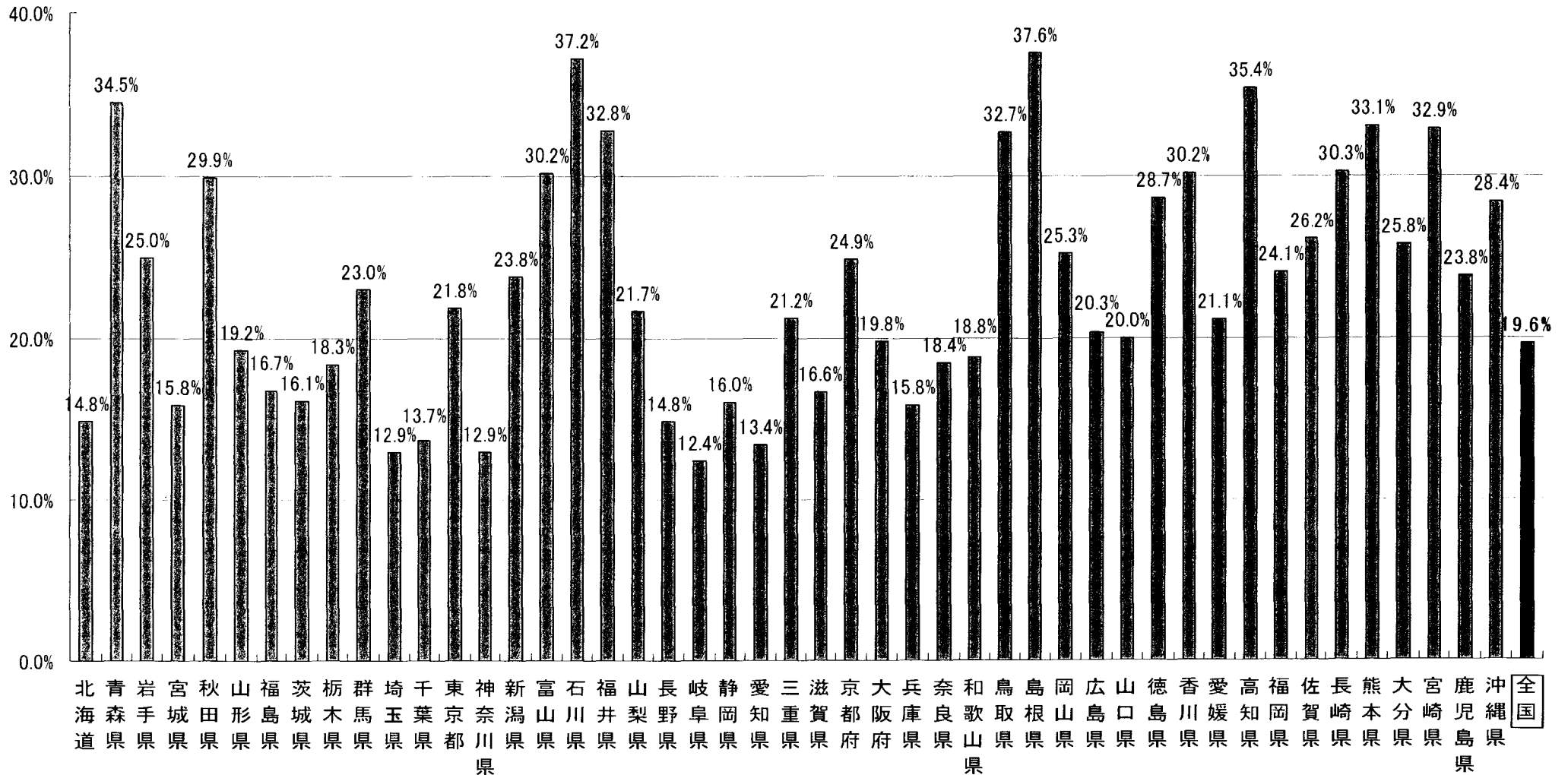
| | 合計 | 公立 | 私立 |
|-------|--------|--------|--------|
| 施設数 | 22,848 | 11,603 | 11,245 |
| 利用児童数 | 202万人 | 94万人 | 107万人 |

(か所)



(万人)

3歳未満児における保育サービス利用率【都道府県別（H18年度）】

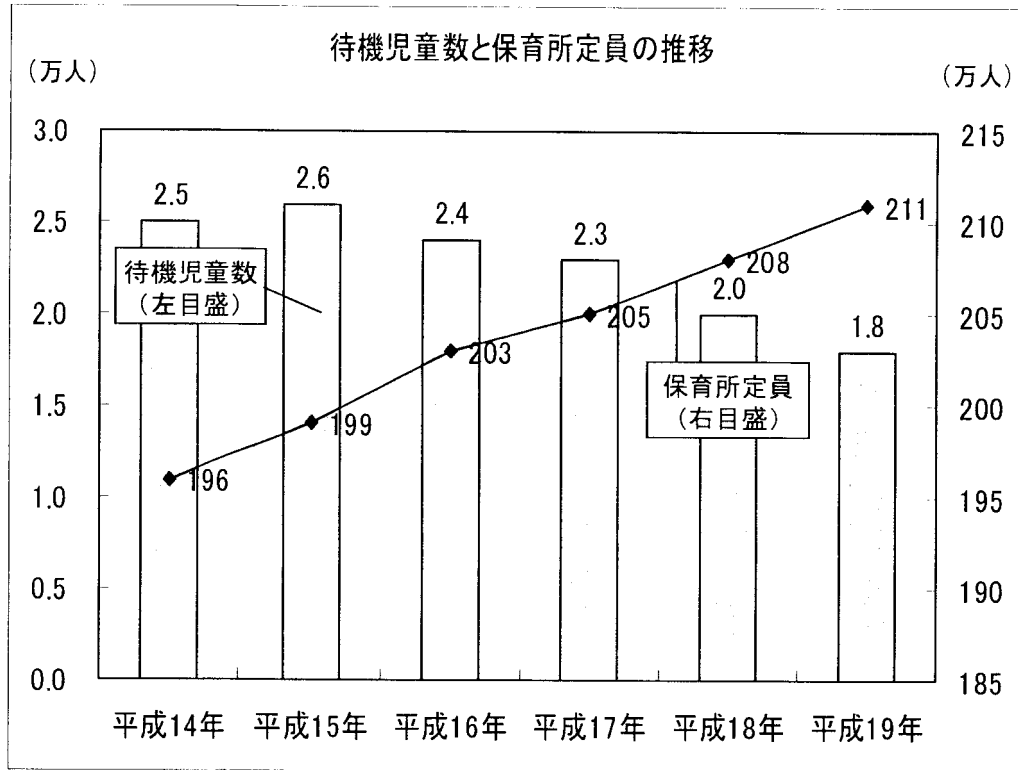


※ 【保育サービス利用率】=【保育所利用児童(3歳未満児)】÷【3歳未満人口】
 ※ 「保育所利用児童(3歳未満児)」: 福祉行政報告例【厚生労働省(平成18年4月1日現在)】
 「3歳未満人口」: 平成17年国勢調査【総務省統計局(平成17年10月1日現在)】

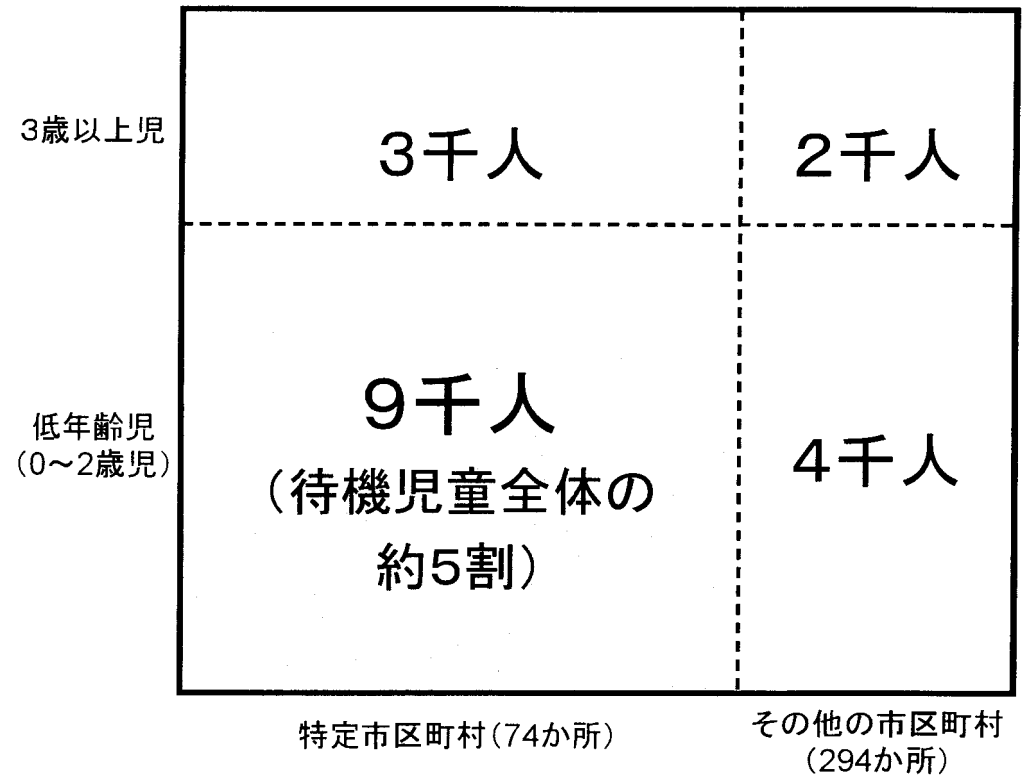
保育所待機児童の現状

- 平成19年4月1日現在の待機児童数は1万7,926人(4年連続で減少)
- 待機児童が多い地域の固定化
 - ・待機児童50人以上の特定市区町村(74市区町村)で待機児童総数の約70%を占める
- 低年齢児(0~2歳)の待機児童数が全体の約70%

【保育所待機児童数と保育所定員の推移】



【保育所入所待機児童 1万8千人の内訳】



※ 特定市区町村の待機児童数は、全待機児童数のうち約7割。
 ※ 低年齢児の待機児童数は、全待機児童数のうち約7割。

待機児童解消に向けた市町村の取組の状況

- 待機児童解消に向けた市町村の取組及び待機児童解消の程度はまちまち
- 保育所整備により潜在需要が喚起されるため、定員増に対する待機児数の減少割合はそれほど大きくない。

待機児童の多い市町村における保育所定員と待機児童数の変化(平成14年→平成18年)

| 市町村 | 保育所の定員 | 保育所数 | 待機児童数 | 3歳未満児の保育所 入所割合(%) |
|-----|---------------------------|-------------------|---------------------|----------------------|
| A市 | 24,125 → 32,994 +8,869 | 258 → 368 +110 | 1,140 → 353 -787 | 8.0 → 12.4 |
| B市 | 15,845 → 17,776 +1,931 | 157 → 175 +18 | 1,076 → 560 -516 | 14.1 → 16.7 |
| C市 | 10,845 → 11,590 +745 | 112 → 117 +5 | 705 → 480 -225 | 10.6 → 12.5 |
| D市 | 5,224 → 7,294 +2,070 | 68 → 85 +17 | 260 → 350 +90 | 13.7 → 17.7 |

(資料)厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課調べ(平成18年4月現在)(保育所入所割合の母数となる3歳未満児の人数は平成17年国勢調査(平成17年10月1日現在)、人口推計年報(平成13年10月1日現在)によった)

(参考)全国平均
16.3 → 19.6

認可保育所の入所基準(政令)

—「保育に欠ける」の判断基準—

○児童福祉法(昭和22年法律第164号)(抄)

第24条 市町村は、保護者の労働又は疾病その他の政令で定める基準に従い条例で定める事由により、その監護すべき乳児、幼児又は第39条第2項に規定する児童の保育に欠けるところがある場合において、保護者から申込みがあつたときは、それらの児童を保育所において保育しなければならない。ただし、付近に保育所がない等やむを得ない事由があるときは、その他の適切な保護をしなければならない。

②～⑤ (略)

○児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号)(抄)

第27条 法第24条第1項の規定による保育の実施は、児童の保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当することにより当該児童を保育することができないと認められる場合であつて、かつ、同居の親族その他の者が当該児童を保育することができないと認められる場合に行うものとする。

- 一 昼間労働することを常態としていること。
- 二 妊娠中であるか又は出産後間がないこと。
- 三 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。
- 四 同居の親族を常時介護していること。
- 五 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。
- 六 前各号に類する状態にあること。

市町村の入所選考基準の例(K市)

別表1 保育所入所選考基準

| 番号 | 保護者の状況 | 細目 | ランク | | |
|----|---|---|---|--|---|
| 1 | 居宅外労働 (自宅外自営を除く) ※ 常勤・非常勤等の呼称にかかわらず、その就労日数及び実働時間により区分する。 | 月20日以上、1日実働7時間以上就労 | A | | |
| | | 1 月20日以上、1日実働5時間以上7時間未満 | B | | |
| | | 2 月16日以上20日未満、1日実働7時間以上 | C | | |
| | | 1 月20日以上、1日実働4時間以上5時間未満 2 月16日以上20日未満、1日実働4時間以上7時間未満 | D | | |
| 2 | 自営 (自宅外自営、親族等が経営の自営を含む) ※ 経営規模・業種・労働時間・労働密度等からみて、中心者と補助的な業務を行う協力者を区分する。 ※ 内職従事者については、協力者の細目を適用する | 月20日以上、1日実働7時間以上就労 | A | | |
| | | 1 月20日以上、1日実働5時間以上7時間未満 | B | | |
| | | 2 月16日以上20日未満、1日実働7時間以上 | C | | |
| | | 1 月20日以上、1日実働4時間以上5時間未満 2 月16日以上20日未満、1日実働4時間以上7時間未満 | D | | |
| 3 | 妊娠・出産 | 出産予定日の約1か月前から出産後1か月程度の間で、分娩・休業のため保育にあたることかできない 切迫流産等は「疾病」と扱う | C | | |
| | | 4 | 疾病・心身障害者 | 1 常時臥床又は1か月以上の入院 | A |
| | | | | 2 重度の心身障害 ・身体障害者手帳1・2級(聴覚障害3級を含む)に該当 ・療育手帳の交付を受けている者 ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者 | B |
| | | | | 療養のため1か月以上の自宅での安静加療を指示されている場合 慢性疾患・長期疾病のため病床で過ごさないか、自宅での療養を指示されている場合 | C |
| 5 | 病院等居宅外での介護 居宅内での介護(通院・通所の付添いを含む) | 介護に要する時間を基に、居宅外労働の基準を準用する。 | A~C | | |
| | | 通院・通所に要する時間を含め介護に要する時間を基に、居宅外労働の基準を準用する。(ただし、介護サービス等が利用できる時間は除く) | A~C | | |
| 6 | 災害 | 災害の状況、復旧に要する時間等を基に居宅外労働の時間を準用する。 | A~C | | |
| 7 | 市長による特別 | 通学 | 卒業後就労を目的とし、職業訓練校や大学等へ通学する場合、通学時間を除き、保育に当たることのできない時間を基に、居宅外労働の基準を準用する。 | A~D | |
| | | ひとり親世帯等 | 自立の促進が認められるひとり親世帯等については、就労先確定した場合は、その就労条件により項目番号1と2の労働基準を準用する。 | A~D | |
| | | 求職活動 | 求職のため昼間外出することを常態としている。 | E | |
| | その他 | その他児童福祉の観点から保育の実施が必要と認められるもの例)・児童を養育する能力が著しく欠如している ・深夜勤務のため昼間睡眠又は休養をとることを常態としている | A~E | | |

(備考)・ランクは、A B C D Eの順に入所の順位が高いものとします。
・保護者の中でランクが異なる場合は、順位の低いランクを適用します

別表2 同一ランク内での選考指数表

| 項目 | 説明 | 指数 |
|--|--|----------|
| 世帯状況 | ① 両親不存在世帯 ※ただし、就労先確定により別表1にて優先されているひとり親世帯等については別表2の同一ランク内での選考指数表の対象外とする。また、重複適用はしないものとする。例)父子世帯と低所得世帯に該当した場合は指数の高い父子世帯の扱いとする | 15 |
| | ② 母子世帯 配偶者(事実婚を含む)のいない女子で、次のアからオに該当する場合 ア 配偶者との離婚又は死別 イ 配偶者の拘禁又は生死不明が6か月程度 ウ 配偶者から6か月程度遺棄されている エ 婚姻によらないで母になった女子 オ 離婚を前提に6か月程度別居している女子 | 10 |
| | ③ 父子世帯 母子世帯に準じる。 | 10 |
| | ④ 低所得世帯 概ね生活保護基準程度の収入で生活している場合 | 7 |
| 就労実績 | 注1 1年以上の就労実績がある場合 半年以上の就労実績がある場合 | 2 1 |
| 認可外保育施設等の利用状況 | 保護者の就労等により、他に児童を保育するものなく、おなかも保育室、家庭保育福祉員、認定保育園、地域保育園等に預けている場合 | 2 |
| 児童を養育する環境 | 危険なものを扱う業種に従事しているが、他に児童を保育するものなくやむを得ず児童を職場へ連れて行く場合 | 1 |
| 同居の親族等の状況 | 注2 同居の親族その他の者が65歳未満の場合 | -3 |
| | 同居の親族その他の者が65歳以上の場合 近隣(半径1km以内)に親族が在住している場合 | -1 -1 |
| 産休明け、又は育休明け | 注3 産休明け、育休明け予定者(4月1日入所については1~3月中の復帰者を含む。) | 2 |
| 今回の申込み以前に育児休業を取得し入所解除となった児童について、育児休業終了後、当該保育所に再度申込みをした場合。ただし、当該児童のきょうだいについては、この限りではない。 | 保護者が育児休業を取得し入所解除となった児童について、育児休業終了後、当該保育所に再度申込みをした場合。ただし、当該児童のきょうだいについては、この限りではない。 | 10 |
| 福祉事務所長が特に必要と認めた場合 | 上記項目に該当しないが、児童福祉の観点から、福祉事務所長が緊急に保育の実施を必要と認めた場合 | 15 |

注1 児童の父母につきそれぞれ加算します。

注2 同居の親族等については、健康状態や就労状況等により、マイナス指数を適用しない場合があります。

注3 「認可外保育施設等の利用状況」の項目とは重複しないものとします。

別表3 同ランク同一指数となった場合の調整項目表

| 項目 |
|--|
| 申込み時において保育料を滞納していない世帯 |
| 保護者の一方が長期不在(単身赴任、海外勤務、入院等)の世帯 ※確認できる書類等が必要で、児童を認可外保育施設等に預けている期間の長い世帯 |
| 就労実績(日数・時間)と運動した収入実績がある世帯 |
| 所得の低い世帯 |
| 児童相談所等関係機関の意見に基づき、保育の実施が望ましいと認められる世帯 |

保育所利用の仕組み

保育所

日々保護者の委託を受けて、保育に欠けるその乳児又は幼児を保育することを目的とする施設
(児童福祉法第39条第1項)

対象及び手続き

対象:0歳から就学前の保育に欠ける児童

【利用者】

保育の実施

【認可保育所】 <認可は都道府県等が行う>

- 保育時間：原則8時間
- 児童福祉施設最低基準の遵守
- 通常保育以外に 延長保育、休日保育、夜間保育等を行う保育所もある。
- 「保育所保育指針」に基づき、児童の発達に応じた保育を提供

希望の保育所の申込
保育料の支払

【市町村】 <保育の実施責任あり>

- 「保育に欠ける」という要件の認定を行う。
- 希望が保育所の入所受入れ枠を上回る場合には、公平な方法で選考。

公立で実施又は民間委託
保育費用(運営費)の支払

保育サービスに係る費用徴収基準額(平成20年度版)

| | | | 0歳 | 1歳 | 2歳 | 3歳 | 4歳～6歳 |
|------|--|--------------------------|---------|-------|----|---------|-------|
| | | | 15.1万円 | 8.9万円 | | 4.3万円 | 3.7万円 |
| 第1階層 | 生活保護法による被保護世帯 (単給世帯を含む) | | 0円 | | | 0円 | |
| 第2階層 | 第1階層及び第4～第7階層を除き、前年度分の市町村民税の区分が次の区分に該当する世帯 | 市町村民税非課税世帯 | 9,000円 | | | 6,000円 | |
| 第3階層 | | 市町村民税課税世帯 | 19,500円 | | | 16,500円 | |
| 第4階層 | | 40,000円未満 | 30,000円 | | | 27,000円 | |
| 第5階層 | | 40,000円以上 103,000円未満 | 44,500円 | | | 41,500円 | |
| 第6階層 | | 103,000円以上 413,000円未満 | 61,000円 | | | 58,000円 | |
| 第7階層 | | 413,000円以上 | 80,000円 | | | 77,000円 | |

} 保育単価
(月額)

※ 保育単価は平成20年度の定員90人、その他地域区分。

※ 上記の費用徴収基準額より、各地域区分ごとの保育単価が下回る場合は、その保育単価を限度とする。

保育の質を支える仕組み

保育環境

児童福祉施設最低基準
(職員配置、施設設備等)

○保育士の配置基準

| 0歳児 | 1・2歳児 | 3歳児 | 4・5歳児 |
|-----|-------|------|-------|
| 1:3 | 1:6 | 1:20 | 1:30 |

○囑託医、調理員の配置

○乳児室、保育室、屋外遊戯場、調理室の設置

職員

保育士資格
(指定保育士養成施設(2年以上)の卒業又は国家試験合格)

保育内容

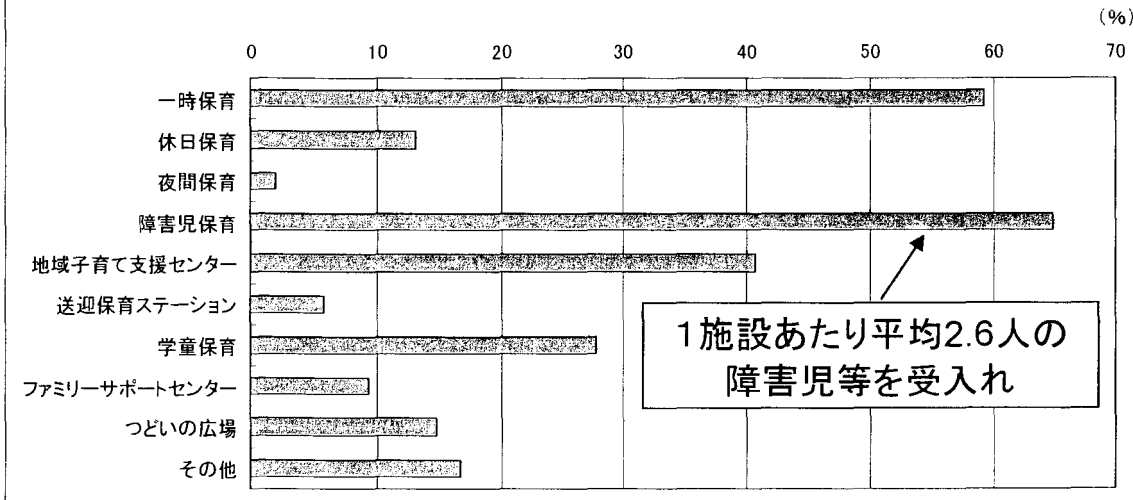
保育所保育指針(本年3月に告示化の予定)
(保育の目標、ねらい・内容、保育計画、健康・安全等)

監査、評価

都道府県による監査
第三者評価(保育内容・方法、保育所の運営管理等)

保育所の現状と保育の質について

保育所(法人)が実施している事業



最近の保育所利用者の家庭状況の傾向 (主なもの)

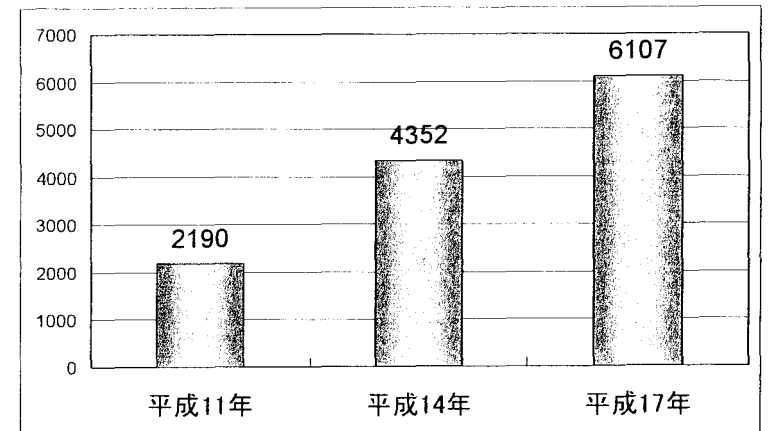
- ・ひとり親家庭の増加
- ・育児能力の低下(育て方がわからない、子どもの言いなり、子育てが保育所まかせ)
- ・生活リズムの乱れ(親中心の生活、夜型の生活、朝食抜き)

保育士の資質向上に必要だと感じていること(主なもの)

- 人間性の向上、自己研鑽
- 専門職としての知識、技能の向上
- 第三者評価を活用した保育内容の理解
- 研修システムの確立
- 短時間勤務保育士等も含めた研修参加
- 保育士養成課程の充実

(資料)全国保育士会委員意識調査結果(平成16年3月全国保育士会)

(参考)短時間勤務保育士を導入している保育所数
(資料:地域児童福祉事業等調査(厚生労働省))



保育所保育士の養成、研修等の現状

保育士養成

- 指定保育士養成施設(544か所)
(大学、短大、専修学校等での所定の
課程(2年以上)の履修)
又は
- 保育士試験(都道府県が実施)に合格
資格取得者 約49,000人(年間)

職員の資質向上

- 職員:知識技能の修得、維持向上の努力義務
- 施設:研修の機会の確保義務
保育所内での研修のほか、保育団体、地方公共
団体主催の研修会に参加

保育所勤務の保育士数(常勤換算)

313,799人(うち非常勤30,703人)

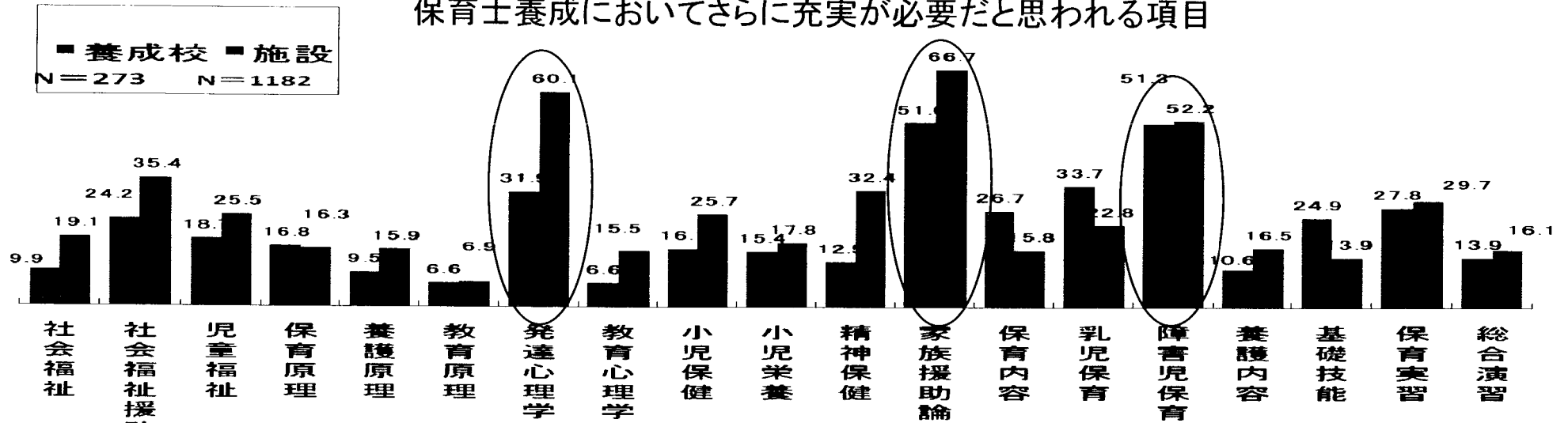
社会福祉施設等調査(H18年)

保育士養成課程(概要)

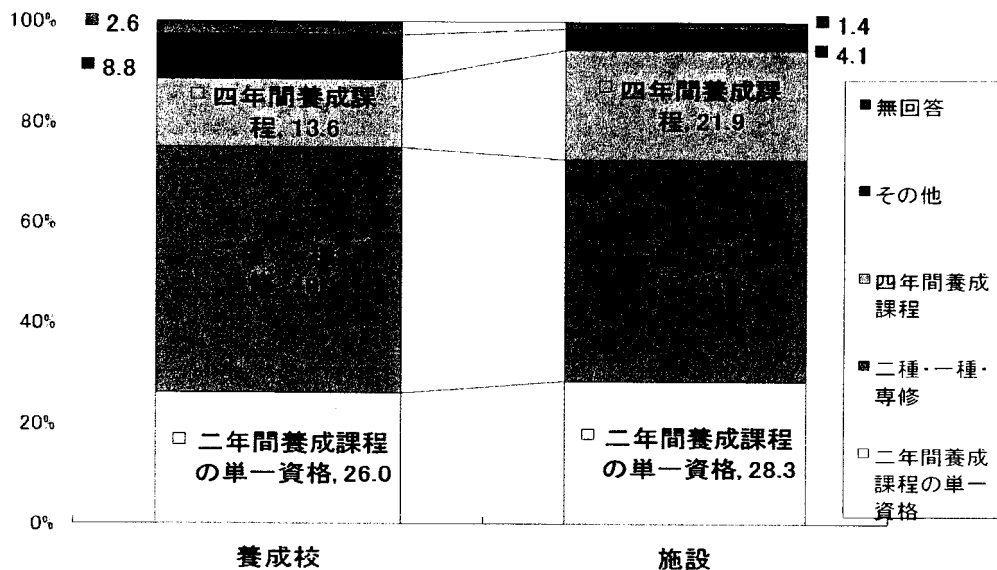
- 保育の本質・目的 (社会福祉、社会福祉援助技術、児童福祉、保育原理、養護原理、教育原理)
 - 保育の対象 (発達心理学、教育心理学、小児保健、小児栄養、精神保健、家族援助論)
 - 保育の内容・方法 (保育内容、乳児保育、障害児保育、養護内容)
 - 基礎技能 ○保育実習 ○総合演習
- 計68単位以上

保育士養成について

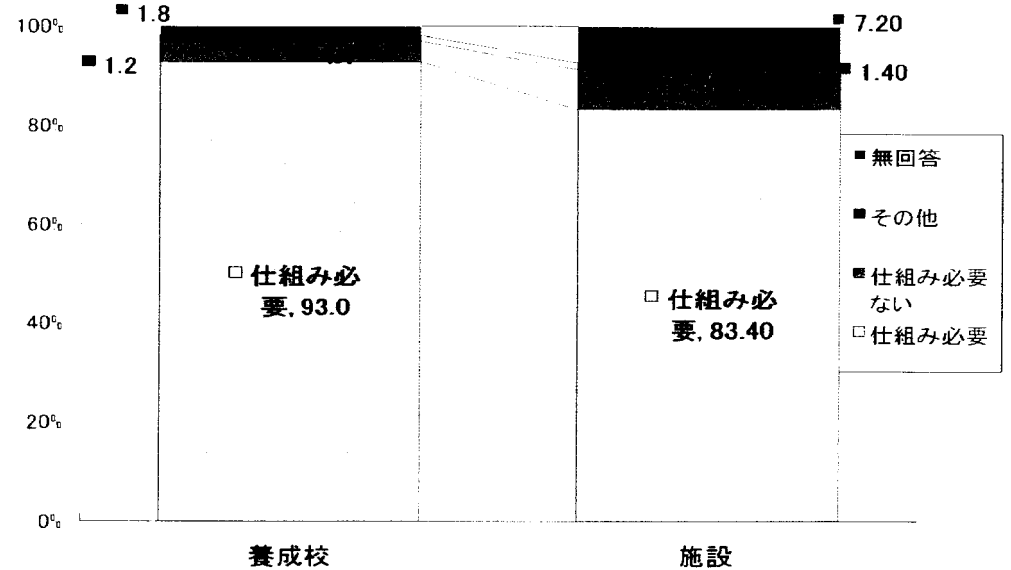
保育士養成においてさらに充実が必要と思われる項目



望ましい保育士養成年限について



四年間養成課程資格へのステップアップについて



(資料)平成18・19年度厚生労働科学研究「保育士の養成に関する研究」(研究代表 東洋英和女学院大学 大嶋恭二氏)より

各職種の給与額、年齢、勤続年数

| 区 分 | きまって支給する現金給与額 | 年 齢 | 勤続年数 |
|---------|---------------|--------|--------|
| 保育士 | 21.8 万円 | 32.8 歳 | 7.6 年 |
| ホームヘルパー | 20.2 万円 | 43.6 歳 | 4.4 年 |
| 看護師 | 31.8 万円 | 36.2 歳 | 7.1 年 |
| 幼稚園教諭 | 21.9 万円 | 30.6 歳 | 6.7 年 |
| 全産業平均 | 33.1 万円 | 41.0 歳 | 12.0 年 |

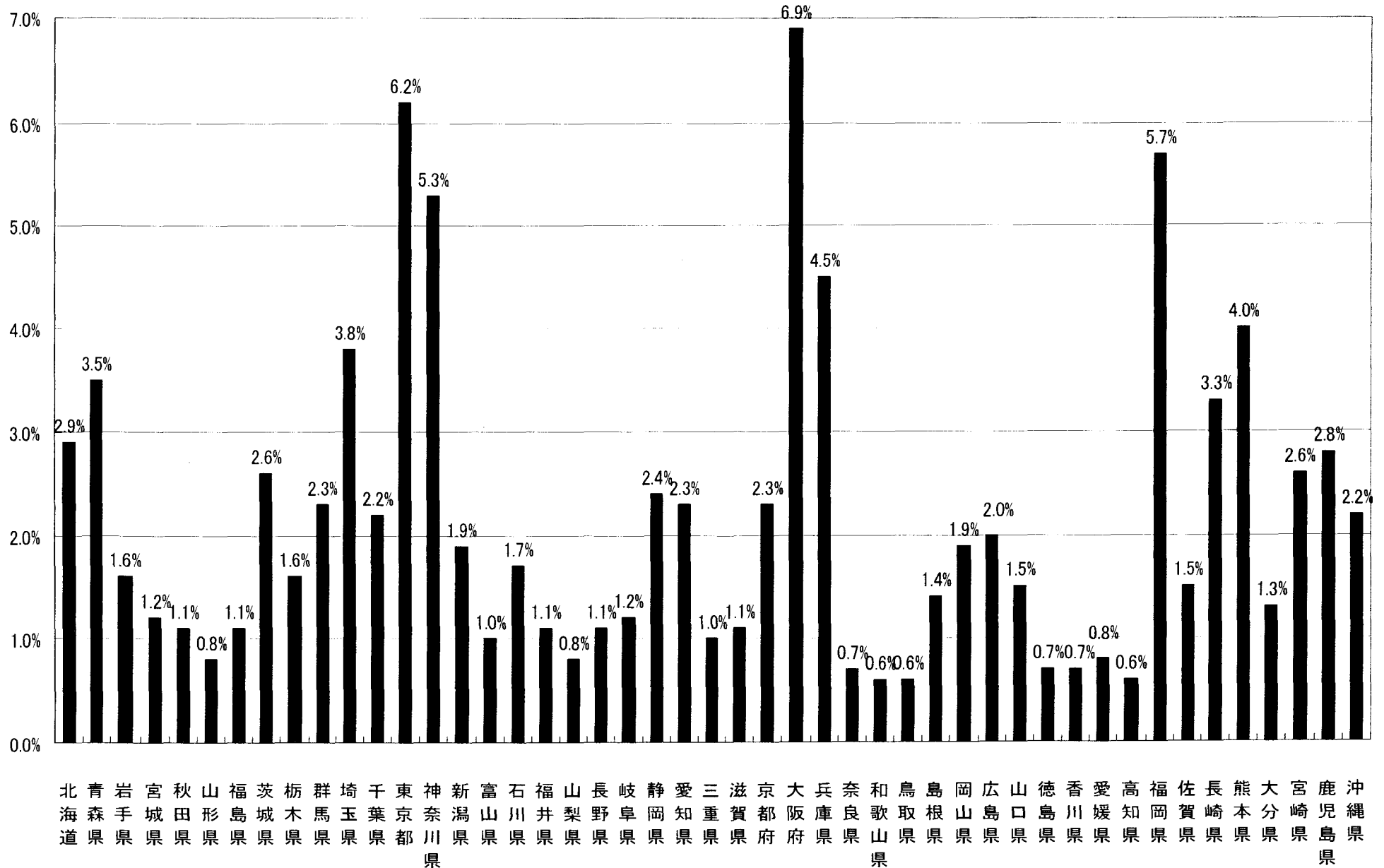
出典：平成18年賃金構造基本統計調査

※職種別の調査であり、保育士については保育所に勤務している者だけではない

※きまって支給する現金給与額は、6月分として支給された現金給与額で、所得税、社会保険料などを控除する前の額

実施割合(%)

延長保育実施状況【都道府県別(平成19年度)】

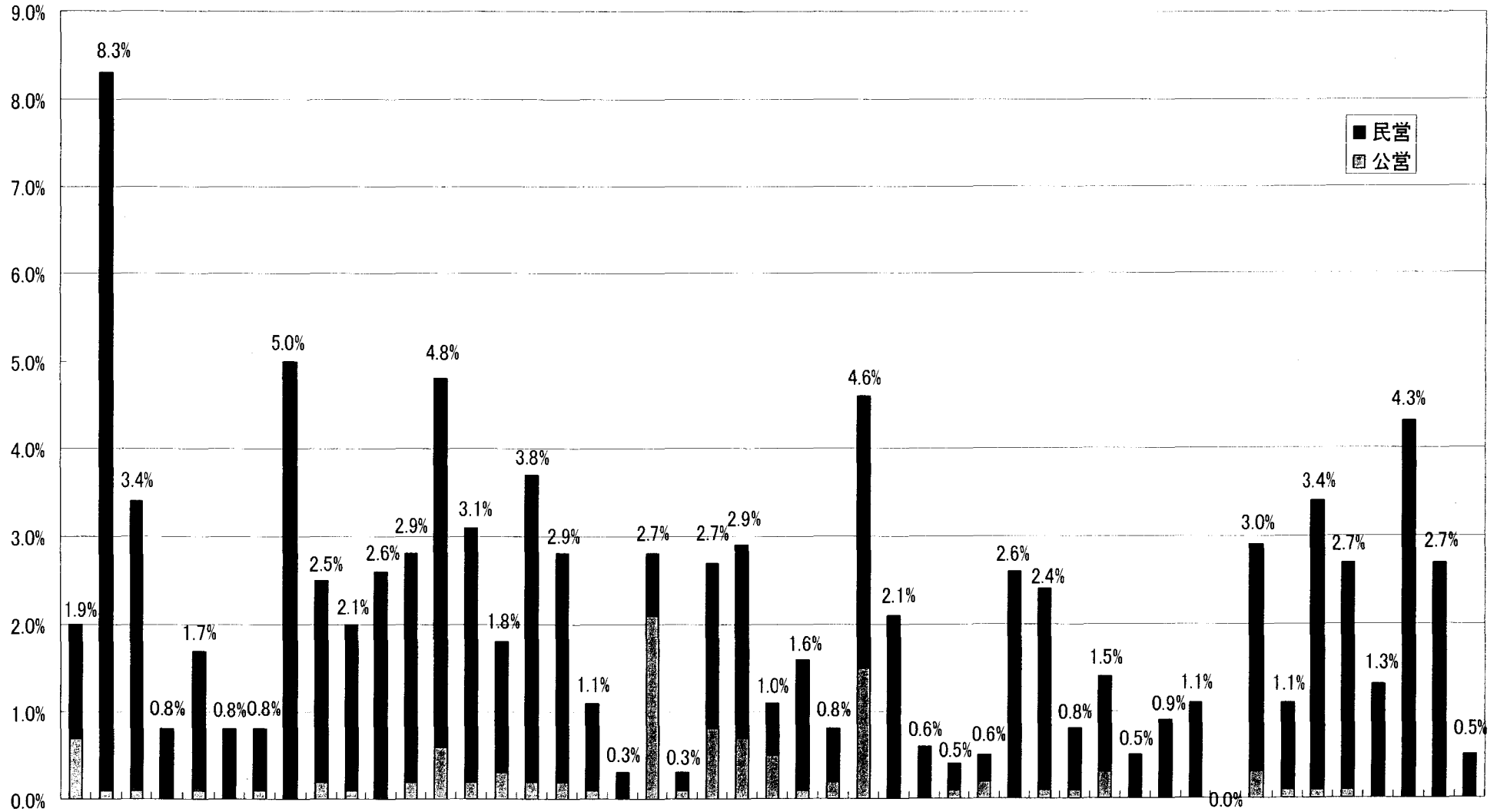


* 1 実施割合は、延長保育実施保育所数(総数)に占める各都道府県の延長保育実施保育所数の割合である。(平成19年度交付決定ベース・公立保育所は含まない。)

* 2 都道府県の実施割合は、その区域内の政令指定都市、中核市に係る実施割合を含んだものである。

実施割合(%)

休日保育実施状況【都道府県別(平成19年度)】

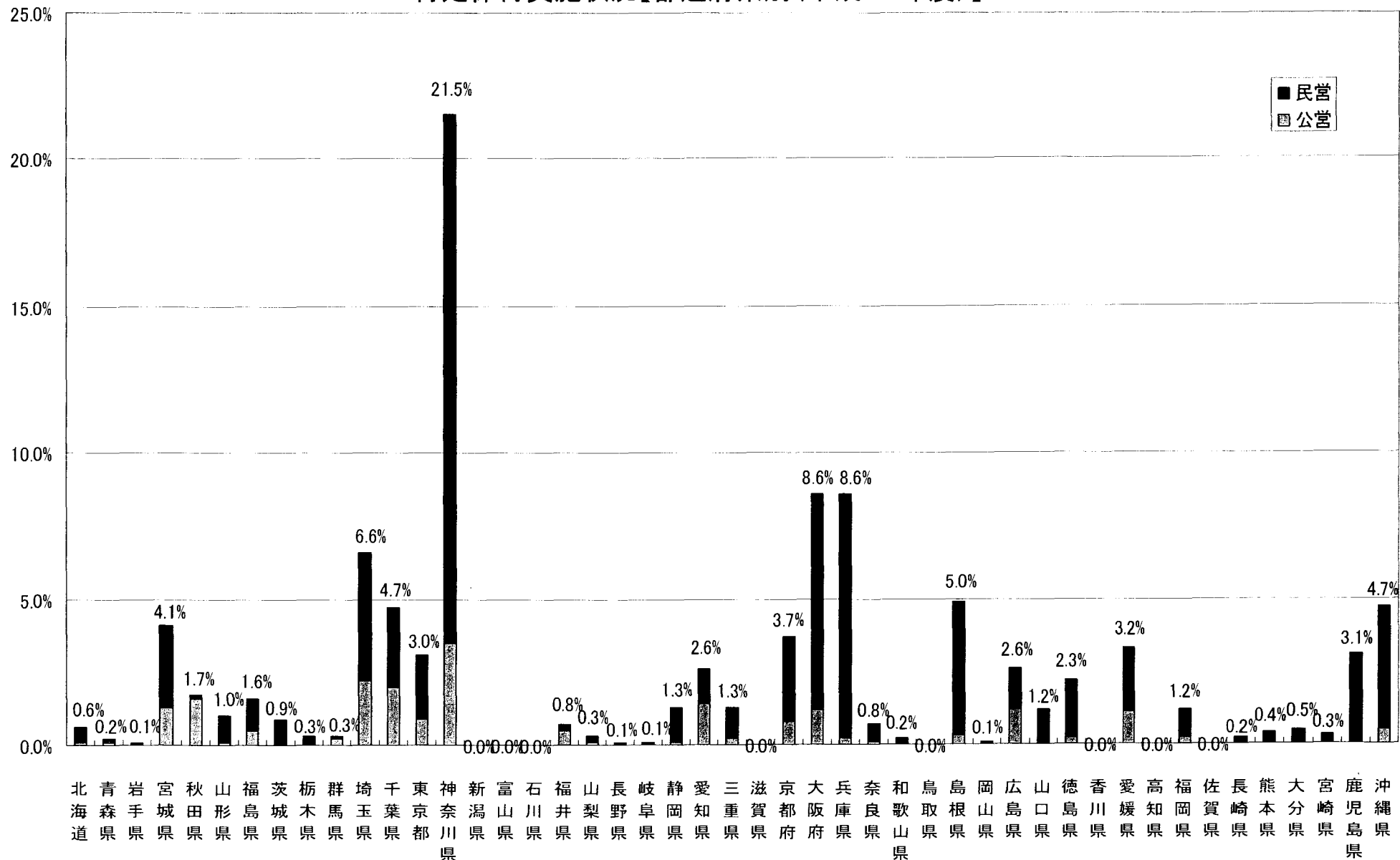


北青岩宮秋山福茨栃群埼千東神新富石福山長岐静愛三滋京大兵奈和鳥島岡広山徳香愛高福佐長熊大宮鹿沖
 海森手城田形島城木馬玉葉京奈潟山川井梨野阜岡知重賀都阪庫良歌取根山島口島川媛知岡賀崎本分崎児縄
 道県県県県県県県県県県県県都川県県県県県県県県県県県県府府県県県山県県県県県県県県県県県県県県県県県
 県

* 1 実施割合は、休日保育実施保育所数(総数)に占める各都道府県の休日保育実施保育所数の割合である。(平成19年度交付決定ベース)
 * 2 都道府県の実施割合は、その区域内の政令指定都市、中核市に係る実施割合を含んだものである。

実施割合(%)

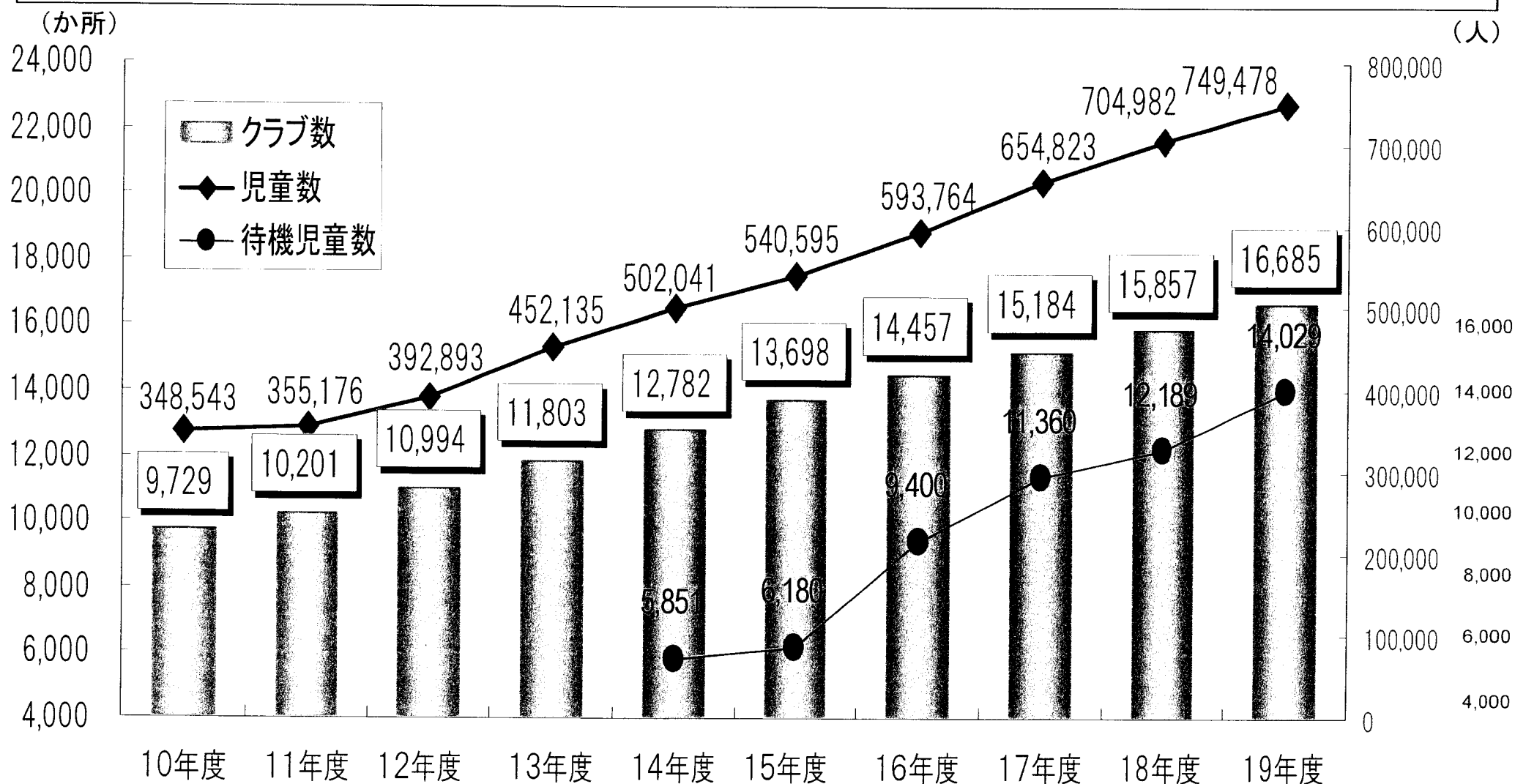
特定保育実施状況【都道府県別(平成19年度)】



* 1 実施割合は、特定保育実施保育所数(総数)に占める各都道府県の特定保育実施保育所数の割合である。(平成19年度交付決定ベース)
 * 2 都道府県の実施割合は、その区域内の政令指定都市、中核市に係る実施割合を含んだものである。

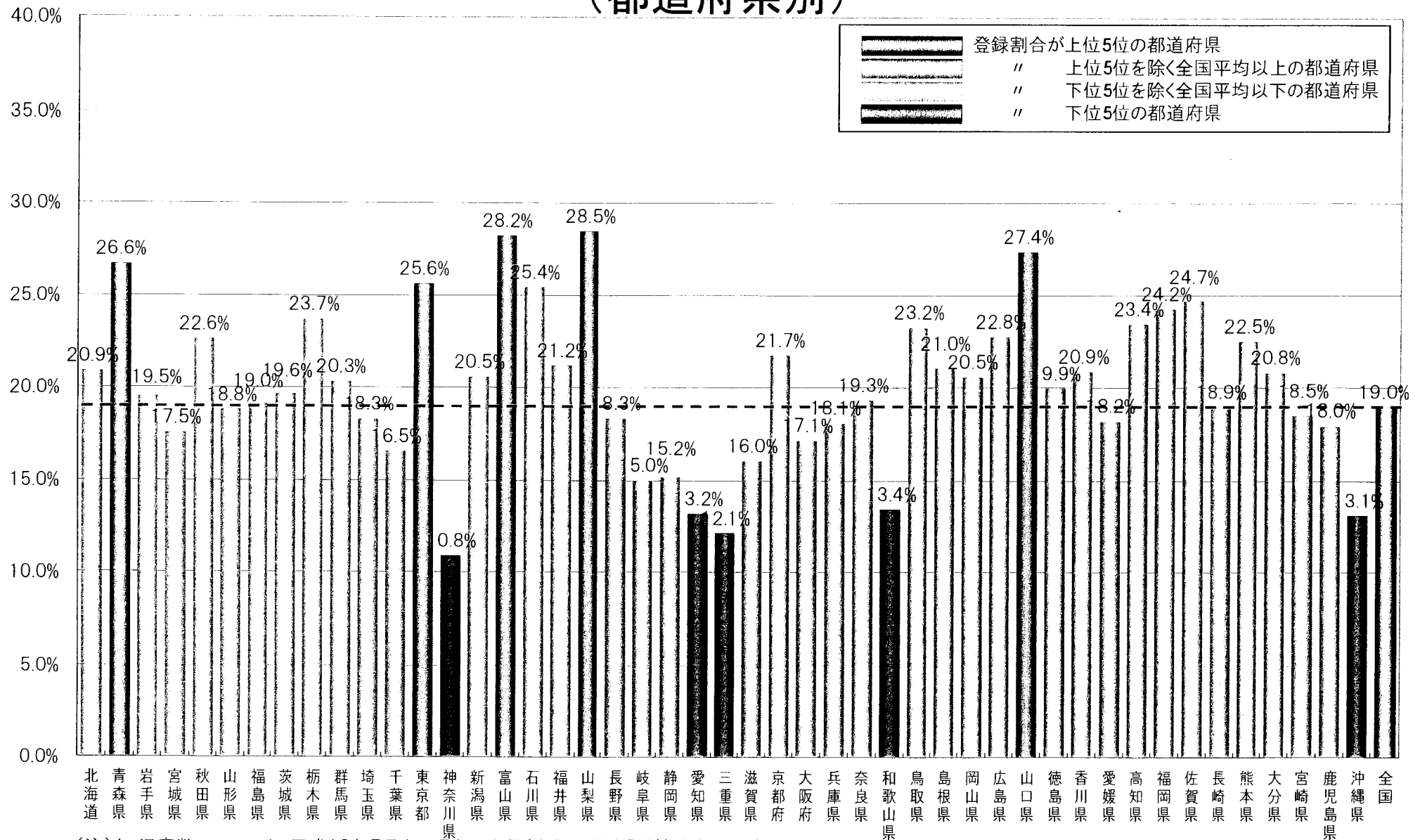
放課後児童クラブ数及び登録児童数等の推移

○ 平成19年では、クラブ数は16,685か所、登録児童数は74万9,478人となっており、平成10年と比較すると、クラブ数は約7,000か所、児童数は約40万人の増となっている。また、クラブを利用できなかった児童数（待機児童数）は1万4,029人、平成14年の約2.4倍となっており、年々増加傾向にある。



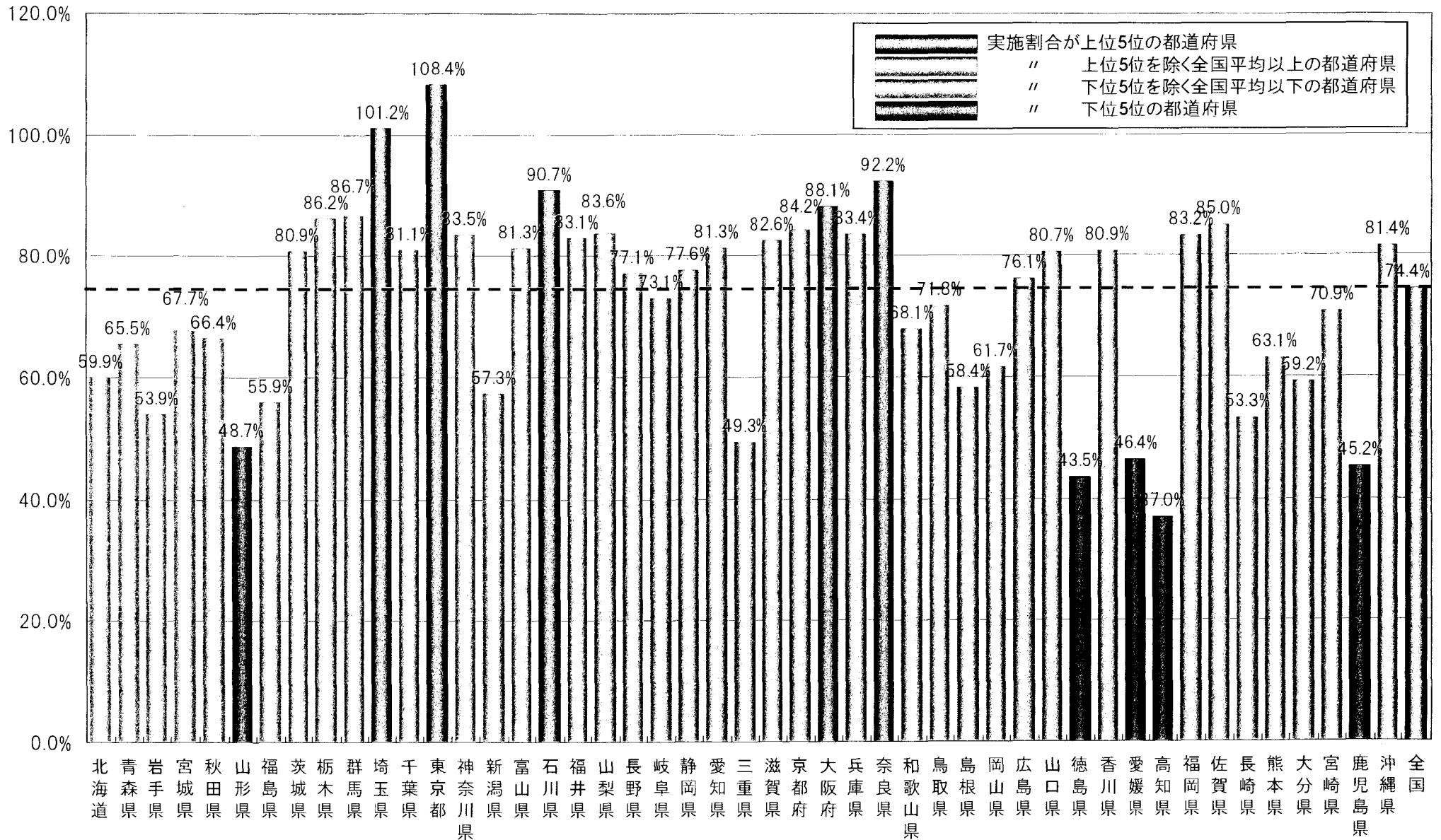
※各年5月1日現在(育成環境課調)

小学校1～3年生の児童数に占める放課後児童クラブ登録児童数の割合 (都道府県別)



(注) 1. 児童数については、平成19年5月1日現在の人数(文部科学省「学校基本調査」)。
 2. 放課後児童クラブ登録児童数については、平成19年5月1日現在の人数(厚生労働省育成環境課調)。
 3. 割合については、児童数(小学校1～3年生)に対する登録児童数(小学校1～3年生)の割合。

小学校区における放課後児童クラブ実施率(都道府県別)

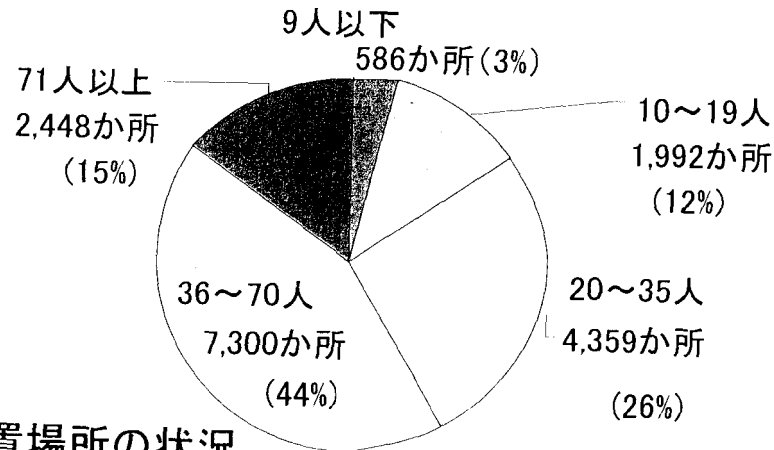


(注)1. 小学校数については、平成19年5月1日現在の公立小学校数[分校、ゼロ学級の学校を含む](文部科学省「学校基本調査」)。
 2. 放課後児童クラブ実施か所数については、平成19年5月1日現在調査のか所数(厚生労働省育成環境課調)。
 3. 一つの小学校区で放課後児童クラブを複数か所実施することにより、数値が100%を超える場合がある。

放課後児童クラブの現状

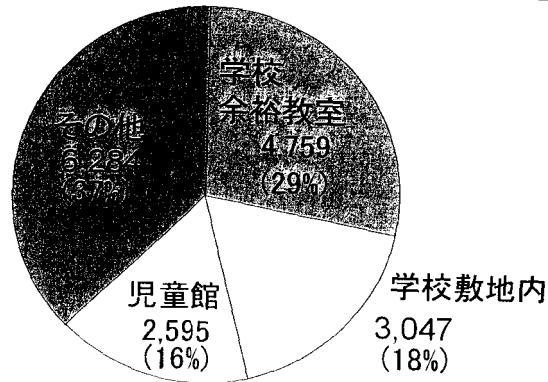
○規模別実施状況

登録児童数の人数規模別で見ると、36人～70人までのクラブが全体の約44%を占める。



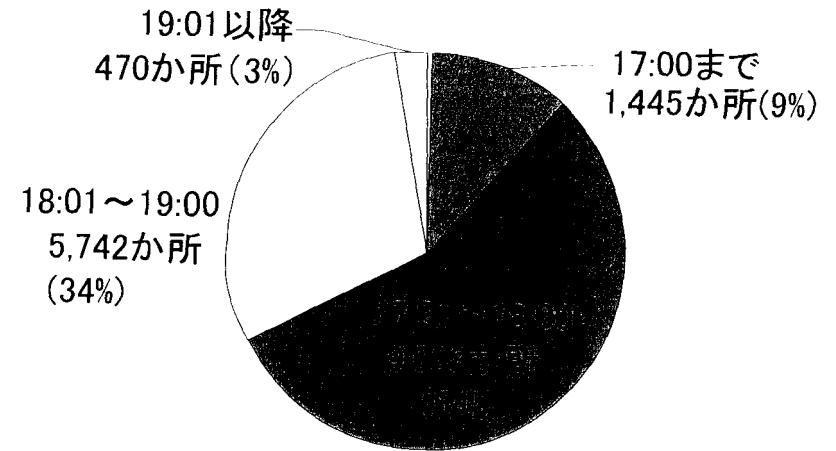
○設置場所の状況

設置場所では、学校の余裕教室が約29%、学校敷地内の専用施設が約18%、児童館が約16%であり、これらで全体の約6割を占める。



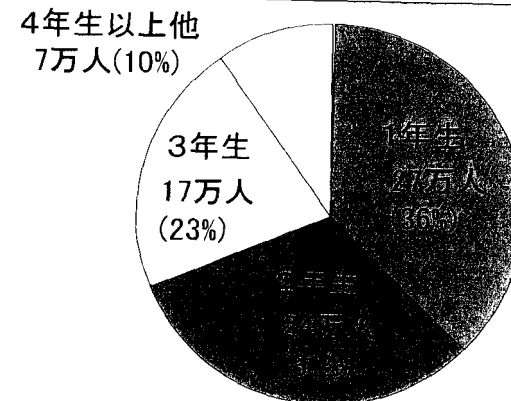
○終了時刻の状況

18時までが全体の約63%、19時までが約34%を占める。



○登録児童の学年別の状況

小学校1年生から3年生までで全体の約9割を占める。



放課後児童クラブガイドラインについて

趣旨・目的

- 子育てと仕事の両立支援に対するニーズの増大を背景に、放課後児童クラブ数が年々増加していることから、クラブを生活の場としている子どもの健全育成を図ることを目的として、補助金の交付・不交付を問わず、クラブとして望ましい運営内容を目指すためのガイドラインを国において初めて策定。
- 本ガイドラインを参考に、各クラブにおいて定期的に自己点検を行うなどにより資質の向上を図る。

ガイドラインの概要

「放課後児童クラブガイドラインについて」(平成19年10月19日 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)

1. 対象児童

- ・ 保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校1～3年の就学児童。
- ・ その他健全育成上指導を要する児童(特別支援学校の小学部及び小学校4年生以上)

2. 規模

- ・ 集団の規模については、おおむね40人程度までとすることが望ましい。
- ・ 1放課後児童クラブの規模については、最大70人までとすること。

3. 開所日・開所時間

- ・ 子どもの放課後の時間帯、地域の実情や保護者の就労状況を考慮。
- ・ 土曜日、長期休業期間等は、保護者の就労実態等を踏まえて8時間以上開所。
- ・ 新1年生については、保育所との連続を考慮し4月1日より受け入れること。

4. 施設・設備

- ・ 専用の部屋または間仕切り等で区切られた専用スペースを設け、生活の場としての機能が十分確保されるよう留意すること。
- ・ 子どもが生活するスペースについては児童1人当たり1.65㎡以上が望ましい。なお、体調が悪い時等に休息できる静養スペースを確保すること。
- ・ 施設・設備は衛生及び安全が確保されているとともに、事業に必要な設備・備品を備えること。

5. 職員体制

- ・ 放課後児童指導員を配置すること。
- ・ 放課後児童指導員は、児童福祉施設最低基準第38条に規定する児童の遊びを指導する者の資格を有する者が望ましい。

6. 放課後児童指導員の役割

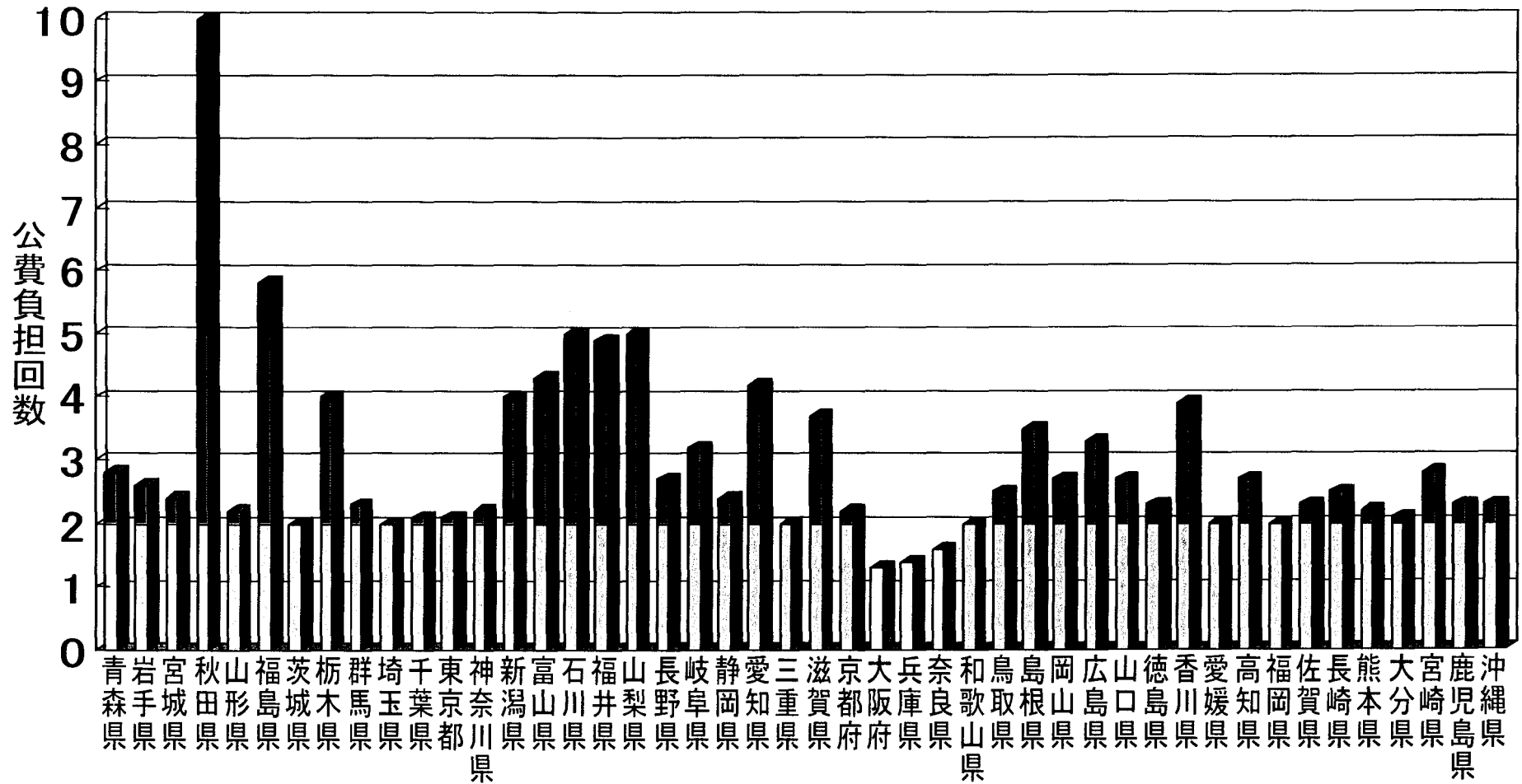
- ・ 子どもの人権の尊重、個人差への配慮、体罰等の禁止、プライバシー保護等に留意のうえ、次の活動を行うこと。
 - ① 子どもの健康管理、出席確認等の安全確保、情緒の安定を図る。
 - ② 遊びを通しての自主性、社会性、創造性を培う。
 - ③ 子どもが宿題・自習等の学習活動を自主的に行える環境を整え、必要な援助を行う。
 - ④ 基本的な生活習慣についての援助、自立に向けた手助けを行うとともに、その力を身につけさせる。
 - ⑤ 活動内容について家庭との日常的な連絡、情報交換を行うとともに、家庭や地域での遊びの環境づくりへの支援を行う。
 - ⑥ 児童虐待の早期発見に努め、児童虐待等により福祉的介入が必要とされるケースについては、市町村等が設置する要保護児童対策地域協議会等を活用しながら、児童相談所や保健所等の関係機関と連携して対応。
 - ⑦ その他放課後における子どもの健全育成上必要な活動を行う。

○その他

7. 保護者への支援・連携
 - ・ 保護者自身が互いに協力して子育ての責任を果たせるよう支援。
8. 学校との連携
 - ・ 学校、放課後子ども教室との連携を図る。
9. 関係機関・地域との連携
10. 安全対策
11. 特に配慮を必要とする児童への対応
12. 事業内容等の向上について
 - ・ クラブは、事業内容について定期的に自己点検、自ら事業内容向上に努める。
13. 利用者への情報提供等
14. 要望・苦情への対応

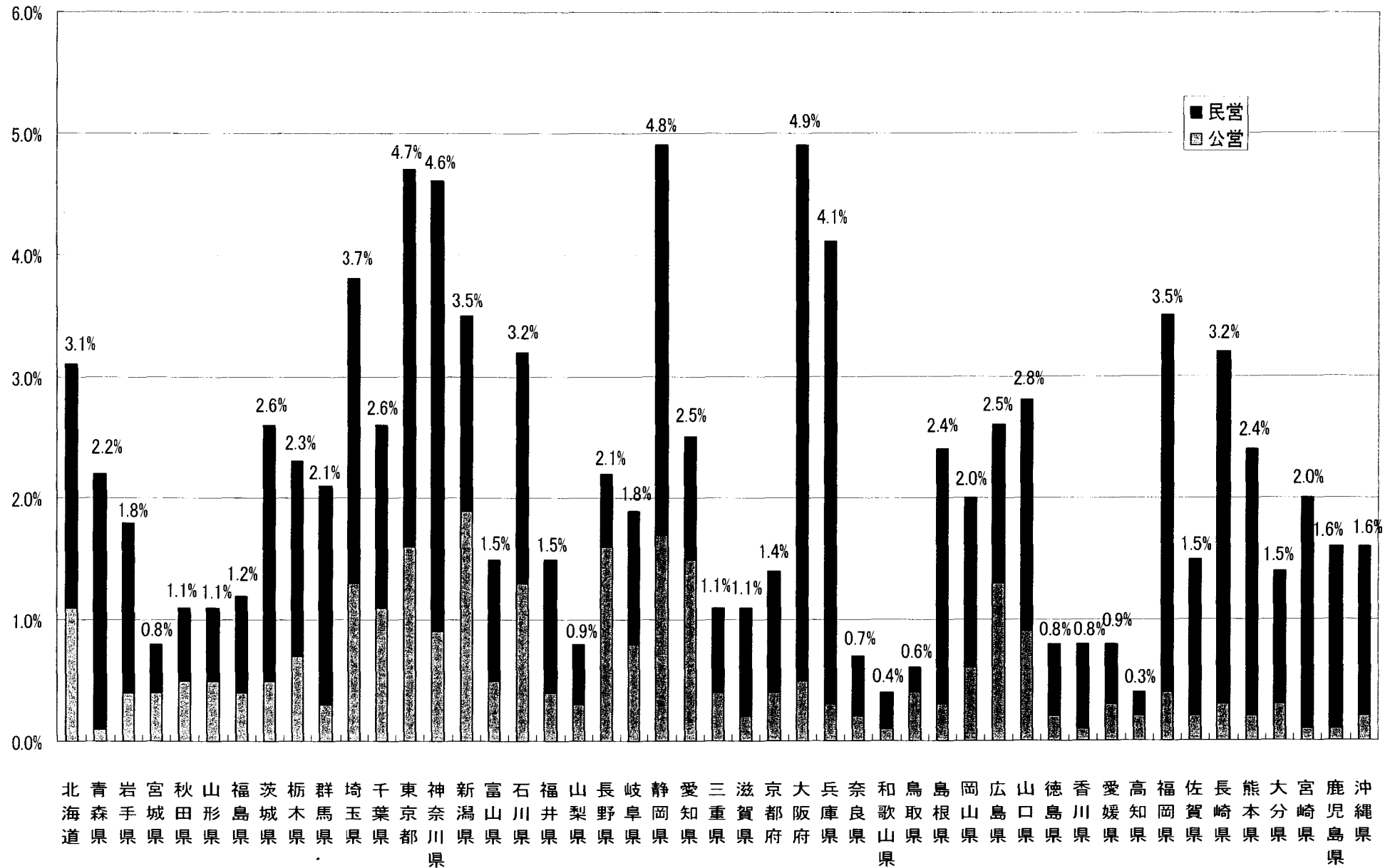
妊婦健診の公費助成の都道府県別実施状況

(平成19年8月現在)



実施割合(%)

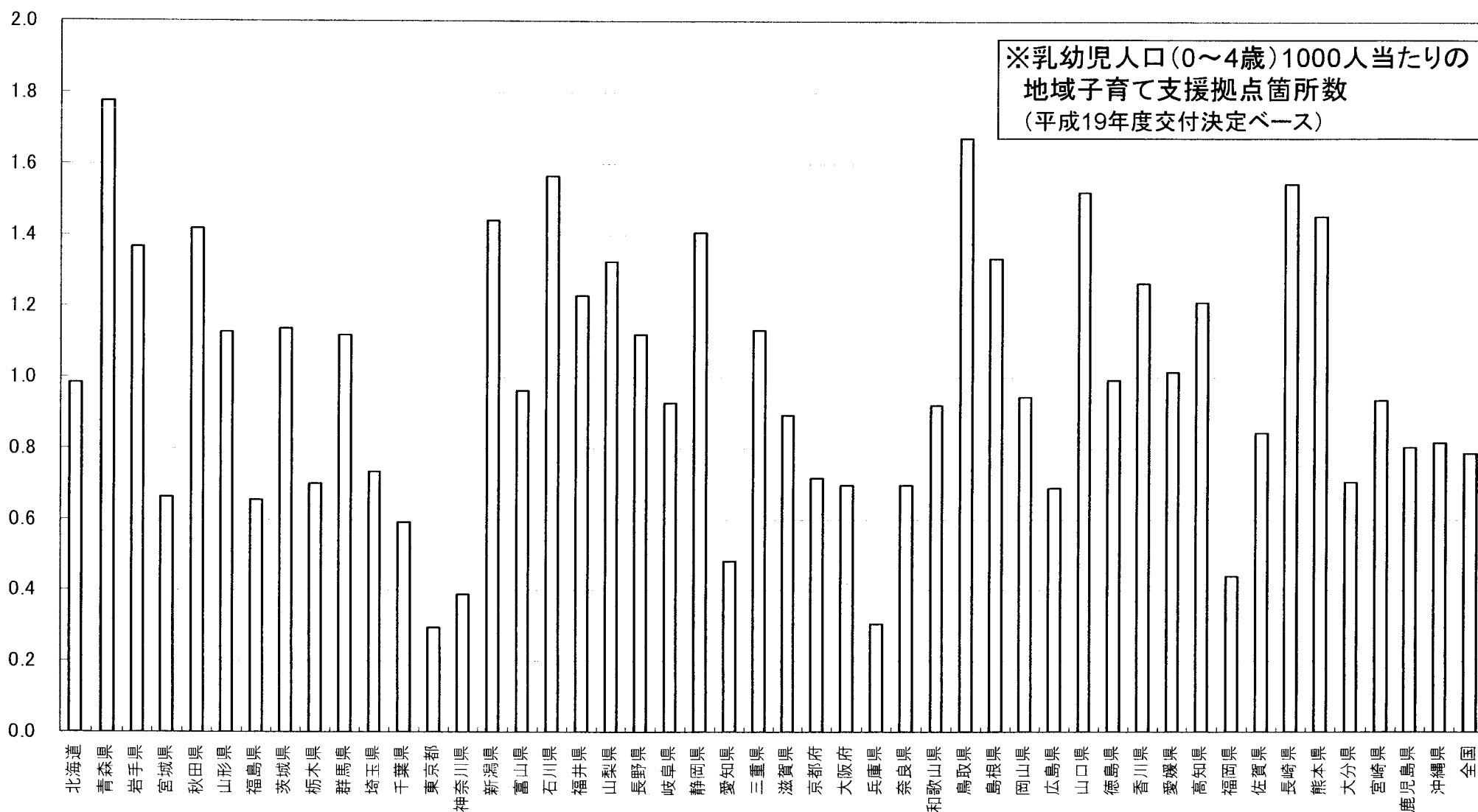
一時保育実施状況【都道府県別(平成19年度)】



* 1 実施割合は、一時保育実施保育所数(総数)に占める各都道府県の一時保育実施保育所数の割合である。(平成19年度交付決定ベース)

* 2 都道府県の実施割合は、その区域内の政令指定都市、中核市に係る実施割合を含んだものである。

地域子育て支援拠点事業の都道府県別実施状況



※各都道府県の乳幼児人口(0～4歳)については平成17年国政調査による。
 ※地域子育て支援拠点箇所数については、平成19年度交付決定ベース。

地域子育て支援拠点事業の運営事例

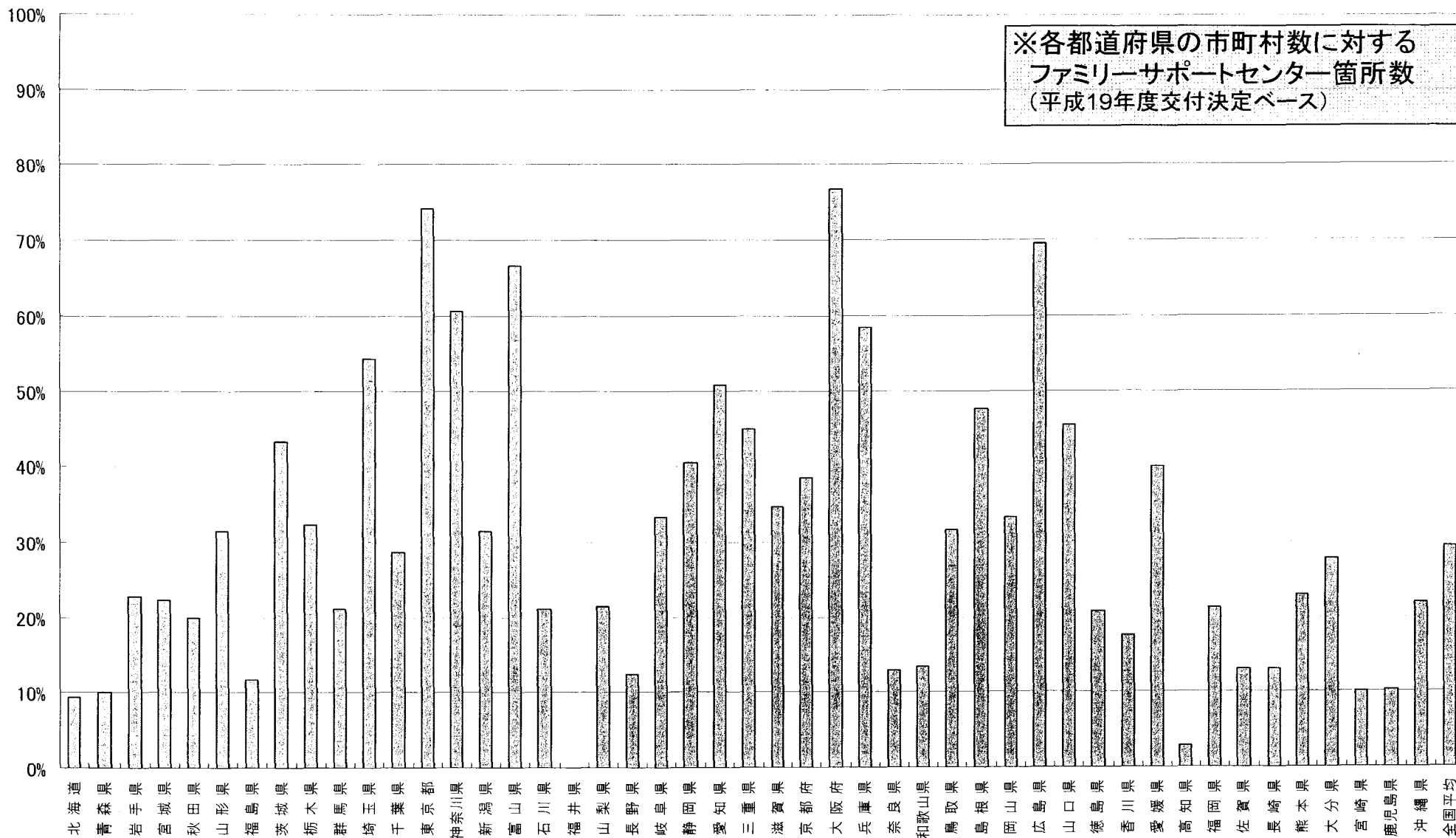
| 項目 | 事例 1 ＜一時預かり事業も実施＞ | 事例 2 ＜一時預かり事業も実施＞ |
|--------------|---|---|
| 実施場所 | 空き店舗を活用（大都市） | 複合（空き）ビルの一室を活用（地方都市） |
| 運営形態 | 運営主体 | NPO法人 |
| | 委託等の別 | 委託 |
| | 開所日数・時間 | 週5日・1日当たり6時間 |
| スタッフの状況 | 常勤 | 0名 |
| | 非常勤 | 17名 |
| | 無償ボランティア等 | 10名 |
| | 一日に平均的に配置されているスタッフ数 | 2名 |
| 一日の平均利用組数 | 8組 | 40組 |
| 運営費（18年度） | 約430万円 | 約1,800万円 |
| 内訳 | 人件費 | 73% (1人平均18万円/年;交通費含む) |
| | 賃貸料 | 15% (大家の配慮により本来の半額) |
| | 事務費等 | 12% |
| 収入（18年度） | 約430万円 | 約1,800万円 |
| 内訳 | 市町村からの委託費等 | 42%（180万円） |
| | 登録料・利用料 | 35%（150万円） (150万円のうち一時預かり分は4%) |
| | 寄付金 | 19%（80万円） (NPO法人代表者の個人寄付によるもの) |
| | 他事業収入からの充当 | 4%（20万円） |
| (参考：国庫補助基準額) | 約436万円 | 約516万円 |
| 運営にあたっての課題 | <ul style="list-style-type: none"> ●十分な人件費も払えない状況で、人材が不足している ●20年4月から家賃が満額となり、さらに運営費を圧迫 ●財政基盤が弱く代表者の負担が多い ●一時預かり事業は緊急時の対応のみ | <ul style="list-style-type: none"> ●スタッフには実働時間のみ支給、ミーティング・研修部分には支給していない ●ひろば事業は市が後押ししている事業だが、補助金が少なくなれば運営に支障を来す |

| 項目 | 事例 3 ＜学童保育事業も実施＞ | 事例 4 ＜単独のひろば＞ |
|--------------|--|---|
| 実施場所 | 空き店舗を活用（大都市） | 民間寮の遊休会議室を活用（地方都市） |
| 運営形態 | 運営主体 | NPO法人 |
| | 委託等の別 | 委託 |
| | 開所日数・時間 | 週4日・1日当たり6時間 |
| スタッフの状況 | 常勤 | 4名 |
| | 非常勤 | 13名 |
| | 無償ボランティア等 | 0名 |
| | 一日に平均的に配置されているスタッフ数 | 3名 |
| 一日の平均利用組数 | 4,5組 | 20組 |
| 運営費（18年度） | 約530万円 | 約510万円 |
| 内訳 | 人件費 | 37% (事務局スタッフ(1名)は月5万円程度、他スタッフは時間給、最高で500円) |
| | 賃貸料 | 50% |
| | 事務費等 | 13% |
| 収入（18年度） | 約530万円 | 約510万円 |
| 内訳 | 市町村からの委託費等 | 68%（360万円） |
| | 登録料・利用料 | 9%（50万円） |
| | 寄付金 | 18%（95万円） (寄付品をリサイクル販売し運営費に充当) |
| | 他事業収入からの充当 | 5%（25万円） (主に学童保育の利用料) |
| (参考：国庫補助基準額) | 約356万円 | 約436万円 |
| 運営にあたっての課題 | <ul style="list-style-type: none"> ●安定した人材確保のためには、「最低賃金」は絶対条件 ●委託費が低すぎるため、事業拡大し収入を上げていく力が必要 ●認知度が低く、周囲の支援につながりにくかったり、利用促進の妨げになっている ●学童は親の要望により実施 | <ul style="list-style-type: none"> ●家賃が低廉なため、その分人件費に回している ●地方のひろばのため、研修を受けるにも費用がかさむ ●行政の運営する施設にも出向くがそのスタッフとの兼ね合いが難しい |

地域子育て支援拠点実施主体による一時預かり事業の運営事例

| 項 目 | | 事 例 1 | 事 例 2 |
|------------|---------------------|--|--|
| 実施場所 | | 複合（空き）ビルの一室を活用 （地方都市） | 民間の施設を賃貸（地方都市） |
| 運営形態 | 運営主体 | NPO法人 | NPO法人 |
| | 委託等の別 | 補助 | 利用者への補助 |
| | 開所日数・時間 | 週6日・1日当たり7時間 | 週5日・1日当たり9時間 |
| スタッフの状況 | 常勤 | 2名 | 0名 |
| | 非常勤 | 20名 | 6名 |
| | 無償ボランティア等 | 0名 | 0名 |
| | 一日に平均的に配置されているスタッフ数 | 6名 | 5名 |
| 一日の平均利用組数 | | 10.7組 | 20組 |
| 運営費（18年度） | | 約1,360万円 | 約1,040万円 |
| 内訳 | 人件費 | 69%（約940万円） （常勤の平均は月約13万円／ 非常勤の平均は月約3万円；交通費なし） | 77%（約800万円） （1人当たり平均月11万円程度） |
| | 賃貸料 | なし （賃貸料（光熱水費含む）は 市が賃貸先に直接補助） | 16%（約170万円） |
| | 事務費等 | 31%（約420万円） | 7%（約70万円） （光熱水費、研修費、施設整備費など） |
| 収入（18年度） | | 約1,360万円 | 約1,040万円 |
| 内訳 | 市町村からの委託費等 | 76%（約1,040万円） | なし |
| | 利用料 | 24%（320万円） （1人1時間あたり500円；登録料なし） | 98%（約1,020万円） （1人1時間あたり700円※；登録料なし） |
| | 寄付金 | なし | なし |
| | 他事業収入からの充当 | なし | 2%（約20万円） （未就園児の年種保育事業） |
| （参考：国庫補助） | | なし | なし |
| 運営にあたっての課題 | | <ul style="list-style-type: none"> ● 日によって利用者が違うので集団保育に専門性が求められるが、昇級させることが出来ないのが、人材確保に不安がある ● 保育の質を保つ研修等の時間については、人件費が伴わない活動になっている。 | <ul style="list-style-type: none"> ● 毎日、利用人数・時間が違うためスタッフのコーディネーターが必要。現在、施設長が担っている。 ※ 利用料については、700円のうち350円が市及び県から補助される（市及び近郊の町に住居がある子どものみ）。補助額は利用料の約7割となっている。 |

ファミリー・サポート・センター事業の都道府県別実施状況



※各都道府県の市町村数(特別区含む)に対するファミリー・サポート・センター箇所数をグラフ化したもの。

社会連帯による次世代育成支援に向けて

→次世代育成支援施策の在り方に関する研究会報告書のポイント→

基本的考え方

- 次世代育成支援施策のねらいは、次代の社会を担う子どもたちの幸せを第一に考え、家庭や地域の子育て力が高まるよう各種の支援を行うことにより、子育てをする人が子育てに伴う喜びを実感できるような社会を形成していくこと。
- 少子化の流れを変え、21世紀の我が国を夢と希望にあふれた活力ある社会とするために、次世代育成支援施策を高年齢者関係施策と並ぶ国の基本施策として位置づけることが必要
- 子どもは「未来の夢」、「次代の希望」であり、その育成は子どもを持つ家庭のみならず、すべての国民にとって重要な意味を持つことから、次世代の育成について、すべての国民が自分の問題として捉え、その置かれた状況に応じた役割を果たしていくことが期待される。

基本理念

- 「社会連帯による子どもと子育て家庭の育成・自立支援」を基本理念として、新たな「次世代育成支援システム」の構築を図る。

子育て支援施策の基本的方向

- 次世代育成支援施策は、子育て支援のほか、要保護児童とその家庭の支援、障害児とその家庭の支援、働き方の見直し、教育・生活環境の充実など、その領域は多岐にわたるが、その実施に当たっては、地域・職域の各場面でこれらを一体的に推進することが重要
- 「子育て支援施策（地域子育て支援、保育、児童手当）」は、市町村において実施され、子ども全般を対象とする基盤的な性格を有するものであり、次世代育成支援施策全体の底上げを図る観点から、更なる充実が必要

5つの基本的方向

普遍化・多様化

- ・ 所得、働き方等で必ずしも一律に区分されることなく、すべての親子を対象に、必要に応じた給付を行う方向を目指すべき。
- ・ 子どもや家庭の多様なニーズに即したきめ細かな対応

総合化・効率化

- ・ サービス間の連携強化、サービスと経済的支援を適切かつ効率的に組み合わせ
- ・ NPO、企業の参加促進、保育所の公設民営方式の活用等、多様な主体による質の高い事業展開

家庭と地域の「子育て力」

- ・ 親子の絆を深め、親の子育て力を高める施策の充実
- ・ 地域の自主的な取組が主体的に行われ、これを国、都道府県が重層的に支援していく。

出生から青少年まで年齢に応じたきめ細かな施策

- ・ 「子どもの育ち」の視点に立ち、出生から青少年期までのトータルな取組を推進
- ・ 特に、大きな育児負担の割に支援の少ない3歳未満児に対する公的支援の重点的な強化が必要

専門性の確保

- ・ 地域や家庭の子育て力の低下を踏まえ、サービスの量的拡大とともに、その専門性を向上
- ・ 子育て力が低く特別な配慮を要する家庭にも対応できるよう、市町村を単位とするコーディネート機能、保育所等におけるソーシャルワーク機能の発揮が必要

事業等の在り方

地域子育て支援

- 0歳児をはじめ乳幼児期は、人間に対する基本的信頼感を形成する大事な時期。一方、育児負担も大きく、専業主婦家庭にみられる強い育児不安などを踏まえると、「子どもの育ち」という観点から、一層の充実が必要
- 「つどいの広場」など地域の中の親子の居場所が、「コンビニエンス・ストア」のように歩いていける身近な範囲に存在することが望ましい。こうした場合は、育児休業中の親を含めすべての子育て家庭を対象に、親子の絆を深め、親の子育て力を高める効果が期待できる。
- 地域の遊び場の減少、共働き家庭の増加といった状況に対応し、年齢の枠を超えて、たくましく成長できる良好で安全な放課後の居場所（放課後児童クラブ）について、今後、一層その普及が図られることが期待される。
- 地域子育て支援事業は、その取組がスタートして間もないこともあって、今後の充実に期待。ゴールドプランの下で介護サービスの充実が飛躍的に進んだように、親子が身近に安心して利用できる体制が整備されることを期待
- 地域の実情に応じて、多様な主体によって展開されることが望ましい。補助の仕組みを交付金化するなど地方公共団体にとって創意工夫しやすい仕組みとすることが適当

- 新たなシステムにおいては、保育所利用者の普遍化、介護など周辺分野における改革動向を踏まえ、保育所利用の在り方について、従来の市町村委託方式から、保護者と保育所が直接向き合うような関係を基本とする仕組みへと見直すことを検討すべき。
- 見直しに当たっては、市町村が引き続き負うべき責任・役割として、保育の供給体制の整備やその質の向上を図るとともに、保育所利用の必要性や優先度の判断などに関する新たな仕組み（要保育認定）を導入し、その実施に当たることが必要。なお、諸外国で導入された自由価格制を前提としたバウチャー制度の我が国への導入は不適當
- 待機児童解消に向け、保育の供給体制の充実を図るとともに、官民の役割分担や運営の効率化の観点から、公設民営方式の推進や公営保育所の民営化等を進めていくことが適當
- 保育所の子育ての専門性を活かす観点から、保育所が地域の子育てを支え、助ける存在として地域に開かれたものとなるとともに、家庭の子育て力の低下を踏まえ、ソーシャルワーク機能を発揮していくことが必要

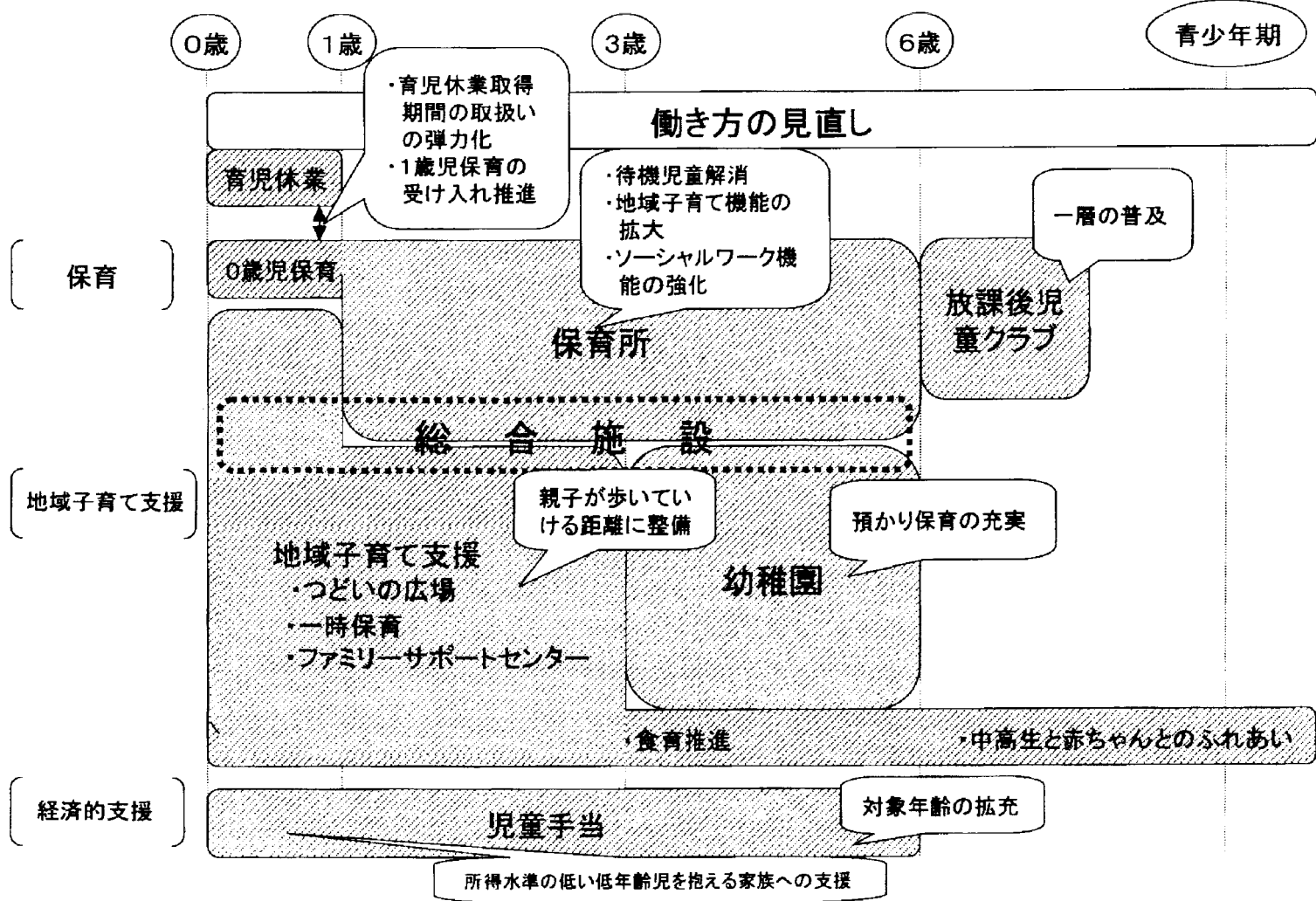
- 育児休業施策と保育施策を総合的に捉え、整合性の取れた取組へと変えていく観点から、育児休業取得後に確実に保育サービスが利用できるようにするため、**
 - ・ 1歳児保育の受け入れの推進を図るとともに
 - ・ 育児休業制度において、その取得期間（現行子どもが1歳に達するまで）の取扱いの弾力化が行われることを期待

- 次世代育成の観点から中核的な役割を果たすことを期待されている保育所等の就学前の子どもの育ちを支える施設の費用については、施設ごとの機能・役割に応じた適切な形で、公的支援を行っていくことを基本に考えるべき。**

- 保育所運営費用については、地方公共団体の財政状況等によって取組に支障が生じることのないよう、介護保険制度のような国と地方公共団体を含め国民全体で支える仕組みも選択肢として検討すべき。**

- 配偶者特別控除の廃止にあわせて、児童手当支給対象年齢等を見直すこととされているが、まずその実現を図ることが必要
- 企業の扶養手当の縮小、年功序列賃金の見直し等の状況変化、さらに世代間の公平性の確保といった観点から、税制との関係を整理しつつ、子育て家庭への経済的支援の拡充を図ることが適当。その際、若年子育て家庭の近年の厳しい経済状況を踏まえ、所得水準の低い低年齢児を抱える家庭への支援など、重点的な対応を検討すべき。
- 子育て支援における経済的支援とサービスとの関係については、現在ニーズに対して取組が遅れている地域子育て支援サービスや保育所の待機児童の解消など、施策の優先度に配慮した取組を進めることが必要
- 高等教育における奨学金制度の充実を求める声が高まっており、年金制度における対応を含め、その具体化に向けた検討を期待

子育て支援施策の今後の方向



費用負担の在り方

基本的な考え方

- 現在、給付ごとに区々異なっている子育て支援施策の財源構成について、効率化を図りつつ全体的に抜本的な強化を図る観点から、財源の統合を検討すべき。
- 厳しい財政状況の下で、今後公費のみでニーズに対応していくことは容易ではないことから、国民一人ひとりが次世代育成支援のために拠出するという新たな枠組みを検討すべき。
- その際、高齢者関係給付の伸びをある程度抑制し、これを支える若い世代の負担の急増を抑えるとともに、子育て支援施策の充実を図るといった給付構造の見直しを推進すべき。

現役世代・高齢者

- 次代を担う子どもたちの育成を支援する施策については、子の有無や年齢などを問わず国民皆が費用を分かち合う仕組みとすることが適当
- 高齢者自身が連帯の仕組みに加わり、費用の一部を担うことにより、世代間の公平の確保、ひいては社会保障制度に対する若い世代の理解を高めることにつながることを期待される。

企業・団体

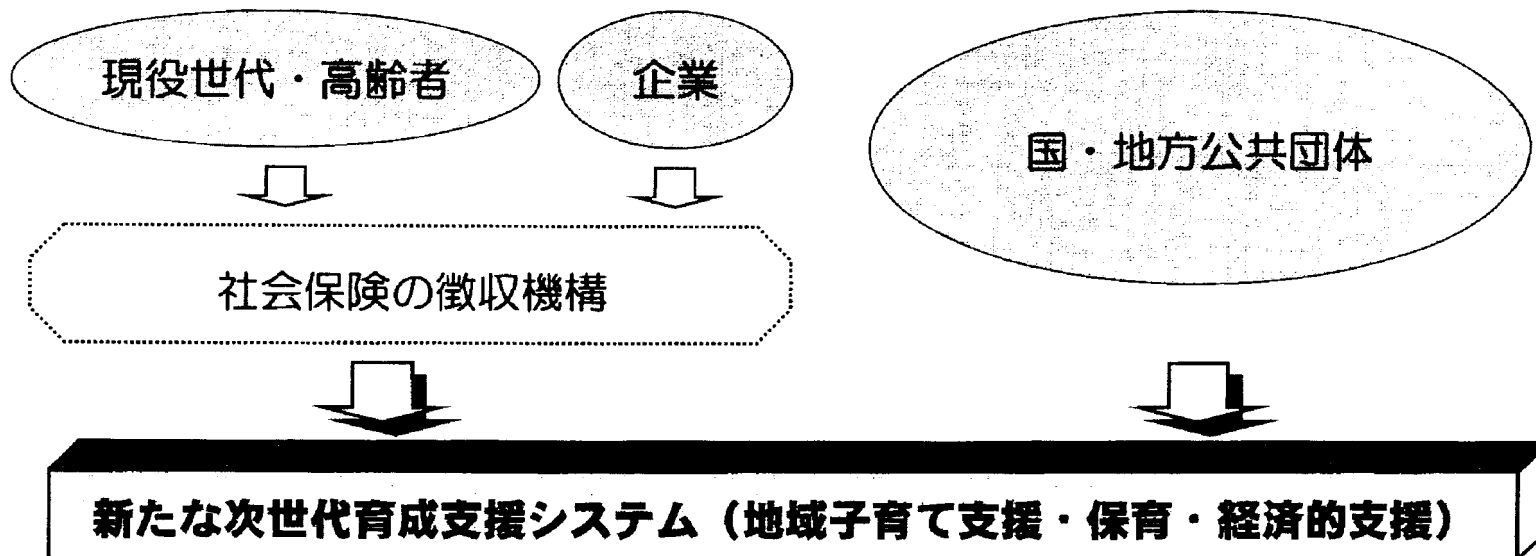
- 将来の労働力、現在そして将来の消費の担い手となる児童の健全育成の費用については、企業等もその一部を担っていくことが求められる。特に、保育については、企業等の受益、育児休業制度との代替関係も踏まえた両制度の整合性の観点から、企業等の負担の在り方について検討すべき。
- 実際の負担を考える上では、他の社会保障分野における企業等の負担の状況などに留意すべき。

国・都道府県・市町村

- 地域の実情に応じたきめ細やかな取組が積極的に進められる仕組みとするとともに、少子化の進行という状況の下で、国の基本政策として、その充実強化が求められている。
- 市町村の自主的な取組を最大限尊重しつつも、国民全体で費用分担する形で、国、都道府県等が重層的に財政支援を行う仕組み（次世代育成支援交付金）についても検討すべき

共助の視点

- 次代を担う子どもの育成は、すべての国民にとって重要な意味を持つ営みであり、その費用負担についても、社会連帯の理念に基づき、「共助」の視点から、すべての国民が分担していくことを基本とする仕組みが考えられる。
- その場合、国民一人ひとり、子を持ち、育てる立場となるかどうかについて、置かれた状況が異なることから、給付の受給可能性のみに着目して制度を構想することについては慎重に考えることが必要。むしろ、自らが給付を受ける可能性の多寡にかかわらず、現役世代・高齢者、そして企業が、次世代育成支援という目標に対し、自覚的に参加し、これを支えるために拠出するという仕組みを検討していくことが適当
- 具体的な制度設計を考えるに当たっては、制度の効率的な運営などの観点から、既存の社会保険の徴収機構を活用する仕組みを検討すべき。



2008年3月21日

少子化対策特別部会ヒアリング

利用者から見た保育サービスの現状と課題

1 「量拡大」の時代の検証（参考資料1参照）

- ・量の拡大は、まだ十分ではないが、地域によってはかなり改善している。就労家庭は一時期よりも入園しやすくなったと実感している。なお、育児休業制度の普及により、待機児のピークは1歳児クラスになっている。
- ・都市部の一部では、量拡大が潜在ニーズの掘り起こしとなり、今も需要拡大が著しい地域があり、国及び自治体の頑張りが求められる。

【保育士の非正規化】保護者には見えにくいですが、質に影響を及ぼす大きな変化。短時間保育士の規制緩和は、規制緩和の「教科書どおり」の施策であったと思われるが、現場に即していない（参考資料2参照）。延長保育その他の多様なサービスのための短時間保育士の導入は、現場ではすでに行われていたにもかかわらず、規制緩和でクラス担任に短時間保育士を導入したことにより、クラス担任の職務に対する軽視が起こった恐れがある。現在、クラス担任の非正規雇用化（常勤）が進んでおり、正規が園長と主任だけで、他はすべて派遣保育士という町立保育園もあった。

【公立運営費の一般財源化の影響】

- ① コスト削減による保育士の非正規化、保育材料費の削減、保育料の値上げ、民営化などの原因や理由になっている。（参考資料3）
- ② 小規模な自治体ほど保育予算の確保が困難になる減少が起こり、保育の地方格差が拡大する方向になっている。（参考資料4）
⇒ 公立保育所の運営費は一般財源になったが、自治体（首長や議会）に「地域で子どもを育む」という思想がなければ、削減されるだけの運命にある。国庫負担金は規制ではなく、保育の「下支え」であった。

【保育の多様化における質の担保の不安：認証保育所】

- ① 東京都の認証保育所は玉石混交であるが、保育士の労働条件はきびしく、人材の定着や育成が困難になっている。（参考資料5）
- ② 所得による保育料の軽減がないため、低中間所得層には利用しにくい

(参考資料6)。

- ③ 東京都は駅ビルに誘導しているが、駅前の雑居ビルの保育の場合、
- ・窓があかず通風がない、自然を感じにくい環境が多い。
 - ・子どもの健やかな心身の発達のためには、ビルの中に長時間閉じこめるのではなく、積極的に戸外活動を行っていく必要があるが、どの程度できているのか。園庭がないことも認可に転園する大きな理由。
 - ・駅前のテナント料は高く、保育にかかるコストを圧迫する。
- などが課題になっていると考えられる。
- ④ 認証保育所の補助金および保育料は「売上」となり、都はその使い道に
関知していない。認証保育所が激増した一番の理由はこの点にあると思
われる。

【保育の多様化における質の担保の不安：認定こども園】

- ① 保育所基準から見れば、規制緩和（基準引き下げ）になっている部分も
あり、就労家庭からは、子どもが長時間生活をするために必要な要素が
確保されるのかが心配される。
- ② 地域格差、園格差が広がる懸念。東京都では、国の補助基準に当たらない
部分に独自に補助金を上乗せするなどの施策が行われているが、たと
えば、他の地域では、幼稚園型の3歳未満児は「認可外保育」（補助金な
し）になるが、保護者からは見分けがつかないことについて、どう考え
るのか。兵庫県では、「特定認可外保育施設」という名称を設けてこれを
認定こども園として認可しようとしているが、この施設には公的な補助
金は全く入らないことになっている。現状、認定こども園は「看板」だ
けで、その内容について保護者や子どもに一定の何かを保障するもので
はない。
- ③ 保育料やなんらかの困難をかかえている子どもや家庭の受け入れにつ
いては、自治体や園の裁量に任される部分が多い。認可保育園が認定こ
ども園に転向していく場合は、地域の福祉的ニーズの受け皿が減ること
にならないようにしなくてはならない。

2 子どもと家庭のニーズ

○ひとり親家庭の増加、非正規雇用の増加、所得格差が広がる社会

⇒生活防衛のために親が働く時代、共働き一般化社会の生活基盤となる保育は切実に必要とされている。(保育はライフライン)

⇒保育料や困難家庭の入園などについて、子どもの平等、セーフティネットのあり方を配慮した制度を維持する必要性がある。

○「子どものことがわからない」「子どもが育ちにくい」時代

⇒子どもモデル、子育てモデルが少なく、親に子どもの育つ姿、発達ニーズが見えにくい。子どもと大人のかかわり、子ども同士のかかわりが乏しくなっている。子育て困難は、生活スタイルや地域の変化によってもたらされており、失われた機能は、社会が補っていかなくてはならない。

⇒虐待、子どもの多様な育ち(発達障害、アレルギー、多国籍)への対応が求められている。

⇒子どもの最善の利益の追求をミッションとし(公共性をもち)、保育(就学前教育を含む)に関する専門性を有する保育所等の支援が求められる。

○競争社会のきびしさにさらされる親の労働を支える

⇒延長保育、病後児保育、休日保育など、地域のニーズに対応する必要がある(一方で、これらは労働<=働き方>の問題、および父親の分担の問題と表裏であることに着目する必要がある。ワーク・ライフ・バランスの促進は、親と子どもの満足をふやし、保育コスト増大を抑制する効果が期待できる)

⇒長時間保育では、子どもや家庭に対して、保育所のよりこまやかなサポートが必要とされている。

⇒非正規雇用が激増している。非正規雇用者の結婚・出産・子育てはより困難であり、また、非正規雇用の増加が正規雇用者の労働も過重にしている。労働制度のあり方も検証を。

3 保育サービスの課題

○保育の質を向上するための体制

⇒保育士の人材の定着と育成。コスト削減により保育士の雇用条件が悪くなれば、人材確保や定着が困難になるのは労働市場の原理として自明。

- 保育士の非正規化は痛手（介護の世界では、待遇の悪さ・労働過重が知られるようになって不人気になり、養成課程の廃止が始まっている）。また、役割の深化・拡大に見合った人材育成が求められるが、研修や日々の保育の振り返りの時間もとれない多忙な状況も見られ、改善を要する。
- ⇒保育士の配置を適正に。11 時間開所・週 5 日稼働を基準とするのであれば、それに見合った職員配置をする必要がある。また、幼児に対する保育士配置は先進諸国と比べ、非常に手薄。保育所保育指針に求められている保育をどのように実現できるかを、現場に即して考えるべき。看護師の配置は、長年の保護者の希望でもある。
- ⇒適正規模の保育を。規制緩和による定員超過受け入れは、子どもの生活環境に直接的に影響しているはずであり、「喧騒になっている」「かみつきがふえている」などの声もある。受け入れ拡大、統廃合による大規模化が進む傾向があるが、子どもの保育環境や保護者同士のつながりを考えると、中小規模の施設のほうがよい保育をしやすいことは明らか。地域に中小規模の保育がむらなく点在することによって、子育ての安心感を高め、子育て支援の目を届きやすくすることもできる。保育ママと小規模認可の中間の、良質な小規模保育を支援することも視野に入れたい。
- ⇒規制緩和の検証を。公立の一般財源化の影響の精査、認定こども園の制度の検証を。（前述参照）
- ⇒透明性を高める。
- ・第三者評価は、保育現場の自己改革には役立っているが、「保護者の選択に資する」機能は、いまだゼロであるといってよく、課題が山積している（参考資料 7）。
 - ・指導監査および認可業務についても透明性を高める。地域に志も質も高い認可外事業者と、意欲がなく問題がある認可事業者があった場合に入れ替わりが可能なシステムを、現行制度の中で工夫したい。

○保護者支援や福祉的ニーズから求められること

- ⇒保育園と保護者の関係を再構築。子育てにきびしい時代、「ともに子どもを育てる」保育園と保護者のパートナーシップを強化することが必要。（保育所がサービスを売る、保護者が買うという関係ではない）。例.10 時まで開所する保育園で、延長保育利用家庭の保護者会を定期的に関き

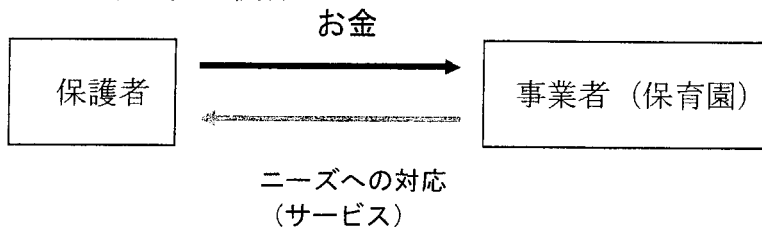
(参加は強制ではない)、延長保育のあり方や家庭生活について話し合い、連携を強める試みをしたところ、全体に延長保育利用が短くなった(子どものためにどうしたらよいか、をともに考えることの重要性)

⇒ソーシャルワーク。さまざまな困難をかかえる保護者、子どもを支えるために、保育園がソーシャルワーク機能をもつことが求められている。話を聞き、状況を見極め、必要な支援を見立てて、保育園の支援もしくは園外の機関や人材の支援につなぐ。このような機能を果たすためには、保育士等の知識、技術、経験の積み重ね、判断力の育成が必要となる。

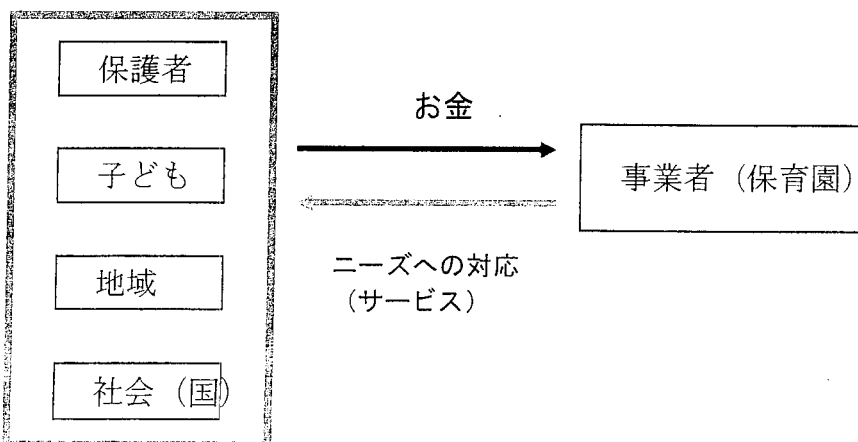
⇒保育所のもつ特性にこそニーズが集中していることに着眼

- ・所得に応じた保育料により安心して利用できる。
- ・市町村の責任により行われる事業だからこそ、さまざまな福祉的ニーズへの対応が可能となっている。
- ・「養護と教育が一体となった保育」つまり生活の場だからこそできるさまざまな教育の機能をもっており、現代の子どもの育ちに不足しがちな環境が整えられている。その質を高め、受け皿を広げることが重要。

<市場の契約関係>

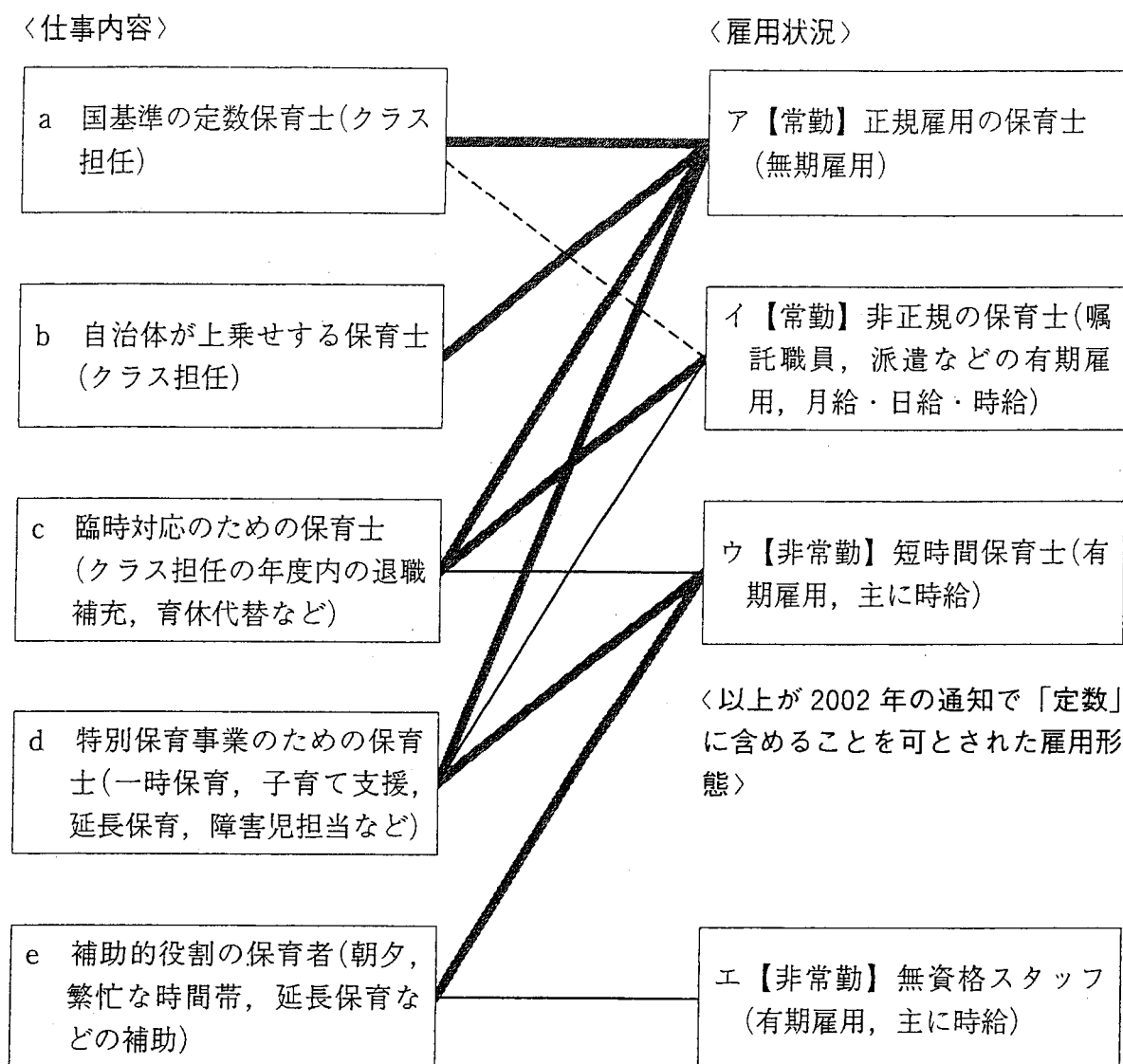


<次世代を社会で育てるしくみ>



年表：保育制度の変遷・規制緩和

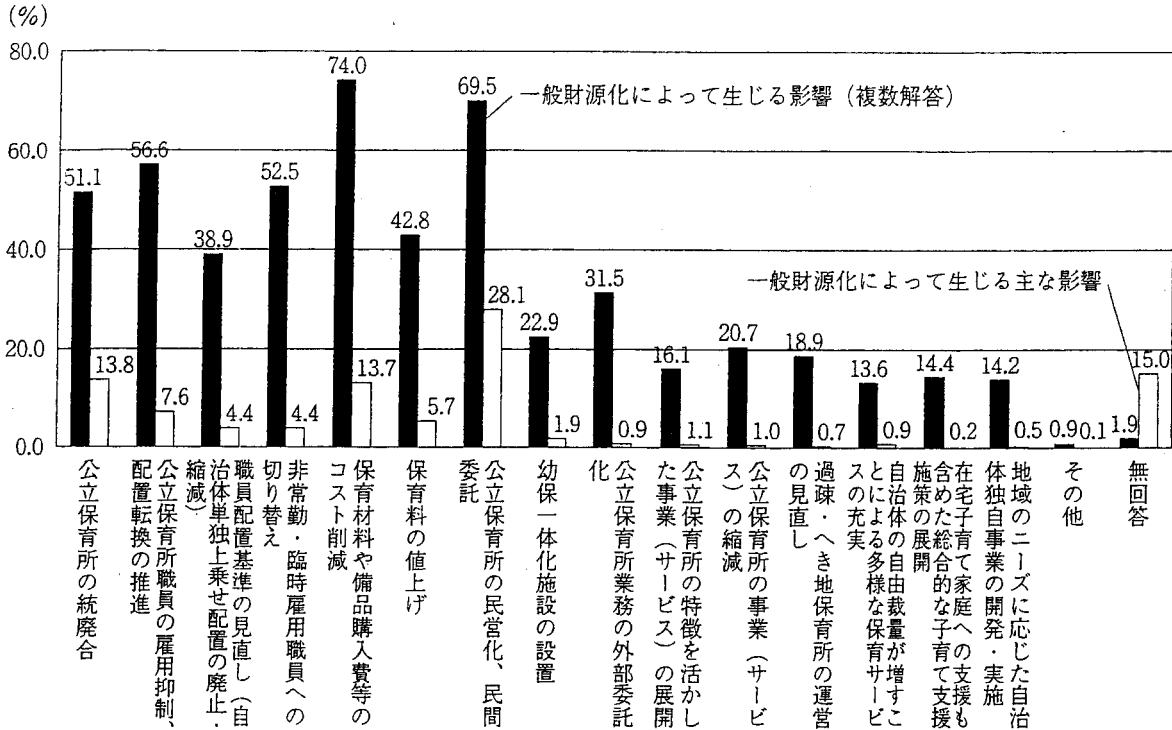
- 1995年 ●エンゼルプラン(低年齢児保育, 延長保育, 病後児保育, 学童保育などの充実)が5ヵ年計画でスタート
- 1997年 ●横浜市の横浜保育室制度がスタート
●改正児童福祉法が成立, 社会福祉基礎構造改革中間まとめ
●文部省, 幼稚園の預かり保育の助成制度を創設
- 1998年 ●児童福祉法改正, 措置から利用へ, 認可保育園の0歳児保育の一般化が謳われる, 学童保育(放課後児童健全育成事業)が法制化される
●認可保育園の短時間保育士の定数への導入(定数の2割まで)
●認可保育園の入所定員の弾力化(育休復職者の上の子の再入園, 兄弟同園入園の場合に限って, 定員を25%まで上回って受け入れてもよい)
●認可保育園の調理の業務委託が可となる
●文部省・厚生省から「幼稚園と保育所の施設の共用化等に関する指針」という通知が出され, 幼保の一体的運営への道が開かれる
●『厚生白書 少子社会を考える』発行, 仕事と子育てが両立できる社会システムの必要性を述べつつ, 保育サービスを効率よく柔軟に提供する必要があるとして公立保育園の民営化にもふれる
- 1999年 ●「保育所保育指針」9年ぶりに改訂(11月, 多様な機能, 子育ての相談・助言も保育園の業務に)
- 2000年 ●新エンゼルプランが5ヵ年計画でスタート
●認可保育園への企業等の民間参入を認める規制緩和(従来, 社会福祉法人のみに認められていた認可保育園の経営を企業・NPOその他にも認める)
●認可保育園の土地・建物自己所有の規制がはずれ, 賃貸施設も可となる
●認可保育園の「30人以上」定員の規制がはずれ, 「20人以上」となる
●児童福祉法改正, 認可保育園に苦情解決のしくみを設ける義務
- 2001年 ●認可保育園について, 園庭は近くの公園を代わりにしてもよい, さらなる入所定員の弾力化(125%, 年度後半は制限なし)などの通知が出される
●児童福祉法改正を公布(一部施行), 認可外保育施設の届け出制・指導強化, 市町村財産の貸付等保育所整備のための促進策, 保育士資格の名称独占(法律資格化, 保護者の指導も職務に, 公布後2年以内に施行)等
●東京都の認証保育所制度がスタート(5月)
- 2002年 ●認可保育園の短時間保育士の割合は制限なし(ただしクラスごとに常勤1名以上等の条件), 分園の民間委託を可とする通知(5月)
●「福祉サービスの第三者評価基準(保育所)」発表
- 2003年 ●調理室の防火構造の基準, 避難路基準を緩和(1月施行)
●公立保育園の国庫負担金一般財源化(12月決定, 2004年度より)
- 2004年 ●施設整備費の一般財源化
●「福祉サービス第三者評価ガイドライン(保育所)」(社会援護局)発表
- 2006年 ●認定こども園制度スタート(5月法案成立, 10月施行)



(注) ここでの【常勤】は「1日6時間以上かつ週20日以上勤務」, 【非常勤】は「1日6時間未満または週20日未満勤務」と定義している(2002年通知における厚生労働省の見解)。太線・細線は各地でよく見られる配置で, 太線は妥当性があると考えられる配置, 点線は本文で問題にしている非正規のクラス担任。

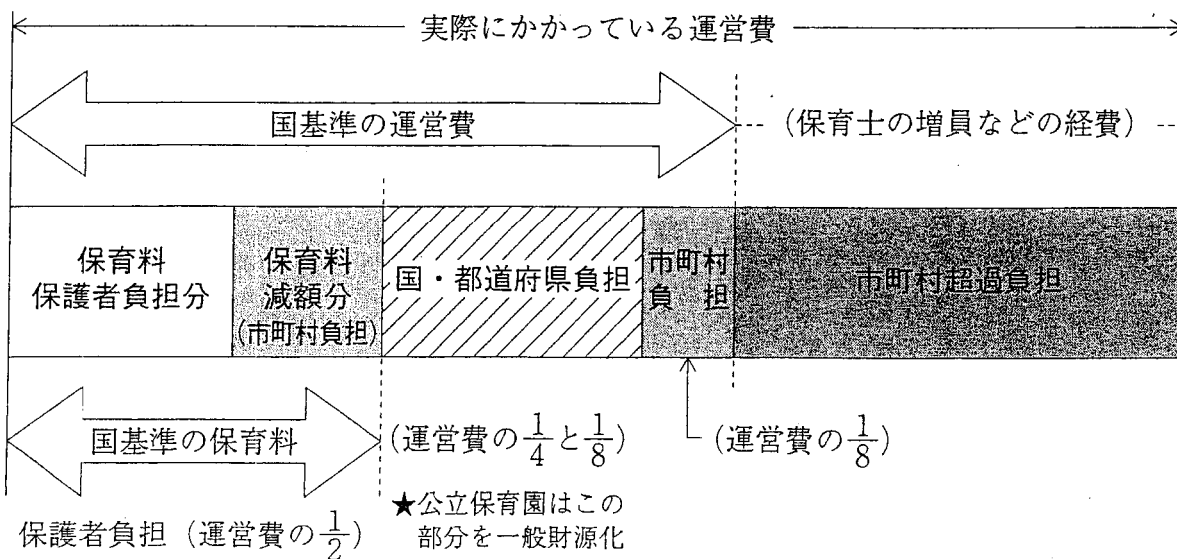
保育士の仕事内容と雇用形態

出典: 「変わる保育園」 普光院亜紀 2007年9月岩波書店

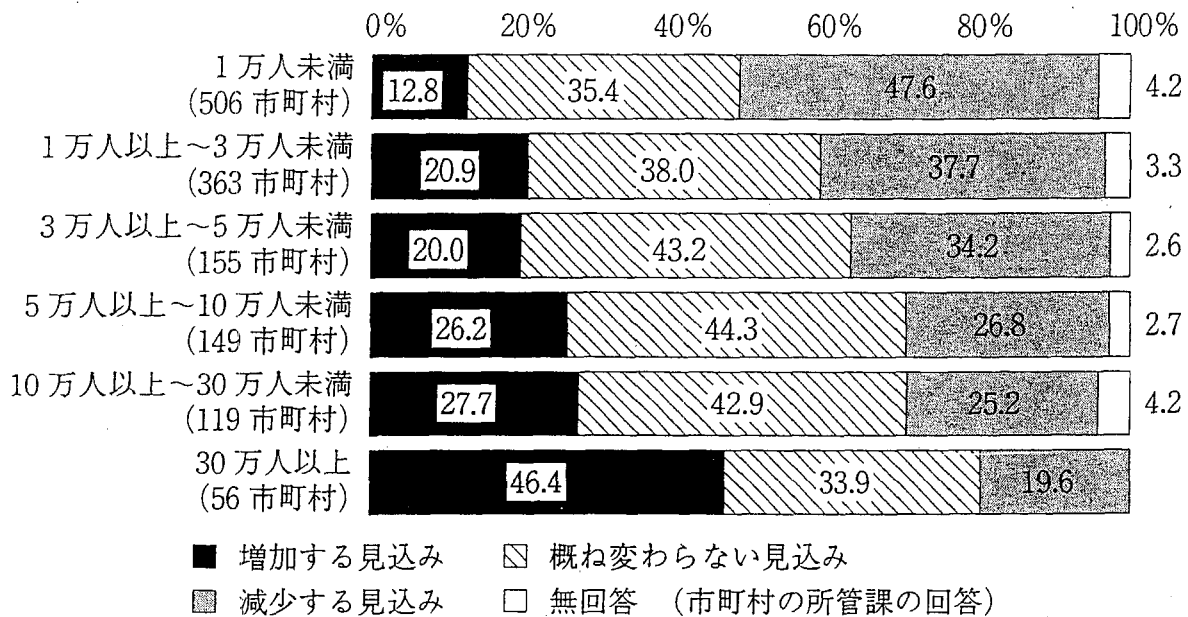


(資料) 全国社会福祉協議会・全国保育協議会『市町村保育行政及び公立保育所の運営に係る実態調査』(2005年)より。

一般財源化による影響(公立保育園園長 1349 人の回答)



認可保育園の運営費(国基準を上回る保育体制を整えている場合)



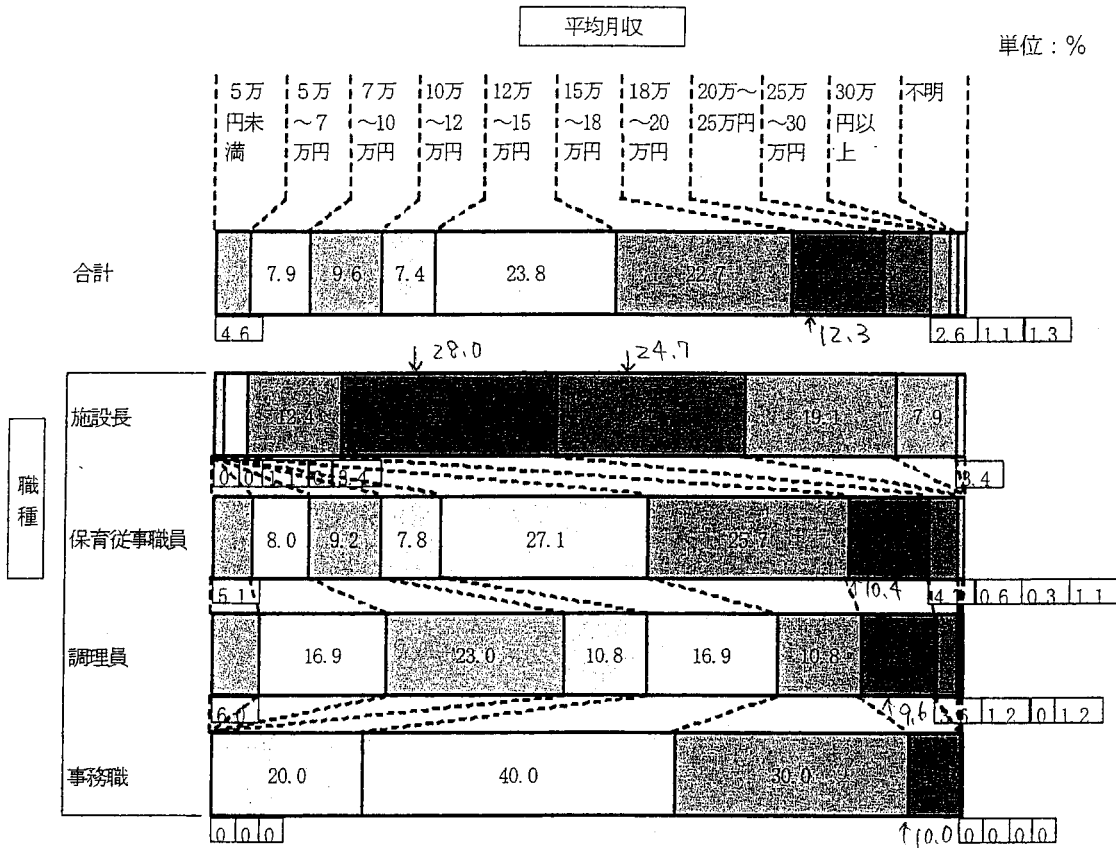
(資料) 全国社会福祉協議会・全国保育協議会『市町村保育行政及び公立保育所の運営に係る実態調査』(2005年)より。

自治体規模別の保育所運営費(平成17年度予算見込み額)の動向

(5) 月収

実際に認証保育所で働く職員の平均月収については、「12万～15万円」が最も多く、次の「15万～18万円」を合わせて、全体の約半数になります。

保育従事職員には非常勤職員が34.0%含まれている(36ページ参照)ということが、給与水準に反映していると考えられます。



※ 認証保育所従事者アンケートから

出典：東京都認証保育所実態調査 東京都 平成16年7月

認証保育所の平均保育料(月 220 時間保育=11 時間保育を 20 日間)

| | 0 歳 | 1 歳 | 2 歳 | 3 歳 | 4 歳 | 5 歳 |
|----------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| A 型平均(円) | 65,300 | 63,100 | 62,400 | 59,500 | 58,700 | 58,600 |
| B 型平均(円) | 56,900 | 56,100 | 55,600 | | | |

認可保育園と認証保育所の保育料比較(月20日間として)

| | A 家 1 歳児 | B 家 1 歳児 | C 家 1 歳児 | B'家 1 歳児と5 歳児 |
|-------------------------------|------------------------------|----------|----------|-------------------------------|
| 世帯所得税額 | 3.9 万円 | 35 万円 | 76 万円 | 32 万円 |
| 認可保育園(公私立) (1 日 11 時間まで同額) | 15,400 円 | 35,700 円 | 53,700 円 | 38,520 円 |
| ある認証保育所 | | | | |
| (1 日 10 時間) | 49,350 円 | | | 84,000 円 |
| (1 日 11 時間) | 70,350 円 (うち延長料 21,000 円) | | | 126,000 円 (うち延長料 42,000 円) |

★都内のある区の認可保育園保育料基準と、その区に実在する認証保育所の保育料の試算

★3つのランクの世帯年収について、基本的な控除のみを参入した単純な税額計算をした。モデルとした年収は、Aは妻100万円、夫300万円、Bは妻400万円、夫500万円、Cは妻600万円、夫800万円

★東京都は、保育料の軽減割合がもっとも大きい地域であり、他の政令指定都市の認可保育園保育料では、Aで5000-1万円、Bで1-2万円、Cで同額-1万円程度高くなる。ちなみにB'はBと同じ年収の家庭で子どもが2人になった場合で計算している

出典：「変わる保育園」普光院垂紀 2007年9月岩波書店

IV 本当の「質」を求めて

第三者評価と保育の質

ここまで述べてきたことからわかるように、認可保育園やその他の保育サービスにおいて、保育の自身の透明性を高めることは、保護者の選択を助ける意味でも、施設自身の質向上の努力を促す意味でも、非常に重要です。

保育の質を明らかにする試みのひとつとして、国が主導して普及を図っている第三者評価制度があります。しかし、この制度については、次のような問題点を指摘しなくてはなりません。

- ① ① いていねいな評価制度をつくると受審料が高くなる、受審料その他もろもろの理由から制度の普及が進まない。
- ② ② 評価機関に力量のばらつきがある。
- ③ ③ 評価機関が施設をクライアントとしてとらえる関係では、評価の公正を保つインセンティブ（動機づけ）が働かない（さらに、評価機関が審査対象の施設に人材派遣やコンサルティングサービスなどを並行して行うことは是非）など、構造的な問題がある。
- ④ ④ 国が二〇〇四年に示したガイドラインでは、運営管理に関する抽象的な評価項目が多くなっ

ており、施設にとっても、保護者や子どもにとっても、実用性の薄いものとなっている。

特に、④に書いた国のガイドラインや東京都の評価項目では、実際に子どもが受けるサービスに直結した内容や、保育所保育指針に根差した内容が薄い点が残念です。

また、②の評価機関の力量の問題。評価員は、評価にあたって現場をしっかりと見ているのかどうか、利用者(子ども)の視点に立った評価ができているか、その資質や理念を備えているのかどうか、気になるところです。施設を訪問し、事務室でマニュアルや記録がそろっているかチェックし、施設長にインタビューするだけでは、保育の質は測れません。

また、評価機関としては、他の評価機関と顧客(施設)をとりあう競争になるため、どうしても評価が甘くなる傾向があります。特に、評価項目が抽象的で大きくくりな評価や、マニュアルと記録の有無を見るだけの項目が中心の評価では、施設側の形式的な下準備によって最高評価を得やすいという欠点があります。中には、施設長が語ったPRをそのまま引き写した評価コメントも見られ、第三者評価機関としての理念が疑われます。

改善点としては、

- ① ① 第三者評価以前に、法令その他の基準を満たしているかどうかチェックする指導監査を、どこの自治体でもきちんと実施し、公表もすること。
- ② ② 第三者評価では、指導監査と重なるような運営関係項目を減らし、評価をスリム化して受審料を低く設定できるようにすること。かつ、「子どもにとってのサービスの質」(教育機能も含め)

を評価できる評価項目にすること。

③評価機関が、利用者への中立公正な情報提供のために努力するよう、インセンティブを働かせるしくみをつくること。

④評価そのものがコンサルティング機能をもつのはよいとしても、評価機関が同じ施設に評価とコンサルティングを行うような癒着型の事業展開は禁止すること(第三者評価とはいえない)。
などが求められるでしょう。

保育園が親にくれるもの

私にとって、保育園という場所は、ある種のカルチャーショックを与えてくれた場所でした。

保育園を訪れると、赤ちゃんから年長児まで、保育士に慈しまれながらのびのびゆったりと、あるいは元気いっぱい潑刺と過ごしています。街中で子どもが自由に遊ぶことが少なくなった今、忘れられがちな子ども本来の姿が保育園にはあります。子どもを産む以前の私は「子どもが苦手」で、子どもを産んでからも「子育てが下手」な母親でしたが、保育園に出会い、その「子どもワールド」に(そして、子どもとかかわる保育士の姿に)接して、子どもへの理解を深め、支えられながら子育てへの「耐性」を身に付けていったと思います。

二〇〇二年に実施した「保育園を考える親の会」の会員アンケートで、「保育園の保育や子どもの生活ぶりを知って学んだこと、勉強になったこと」を自由に書いてもらったところ、非常に

多くの書き込みがありました。

給食や遊びの充実、精力的な園外保育への感謝の言葉のほか、何人もが書いていたのが、「子どものやる気を大切にしてくれる」「家庭ではつい親がやってしまうことを保育園では子どもにじっくりやらせてくれている」「生活習慣も上手に身に付けさせてもらった」「子ども同士のかわりを大切にしている、ケンカも見守っている」「親とはちがう視点で子どものいいところを見つけてほめてくれる」などのことでした。

これは、私も感じたことですが、一人ひとりを認めること、子どもの主体性を大切にすること、子ども同士のかかわりの中で子どもは育つことを、保育園は親に伝えてくれています。

気ぜわしい現代の生活では、大人はなかなか子どものペースで物事を考えにくくなっています。また、子どもが少なくなり、その発達について全体像が見えにくくなっているために、子どもを理解できなかったり、子育てのストレスが増したりすることがあります。たとえば、言葉がどんどん話せるようになる二歳児期は、周囲に強い自己主張をするようになりますが、実は「やりたいうこと」と「できること」のギャップが大きく、かんしゃくを起こしたり、駄々をこねたりして、親にとっては苦痛なことが多い時期です。でも、このとき、その不合理さこそが成長の証であり、必要なプロセスだということがわかっていれば、親は待つことができるでしょう。

保育園でさまざまな子どもたちの姿、保育士の接し方や子ども観にふれることで、親はたくさん

社会保障審議会少子化対策特別部会ヒアリング（3月21日（金））

野木保育園理事長
坂崎隆浩

1. 保育現場の現状と課題

○保育所に期待される役割の拡大

保育現場では、子どもの最善の利益を基本に置いた真摯な取組

（例）

- ・ 保護者に対する支援（養育困難な家庭の増加、地域の子育て支援への対応）
- ・ 3歳未満児の受入れ拡大に伴う健康・安全のきめ細かい対応
- ・ 発達障害を含めた障害を持つ子どもの受入れの増加
- ・ 食育の推進
- ・ 発達段階に応じた幼児教育の充実

→保育所・保育士に求められる資質や専門性は深化・拡大

○保育士（国家資格化による）多忙化とそれに見合わない待遇

- ・ 限られた職員による業務の多忙化（保護者対応、研修、保育の諸準備等）
- ・ 規制緩和によるパート保育士の増加、正規職員の負担増大
- ・ 他職種と比べて低位な給与水準

→将来的に優れた人材の確保が困難になる懸念

2. 地方の現状と課題

○保育水準の地域間格差

- ・ 現在の保育所は国の定める運営費だけで運営することは困難（自治体が独自の追加財源を充てて運営費を増額している）
- ・ 財政状況や首長の姿勢で保育水準に地域間格差

○都市部と地方の直面する課題の違い

- ・ 都市部：待機児童の解消のための保育サービスの拡充
- ・ 地方：厳しい財政状況の中での保育機能の維持

1及び2における現状の中で認可保育所は、質の高い保育実践と保育所機能を発揮しているが、それは保育所及び保育者の自助努力の上に成立しており、更に十分に発揮するためには大幅な保育環境の改善を図る必要がある。

3. 保育サービスの拡充に当たっての要望

○保育環境及び職員の処遇の改善による保育の質の確保

(例)

- ・ 保育所の開所時間（11時間）と保育時間（8時間を基本）を前提とした職員配置の整合性の確保
- ・ 保育士の配置基準の改善（1・2歳児や3歳児の基準）
- ・ 専門的職員（看護師、栄養士、障害児対応、子育て支援対応）の配置
- ・ 他職種との均衡のとれた保育所職員の処遇（給与）の改善

○職員の専門性、資質の向上のための施策の推進

(例)

- ・ 保育所施設長、主任保育士の資格化
- ・ 保育士資格・養成制度の改善（例：国家試験の導入、専門・上級資格の創設）
- ・ 地方自治体による研修体制の確保

○地方での保育サービスの財源確保のための仕組みの構築

- ・ 地方自治体において、保育サービスの拡充や計画的な基盤整備などが可能な安定的財源を確保できる財源確保の仕組み

4. 新たな保育のシステムの議論に当たっての要望

○直接契約など利用者の選択できる仕組みの議論については、

- ① 現行のシステムの成功例を十分に吟味していただきたい
- ② 保育の必要性の高い子どもの利用が排除されないこと、
- ③ 保育サービスの拡大のための保育財源の確保、需給バランスの確保、保育環境の改善を前提として、その可否について検討頂きたい。

○都市部の待機児童解消のための保育サービス拡充ばかりではなく、少子化及び過疎地問題が直面している地方の保育サービスを充実するために国基準の財源の確保及び最低基準の維持をしていただきたい。

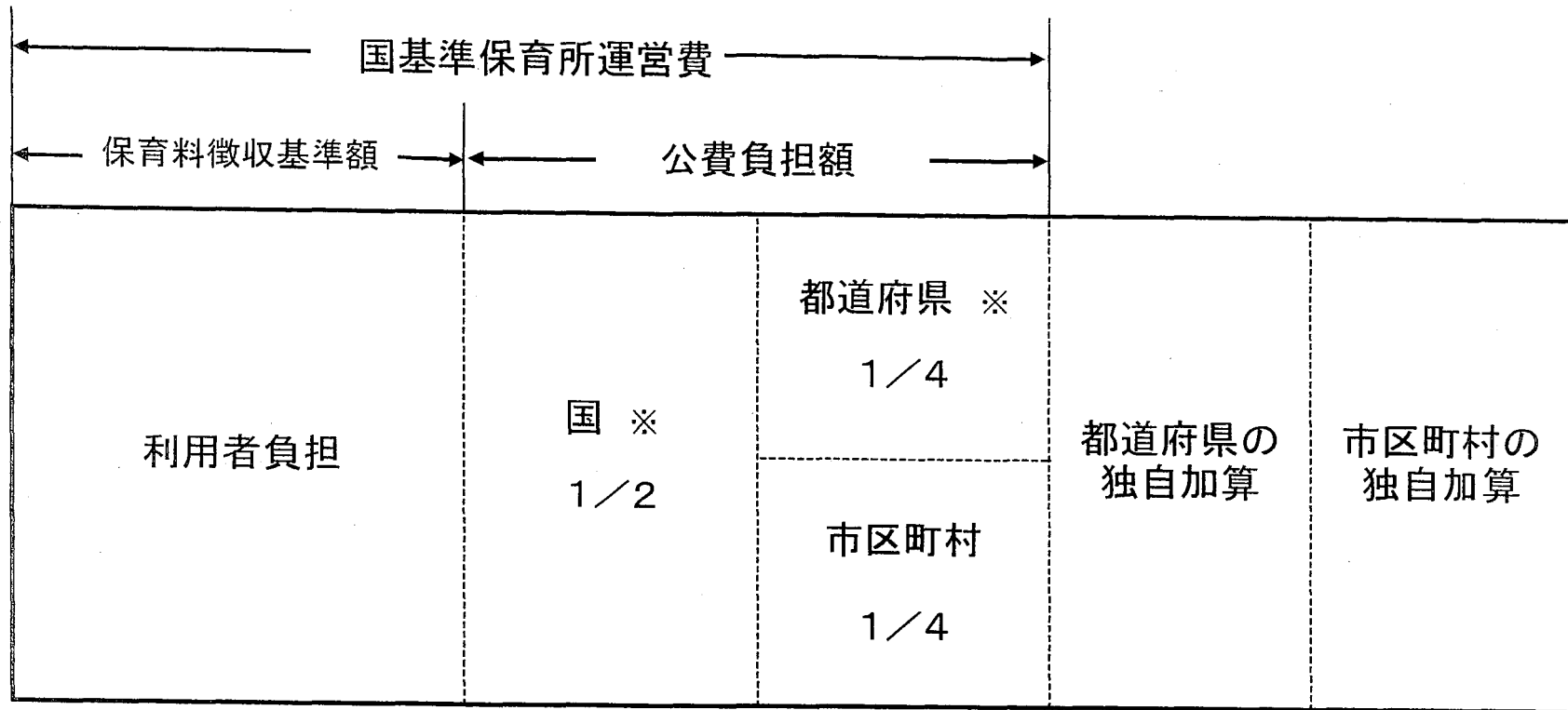
○具体のシステムの制度設計の議論に保育関係者が参画する機会を検討頂きたい。

各国の保育制度（職員配置の基準）

| 国名 | 職員配置 |
|------|---|
| 日本 | 0歳児 3 : 1 1・2歳児 6 : 1 3歳児 20 : 1 4・5歳児 30 : 1 保育者は有資格者のみ |
| アメリカ | ○国としての統一的な基準はない （州によりまちまち） 【例：ノース・キャロライナ州】 0歳 5 : 1 1歳 6 : 1 2歳 10 : 1 3歳 15 : 1 4歳 20 : 1 5歳 25 : 1 |
| ドイツ | ○国としての統一的な基準はない （州によりまちまち） 【例：ハンブルグ市州】 0歳～2歳 12 : 2 （保育士＋社会教育アシスタント） |
| フランス | ○所長及び保育職員の半数以上は 乳幼児専門の資格者（集団保育所） |
| イギリス | ○公立保育所 1 : 1～6 : 1（年齢による） ○私立保育所 0～2歳児 3 : 1 2～3歳児 4 : 1 3～5歳児 8 : 1 保育職員の半数以上は有資格者 |

（出典） ○「2003～2004年海外情勢報告」（厚生労働省大臣官房国際課）
 ○「就学前教育のあり方に関する海外調査」（2004年 株式会社日本総合研究所）

保育費用に係る公費負担の仕組み



※ 公立保育所は平成15年度から一般財源化され、市区町村が負担

保育所に対する公的助成の例(民間保育所)

平成17年度

| 区分 | | 千葉県内A市 | 東京都内B区 |
|---------------|------------|------------|--------------|
| 総額 | 公的助成総額 | 299,080 千円 | 4,781,540 千円 |
| | うち国基準公的助成額 | 239,942 千円 | 1,816,702 千円 |
| | うち自治体単独補助 | 59,138 千円 | 2,964,838 千円 |
| | 保護者負担総額 | 147,242 千円 | 726,684 千円 |
| | 費用総額 | 446,322 千円 | 5,508,224 千円 |
| 1人当たり (年額) | 公的助成額 | 506 千円 | 1,296 千円 |
| | うち国基準公的助成額 | 406 千円 | 492 千円 |
| | うち自治体単独補助 | 100 千円 | 804 千円 |
| | 保護者負担総額 | 249 千円 | 197 千円 |
| | 費用総額 | 755 千円 | 1,493 千円 |
| 保育所数 | | 6 カ所 | 38 カ所 |
| 在園児数(年間延べ) | | 7,094 人 | 44,284 人 |

※保育課調

| | |
|---------------------------------------|-----|
| 第5回社会保障審議会 少子化対策特別部会 平成20年3月21日 | 資料6 |
|---------------------------------------|-----|

少子化対策特別部会「次世代育成支援に関するサービス・給付の現状」
の資料に関する意見

080320
(有)セレーノ
杉山千佳

3月21日の部会ですが、所要のため欠席につき、意見書をまとめました。参考にさせていただければ幸いです。

・制度の現状について、全体を網羅するわかりやすい資料が出たことはとてもうれしく思っています。ありがとうございました。

(議論に先立ち必要と思うこと)

- ・質の話ばかりしていると、量を拡充することができません。いかに量を拡充していくか、あわせて質をどう維持・向上させていくか、両方に目配りをする必要があると思います。
- ・これまで私たち子育て支援活動を行ってきたものが重視してきた点に、「親を単なる支援の受け手にしない」、「相互支援・地域の支えあいの視点」があります。「子育て支援」は、単なるモノの売買のようなサービスではありません。子どもを核に人と人が関係を結ぶ作業です。この理念をどう組み込んでいくかは大変難しいのですが、どんなときでも忘れないようにしながら議論を進めていけたらと思っています。
- ・「待機児対策を積極的に行わなければならない都市部」と「若者が減る一方で少子化対策が必要な地域」では取り組む内容が全く違うこと、「妻の就労継続」など、仕事と家庭の両立支援に重点を置かなければならない0～3歳と、幼稚園と保育園のあり方を模索する4、5歳、学童期対策ではやらなければならないことが全く違います。大卒の議論ではありますが、地域別、年齢別にやるべきことを整理して、とりこぼすことなく進めていただけたらと思います。

(保育サービスについて)

- ・保育所（通常保育）を核に必要なものを対処療法的に付け加えてきたのがこれまでだったと思いますが、働き方やライフスタイルがこれだけ変化したのですから、抜本的に見直す必要があります。
- ・気をつけたいのは、「ワーク・ライフ・バランス」の応援に資するものであるということ。子どもが病気でも夜中でもいつでも空いていて、いつでも預かってもらえるという施設が果たして子どもにとってよいのかどうか、「サービスがある」ということで、親が（雇用者に求められて）そちらに流れてしまうという側面もあることに十分留意したいと思います。そういう意味では、よく引き合い出されるフランスやスウェーデンの働き方はどうなのか、

子どもが病気の時に預かってくれるサービスなどというものがそれら先進国に存在するのか、延長保育の受け皿はどうなっているのか、参考にしたいと思います。

・「現実問題必要なのだ」というニーズも当然、あります。受け皿づくりは必要ですが、一方で、公的支援としてどこまで行うのか、事業者と従業員で解決できないのか、費用対効果などもみながら議論する必要があると思います。

・「多様な働き方」に対応するという意味では、「特定保育」「休日保育」については通常保育に組み込んでよいのではないのでしょうか。

・「通常保育はすべて税金で」という考え方は、妻が働いていない、現状約7割いるとも言われている家庭とのバランスを欠いているのではないのでしょうか。どこがどれだけ負担をするかについても、議論が必要でしょう。

・新待機児ゼロ作戦もあり、今後量を拡充していかなければならないことを踏まえると、施設整備補助について株式会社、NPO法人も対象にして、「やりたい」と思う人が、同じスタートラインのもと、よいサービスを提供していただけるよう仕組みを見直す必要があるのではないのでしょうか。

(その他の保育事業について)

・家庭的保育事業は現状「認可保育所の補完的役割」という位置づけですが、今後の新しい保育の柱として独立させて制度化したほうがよいのではないのでしょうか。

・病児・病後児保育や一時保育など、何を「専門職」にゆだね、何を「地域のボランティア」にゆだねるのかといった十分な議論を行わないまま、これまで来てしまったように感じます。「保育の質」にこだわるのであればなおのこと、専門家のやるべきことは何か、ボランティアなど地域の支えあいだからこそこできることは何かなど、議論をし、できればガイドラインなどを設け、一定の合意の上でよりよい子育ての環境をつくる努力を行うべきではないかと思います。

(すべての子どもの健やかな育成を支える給付・社会基盤について)

・このなかのいくつかの事業は歴史も浅く、現場においてどのような機能が求められるかまだ確定しておらず、親子や社会のニーズに合わせて変化していく可能性が高い事業も多いように思います。ある程度落ち着くまでには時間が必要で、親子によって求める支援内容が相当変わってくると予想されます。そこで、親子の状態を把握しながら、「あなたにはこの支援サービスがいいのでは？」と、案内をするような役割の人を置いていただけないのでしょうか。介護保険制度のケアマネージャーほどの強い役割は必要ありませんが、地域資源とつなげ、親の正しい選択を応援する助言者は必要です。全戸訪問事業あるいは、地域子育て支援センターなどに、そうした機能も付加されるとよいのではないのでしょうか。

以上。